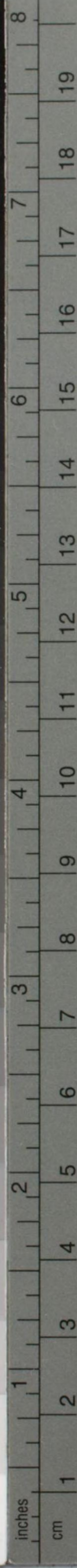


Kodak Gray Scale



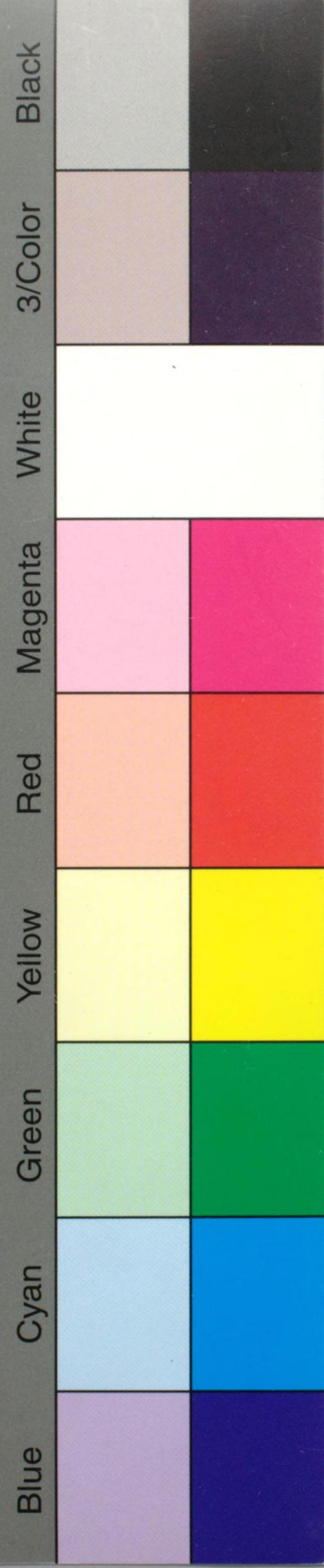
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



返還物品等關係 重要通達集

調達庁総務部
調達協力課編

343.9
Tg 993h



522307

注
 コノ通達集ハ、昭和35年1月31日現在ヲ編集シテアリマスマガ、ソノ後参考資料ノウチ下記ノ通達ガ改正サレテオリマス。

頁	旧			改正		
	年月日	発信番号	件名	年月日	発信番号	件名
	33. 6. 4	蔵 計 オ 1648号	物品増減及ビ現在額報告書 ノ作成及ビ送付ニツイテ	35. 3. 19	蔵 計 オ 693号	物品増減及ビ現在額報告書 ノ作成及ビ送付ニツイテ
	33. 6. 4	蔵 計 オ 1701号	物品増減及ビ現在額報告書 ニ記入スベキ物品ノ品目ノ 表示及ビ数量ノ単位ニツイ テ	35. 3. 19	蔵 計 オ 692号	物品増減及ビ現在額報告書 ニ記入スル物品ノ品目ノ表 示及ビ数量ノ単位ニツイテ
	34. 3. 30	蔵 計 オ 790号	昭和33年度物品増減及ビ 現在額報告書ニ関スル資料 ノ提出ニツイテ(物品増 減及ビ現在額報告書作成上 ノ注意事項ニツイテヲ含 ム。)	35. 3. 19	蔵 計 オ 715号	物品増減及ビ現在額報告書 ニ関スル資料ノ提出ニツイ テ(物品増減及ビ現在額 報告書ナラビニ添付資料作 成上ノ注意事項ニツイテヲ 含ム。)

目 次

調 達 規 関 係

年月日	発信番号	件 名	頁
34. 8.27	調達規才16号	返還物品取扱細則	1
" " "	調達規才17号	返還物品予定価格積算要領	47
" 10. 9	調達規才18号	調達事業物品取扱細則	55

通 ち ヲ ウ 関 係

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件 名	頁
25. 8.31	特勞発才1165号 (CLW)	各局長	労務管 財部長	(返還物品関係) 解除物件ノ寄託価 格ニツイテ	78
9.22	特技発才941号 (CES)	各局長	技術監 督部長	解除物件ノ寄託価 格ト予定価格ニツ イテ	79
26. 4.27	特調乙発才262号 (CIW)	各局長	長 官	管材役務完了確認 処理要領ノ改定ニ ツイテ	80
8. 6	特管発才161号 (CPW)	各局長	管理部 長	一般競争入札ニヨ ル解除物件ノ売却 ニツイテ	84
32. 5.18	調総発才479号 (CGA)	横浜局 長	総務部 長	終戦処理費購入物 件ガ米軍ニオイテ 直接払下ゲ処分サ レタ場合ノ処置ニ ツイテ (回答)	86
32. 5.23	調総発才498号 (CGO)	各局長	総務部 長	返還物品ノ売却ニ 関スル入札保証金 オヨビ契約保証金 ニツイテ	89
6.12	調総発才559号 (CGO)	横浜局 長	総務部 長	返還物品ノ売却処 理ニツイテ	90
33. 3.24	調総発才350号 (CGO)	横浜局 長	総務部 長	駐留軍直接払下ゲ 物品ノ識別ニヨリ 返還サレル物品ノ 取扱ニツイテ	92

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	頁
33. 5.10	調達乙発才44号 (CGO)	各局長	次長	国有財産ノ売却、 取コワソオヨビ撤 去工事ニ伴イ生ズ ル発生材等ノ取扱 ニツイテ	96
5.13	調達丙発才110 号 (CGO)	横浜局 長	次長	混入物品ノ契約方 式ニツイテ	98
7. 4	調総発才764号 (CGO)	各局長	総務部 長	返還物品ニ関スル 物品増減オヨビ現 在額報告書ニツイ テ	100
8.27	調総発才945号 (CGO)	各局長	総務部 長	予算決算及ビ会計 令臨時特例7ノ 一部改正ニツイテ	101
9.10	調達丙発才182 8号 (CGO)	各局長	次長	予算決算及ビ会計 令臨時特例ノ一部 改正ニ伴ウ返還物 品関係物品管理簿 等ノ記入方法ノ変 更ニツイテ	104
10. 2	調達乙発才103 号 (CGO)	各局長	次長	在日不動産返還書 ニヨツテ返還サレ タ物品ノ取扱ニツ イテ	105
10.23	調達乙発才109 号 (CGO)	各局長	次長	国有財産ノ売却、 取コワソオヨビ撤 去工事ニ伴イ生ズ ル発生材ノ物品管 理簿等ヘノ記入方 法ニツイテ	107
10.25	調達甲発才27号 (CGO)	各局長	長官	予算決算及ビ会計 令臨時特例才5 条才1項才7号ノ 27ノ運用ニツイ テ	108
12. 5	調総発才1289 号 (CGO)	各局長	総務部 長	物品ノ分類ノ改正 ニツイテ。	110
34. 1.22	調総発才31号 (CGO)	各局長	総務部 長	計量法施行法ノ実 施ニ伴ウ返還物品 処理業務ニオケル 計量単位ニツイテ	112

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	頁
34. 5.14	調達丙発才891 号 (CGO)	各局長	長官	昭和33年度分返 還物品関係物品管 理計算書ノ作成及 ビ提出ニツイテ	115
9. 2	調達乙発才56号 (CGO)	各局長	次長	返還物品予定価格 積算要領ノ取扱ニツイテ	120
9. 2	調達乙発才58号 (CGO)	各局長	長官	返還物品取扱細則 ノ実施ニツイテ	125
11.25	調総発才750号 (CGO)	各局長	総務部 長	ショッピング・ドキ ュメント等ニヨル 返還物品ノ受領等 ニツイテ	128
12.26	調達乙発才80号 (CGO)	各局長	次長	返還物品ノ引継等 ニツイテ	131
35. 1. 9	調総発才8号 (CGO)	各局長	総務部 長	返還物品関係物品 管理官等ノ官印ノ 作成等ニツイテ (調達事業物品)	133
32. 1.25	調達丙発才157 号 (CGO)	都道府 県知事	長官	物品管理法制定ニ 伴ウ物品管理官オ ヨビ分任物品管理 官ノ職ノ指定ニツ イテ (依頼)	135
33. 7. 4	調総発才762号 (CGO)	関係調 達事業 物品管 理官	総理府	調達事業物品ニ関 スル物品増減オヨ ビ現在額報告書ノ 作成ニツイテ	138
34.10.16	調達乙発才66号 (CGO)	各局長 関係官 庁都道 府県	長官	調達事業物品取扱 細則ノ実施ニツイ テ (ソノ他)	139
33.10. 7	調達甲発才26号 (CGO)	各局長	長官	駐留軍関係離職者 デ組織スル法人ノ 認定ニツイテ	142
10. 7	調達丙発才200 4号 (CGO)	各都道 府県知事	長官	駐留軍関係離職者 ノ証明等ニツイテ	144

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	頁
34.11.20	調達甲発 号 (CGO)	各局長	次長	駐留軍ノ用ニ供サ レタ通信施設ガ返 還ニナツタ場合ニ オケル処理ニツイ テ	145

大臣協議・承認関係

年月日	番号	アテ先	発信者	件名	摘要	頁
32. 1.25	調達丙発 号17号	内閣 総理大臣	長官	物品管理法 施行ニ伴ウ L調達事業 物品ヲオヨ ビL特別調 達資金物品 ノ管理事務 ヲ都道府県 所属ノ職員 ニ委任スル コトニツイ テ		149
2.16	調達丙発 号375号 (CGO)	内閣 総理大臣	長官	供用ノ必要 ガナクナツ タ調達事業 物品ヲ返還 物品ヘ分類 換スルコト ニツイテ		150
3. 1	蔵計 号788号	内閣 総理大臣	大蔵大臣	分類換ノ承 認ヲ要シナ イ分類換ノ 指定ニ関ス ル協議ニツイ テ		151
4. 3	総会発 号19号	長官	内閣 官房長官	調達事業物 品ノ返還物 品ヘノ分類 換ニツイテ		151

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	摘要	頁
32. 4.30	調達丙発 号1151 (CGA)	内閣 総理大臣	長官	物品管理法 施行ニ関シ 内閣総理大 臣ガ行ウ事 務ノ代決ノ 協議ニツイ テ		152
9.11	総会発 号1231 号	長官	内閣 総理大臣	物品管理法 ノ施工ニ関 シ内閣総理 大臣ノ行ウ 事務ノ代決 ニツイテ		153
4.30	調達丙発 号1152 (CGA)	内閣 総理大臣	長官	物品管理法 ヲ14条ニ 規定スル運 用計畫ニ関 スル摘要除 外ノ協議ニ ツイテ		153
33 7.29	蔵計 号2288 号	内閣 総理大臣	大蔵大臣	運用計畫ヲ 立テルコト ヲ要シナイ 物品ノ指定 ニ関スル協 議ニツイテ		154
7.31	総会発 号1.012 号	長官	総理府 総務長官	運用計畫ヲ 立テルコト ヲ要シナイ 物品トシテ 指定ニツイ テ		155
9.15	調達丙発 号1.856 号 (CGO)	防衛庁 長官	長官	返還物品ノ 随意契約ノ タメノ大蔵 大臣ヘノ協 議ニツイテ (依頼)		155
10. 4	蔵計 号2873 号	内閣 総理大臣	大蔵大臣	予算決算及 ビ会計令臨 時特例ヲ5 条ヲ2項ノ 規定ニヨル 随意契約ノ 協議ニツイテ		157

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	摘要	頁
33.10.6	総会発 才1515 号	防衛庁 長官	総理府 総務長 官	返還物品ノ 随意契約ニ ツイテ		157
10.13	防衛庁発 官 総 才126号	長官	防衛庁 長官	返還物品ノ 随意契約ニ ツイテ	各局アテ通 知ハ昭33. 10.25調 達甲発才2 7号 (CGO)	157
34.6.24	調達丙発 才1183 号 (CGO)	内閣 総理大 臣	長官	返還物品関 係ノ物品管 理簿及ビ物 品出納簿ノ 様式ノ改正 ニツイテ (申請)		158
9.29	総会発 才1569 号	長官	総理府 総務長 官	物品管理法 施行規則才 38条才2 項ノ規定ニ 基ク帳簿ノ 特例ニ関ス ル協議ニツ イテ	各局アテ通 知ハ昭34. 10.6調総 発才664 号 (CGO)	163
9.3	調達丙発 才1656 号 (CGO)	内閣 総理大 臣	長官	返還物品及 ビ調達事業 物品ニ関ス ル物品管理 官等ノ指定 官職ノ改正 ニツイテ (申請)		163
11.24	総会発 才2005 号	長官	内閣 総理大 臣	物品管理官 ノ指定変更 及ビ分任物 品管理官ノ 事務範囲ノ 変更ニツイ テ		167
11.24	総会発 才2006 号	長官	内閣 総理大 臣	物品管理官 等ノ廃止ニ ツイテ		168

参 考 資 料

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	摘要	頁
	調達命令 書 T M R S 才1号	日本政 府運輸 省	才3鉄 道輸送 司令部 調達局 長	調達命令書		169
25.3.20	蔵理特財 才222号	特別調 達庁 次長	大蔵省 理財局 長 大蔵大 臣官房 会計課 長	終戦処理費 等ノ所管換 ニ伴ウ大蔵 省所管物品 ノ保管転換 及ビ物品ノ 処分ニ伴ウ 才入ノ措置 ニツイテ		170
5.29			特別調 達庁長 官 日本国 有鉄道 総裁	連合国軍関 係経費ノ処 理ニ関スル 特別調達庁 日本国有鉄 道間ノ協定 事項		173
27.3.22		財務局 長、北 海、東 畿、神 戸、中 国、九 州各海 運局長、 文部大 臣官房 会計課 長、通 商産業 大臣官 房会計 課長	賠償庁 賠償部 長 内閣総 理大臣 官房会 計課長	賠償施設処 理費支弁ニ 係ル総理府 所管物品ノ 保管転換及 ビ物品ノ処 分ニ伴ウ才 入ノ措置ニ ツイテ		174

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	摘要	頁
33. 6. 4	蔵計 オ1648 号	内閣総 理大臣 官房会 計課長	大蔵省 主計局 長	物品増減及 び現在額報 告書ノ作成 及び送付ニ ツイテ	総理府カラ ノ通知：昭 33.6.6付 総会発オ5 80号 各調達局へ ノ通知：昭 33.6.18 付調総発オ 694号 (CGO)	176
6. 4	蔵計 オ1701 号	内閣総 理大臣	大蔵大 臣	物品増減及 び現在額報 告書ニ記入 スベキ物品 ノ品目ノ表 示及び数量 ノ単位ニツ イテ	同上	181
7.22	蔵計 オ2225 号	内閣総 理大臣	大蔵大 臣	物品管理法 施行令オ1 6条オ3号 ノ規定ニヨ ル指定ニ関 スル協議ニ ツイテ	総理府カラ ノ通知：昭 33.8.5付 総会発オ1 048号 各調達局ソ ノ他、関係 先へノ通知 昭33.9.1 付調達丙発 オ1765 号(CGO)	187
7.19	事務連絡		大蔵省 主計局 司計課 決算係	物品ノ亡失 又ハ損傷等 通知ノ作成 上ノ注意事 項ニツイテ	総理府カラ ノ通知：昭 33.9.5付 事務連絡	188
12. 8	自貨 538号	陸運局 長	運輸省 自動車 局長	新計量単位 ノ完全実施 ニ伴ウ貨物 自動車運送 事業運賃料 金ノ取扱ニ ツイテ	各調達局へ ノ通知：昭 34.1.22 付調総発オ 31号 (CGO) 別添2	194

年月日	発信番号	アテ先	発信者	件名	摘要	頁
33.12.26	港倉 オ222号	海運局 長 陸運局 長	運輸省 港湾局 長	新計量単位 ノ実施ニ伴 ウ普通倉庫 保管料ノ改 訂ニツイテ	各調達局へ ノ通知：昭 34.1.22 付調総発オ 31号 (CGO) 別添1	195
34. 1.14	料金情報		運輸省 港湾局 倉庫課	新計量単位 ノ実施ニ伴 ウ普通倉庫 荷役料ノ取 扱ニツイテ		204
3.30	蔵計 オ790号	内閣総 理大臣 官房会 計課長	大蔵省 主計局 長	昭和33年 度物品増減 及び現在額 報告書ニ関 スル資料ノ 提出ニツイ テ	総理府カラ ノ通知：昭 34.4.17 付総会発オ 168号 各調達局へ ノ通知：昭 34.5.8付 調総発オ3 13号 (CGA) 昭34.5.1 4付調達丙 発オ891 号 (CGO)	207
12.10	調達乙発 オ74号 (CGO)	各局長	次長	米軍回章7 35-6ノ 制定ニツイ テ		219
12.21	蔵計 オ3570 号		大蔵大 臣	物品管理法 等ノ実施ニ ツイテ		244
12.21	蔵計 オ3571 号		大蔵大 臣	物品管理法 施行令オ5 条オ1号ノ 規定等ニ基 ク指定ノ改 正ニツイテ		249

項目	内容	備考	備考	備考
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120

調 達 規 関 係

調達規関係の概要を説明する。本規関係は、調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。

本規関係は、調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。

本規関係は、調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。調達業務の効率化とコスト削減を目的として制定されたものである。

内閣オヨビ総理府物品管理規則（昭和32年総理府訓令才1号）
才26条ノ規定ニ基キ、返還物品取扱細則ヲ次ノヨウニ定メル。
昭和34年8月27日

調達庁長官 丸 山 侑

返還物品取扱細則

目 次

- 才1章 総則（才1条～才4条）
- 才2章 物品ノ管理機関（才5条～才9条）
- 才3章 物品ノ管理
 - 才1節 検収（才10条～才12条）
 - 才2節 輸送オヨビ寄託（才13条～才18条）
 - 才3節 自己保管（才19～才21条）
 - 才4節 管理換等（才22条～才29条）
 - 才5節 売払（才30条、才31条）
 - 才6節 払出（才32条）
 - 才7節 状態級別換オヨビ品目更訂（才33条、才34条）
 - 才8節 廃棄ノ決定オヨビ亡失ノ整理（才35条～才38条）
- 才4章 物品管理職員ノ責任（才39条、才40条）
- 才5章 雜則（才41条～才49条）

附 則

才1章 総 則

（目 的）

才1条 コノ細則ハ、内閣オヨビ総理府物品管理規則（昭和32年総理府訓令才1号。以下「規則」トイウ。）才26条ノ規定ニ基キ、物品ノ管理ヲ適正カツ効率的ニ行ウタメ必要ナ事項ヲ定メルコトヲ目的トスル。

（定義オヨビ性格）

才2条 コノ細則（才25条ヲ除ク。）ニオイテ、次ノ各号ニ掲ゲ

ル用語ノ意義ハ、当該各号ニ定メルトコロニヨル。

一 物品 規則別表オ1ニ規定スル返還物品ヲイウ。

二 事業物品 規則別表オ1ニ規定スル調達事業物品ヲイウ。

三 管理官 内閣総理大臣（以下「大臣」とイウ。）カラ物品ノ管理ニ関スル事務ノ委任ヲ受ケタ物品管理官ヲイウ。

四 代理管理官 管理官ニ事故ガアル場合ニオケルソノ事務ヲ代理スル代理物品管理官ヲイウ。

五 分任管理官 管理官ノ事務ノ一部ヲ分掌スル分任物品管理官ヲイウ。

六 出納官 管理官マタハ分任管理官カラ物品ノ出納オヨビ保管ニ関スル事務ノ委任ヲ受ケタ物品出納官ヲイウ。

2 物品ハ、売り払ウコトヲ原則トスル。

（所属分類決定ノ手続）

オ3条 管理官（分任管理官ヲ含ム。オ5条、オ7条、オ8条オ2項、オ30条、オ41条オヨビオ42条ヲ除キ以下同ジ。）ガ物品管理法（昭和31年法律オ113号。以下「法」とイウ。）オ4条ノ規定ニ基キ所属分類ノ決定ヲシタトキノ出納官ニ対スル通知ハ、オ19条ニ規定スル受入命令書ノ発出ヲモツテカエルモノトスル。

（事業物品カラノ分類換）

オ4条 事業物品カラノ分類換ハ、大臣オヨビ調達庁長官（以下「長官」とイウ。）ノ承認ヲ要シナイモノトスル。

オ2章 物品ノ管理機関

（分任管理官）

オ5条 規則別表オ3ニ基キ分任管理官トシテ長官ガ指定スル調達事務所ノ長ハ、別表ノトオリトスル。

2 分任管理官ハ、事務ヲ行ウニ際シ、重要ト認メル事案ニツイテハ、管理官ニ協議スルモノトシ、管理官ハ、必要アルトキハ、分任管理官ニ対シ、報告ヲ求メルコトガデキル。

（出納官）

オ6条 規則オ8条ノ規定ニ基ク出納官ノ官職指定ハ、調達局長

（以下「局長」とイウ。）ガ行ウモノトスル。

2 局長ハ、前項ノ規定ニヨリ官職ヲ指定シタ場合（指定シタ官職ガ欠ケテ新タニ指定シタ場合ヲ含ム。）ハ、長官ニ報告シナケレバナラナイ。

（代理ヲサセル場合）

オ7条 物品管理法施行規則（昭和31年大蔵省令オ85号。以下「省令」とイウ。）オ7条ニ規定スル管理官ノ事務ヲ代理サセル場合ハ、次ノトオリトスル。

一 指定サレタ官職ガ欠ケ、マタハ官職ニアル者ガ欠ケタ場合

二 出張、休暇、欠勤等ノ理由デ20日間以上引キ続イテ職務ヲ行ウコトガデキナイト長官ガ認メタ場合

三 休職マタハ停職ヲ命ゼラレタ場合

四 ソノ他別ニ長官ガ指定スル場合

（報告等ノ提出）

オ8条 管理官ガ法規ニ基キ、大臣ニ対シテ行ウベキ報告等ハ局長オヨビ長官ヲ、長官ニ対シテ行ウベキ報告等ハ局長ヲ經由シナケレバナラナイ。

2 分任管理官ガ前項ノ報告等ヲ行ウトキハ、管理官ヲモ經由シナケレバナラナイ。

（契約担当職員）

オ9条 物品ヲ売り払ウタメ契約ヲスル事務ハ、調達局事業部長（以下「事業部長」とイウ。）ガ行ウ。

オ3章 物品ノ管理

オ1節 検 収

（検収員）

オ10条 管理官ハ、物品ノ返還ヲ受ケ、マタハ取得シヨウトスルトキハ、ソノ品目、数量、破損ノ程度等ヲ検査シナケレバナラナイ。

2 局長ハ、前項ニ規定スル検査オヨビ受領（以下「検収」とイウ。）ニツイテ管理官ヲ補助スル職員（以下「検収員」とイウ。）ヲ管理官ノ申請ニ基キ、アラカジメ命ズルモノトスル。

3 局長ハ、検収員ヲ命ジタトキハ、長官ニ報告スルトトモニ、関係先ノ駐留軍（以下「軍」とイウ。）ニ対シ、官職オヨビ氏名

(自署)ヲ通知シ、受領担当者トシテノ承認ヲ取り付ケテオクモノトスル。

(検収)

オ11条 管理官ハ、次ニ掲ゲル場合ハ、検収員ニ検収ヲ命ズルモノトスル。

一 軍カラシツピング・ドキュメント(DD様式1149-4)マタハシツピング・ドキュメント以外ノ伝票(次号ニ規定スル在日不動産返還書ヲ除ク。)(以下シツピング・ドキュメント等トイウ。)デ物品ノ返還ガ行ワレタ場合

二 軍カラ發出サレタ在日不動産返還書(FE C様式425)ニヨリ返還サレタ物品マタハ調達局不動産部長(以下不動産部長トイウ。)ガ実施シタ撤去工事等ニヨリ発生シタ物品ヲ引キ渡ス旨、不動産部長カラ通知ヲ受ケタ場合

三 不動産部長カラノ通報ニヨリ国ガ終戦処理費、安全保証諸費マタハ防衛支出金ニヨリ購入シ、軍ニ提供シタ物品(以下終戦処理費物品トイウ。)デ、シツピング・ドキュメント等マタハ在日不動産返還書ニ記載サレテイナイ物品ガ返還サレタ施設区域内ニ所在シテイルト認メタ場合

四 不動産部長カラノ通報ニヨリ、終戦処理費物品以外ノ物品ガ返還サレタ施設区域内ニ所在シテイルト認メタ場合

2 検収員ハ、検査ノ結果、シツピング・ドキュメント等ノ記載ト現品トガ相違スルコトヲ発見シタトキハ、タダチニ軍ニ訂正ヲ申入レ、ソノ結果ヲ管理官ニ報告スルモノトスル。

3 検収員ハ、検収ヲ完了シタトキハ、オ1項オ2号ノ場合ニオイテハ不動産部担当官作成ノ引継書ヲ受領シ、オ1項オ3号マタハオ4号ノ場合ニオイテハ確認書ヲ作成ノ上、管理官ニ提出スルモノトスル。

(検収調書)

オ12条 検収員ハ、前条ニ規定スル検収ヲ完了シタトキハ、管理官ニ、タダチニ報告スルトトモニ、別記オ1号様式ニヨル検収調書ヲ作成シテ提出シナケレバナラナイ。

2 検収調書中、状態級別ノ記載ハ、返還物品予定価格積算要領(昭和34年調達規オ17号)別表オ1ニ定メルトコロニヨル。

オ2節 輸送オヨビ寄託

(輸送ノ基本契約)

オ13条 管理官ハ、調達局(以下局トイウ。)ノ輸送能力ヲ勘案シ、物品ヲ検収ノ場所カラ管理場所マデ輸送スルタメ輸送業者ニ役務ヲ請ケ負ワセル必要ガアルト認メタトキハ、アラカジメ支出負担行為担当官ニ対シ、輸送業者ト輸送基本契約ヲ締結スルコトヲ請求シテオカナケレバナラナイ。

2 輸送基本契約ハ、別記オ19号様式ニヨル輸送基本契約書ニヨルモノトスル。

(輸送ノ指示)

オ14条 管理官ハ、物品ヲ検収ノ場所等デ売払処分ニ付スルコト(以下現地売払トイウ。)ヲ適当ト認メタ場合ヲ除キ、局ノ輸送能力不足ノ分ニツイテ支出負担行為担当官(予算執行職員等ノ責任ニ関スル法律(昭和25年法律オ172号)オ2条オ1項オ8号ニ規定スル補助者ガ任命サレテイル場合ハ補助者トスル。オ15条オヨビオ16条ヲ除キ以下同ジ。)ニ対シ、輸送基本契約ニ基ク輸送指示ヲ行ウコトヲ請求スルモノトスル。

2 支出負担行為担当官ハ、前項ニ規定スル請求ニ基キ輸送指示ヲスルトキハ、別記オ2号様式ニヨル輸送指示書ヲソノ輸送業者ニ交付シ、ソノ写ヲ管理官ニ送付スルモノトスル。

(寄託ノ基本契約)

オ15条 管理官ハ、局ノ保管能力ヲ勘案シ、営業倉庫(倉庫業法(昭和31年法律オ121号)オ2条ニ規定スル倉庫ヲイウ。以下同ジ。)ニ物品ヲ寄託スル必要ガアルト認メタトキハ、アラカジメ支出負担行為担当官ニ対シ、倉庫業者ト寄託基本契約ヲ締結スルコトヲ請求シテオカナケレバナラナイ。

2 寄託基本契約ハ、別記オ20号様式ニヨル寄託基本契約書ニヨルモノトスル。

(荷役ノ基本契約)

オ16条 管理官ハ、前条ノ規定ニ基ク寄託ニ伴ウ荷役ニツイテ、アラカジメ支出負担行為担当官ニ対シ、倉庫業者ト荷役基本契約ヲ締結スルコトヲ請求シテオカナケレバナラナイ。

2 荷役基本契約ハ、別記オ21号様式ニヨル荷役基本契約書ニヨルモノトスル。

(寄託オヨビ荷役ノ申込)

オ17条 管理官ハ、現地売払ヲ適当ト認メタ場合ヲ除キ、局ノ保管能力不足ノ分ニツイテ、支出負担行為担当官ニ対シ、寄託基本契約オヨビ荷役基本契約ニ基ク寄託オヨビ荷役ノ申込ノ請求ヲスルモノトスル。

2 支出負担行為担当官ハ、前項ニ規定スル請求ニ基キ寄託オヨビ荷役ノ申込ヲスルトキハ、別記オ1号様式ニヨル寄託オヨビ荷役申込書ヲソノ倉庫業者ニ交付シ、ソノ写ヲ管理官ニ送付スルモノトスル。

(基本契約書ノ送付)

オ18条 支出負担行為担当官ハ、輸送基本契約、寄託基本契約マタハ荷役基本契約ヲ締結シタトキハ、ソノ契約書写各1部ヲ、長官オヨビ管理官ニ送付シナケレバナラナイ。

オ3節 自己保管

(受入命令)

オ19条 管理官ハ、物品ヲ局ノ管理ニ係ル保管場所(以下L局管理倉庫トイウ。)ニ保管シヨウトスルトキハ、出納官ニ受入ヲ命ジナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、現地売払ニ付スルタメ検収ノ場所等ニ物品ヲ保管スルトキハ、保管ニツイテ支障ノナイヨウニ措置シタ上、出納官ニ受入ヲ命ジナケレバナラナイ。

3 管理官ノ出納官ニ対スル物品ノ受入命令ハ、別記オ1号様式ニヨル受入命令書ニヨリ行ウモノトシ、出納官ハ、物品ノ受入ヲ完了シタトキハ、ソノ旨ヲ管理官ニ報告スルモノトスル。

(受入物品ノ点検)

オ20条 出納官ハ、前条ノ命令ニ係ル物品ノ受入ヲシヨウトスルトキハ、ソノ受入ガ当該命令ノ内容ニ適合シテイルカドウカヲ確認シ、相違ヲ発見シタトキハ、スミヤカニソノ旨ヲ管理官ニ報告シナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ報告ヲ受ケタトキハ、ソノ相違ノ原因ヲ調査シテ、責任ノ所在ヲ明ラカニシタ上、必要ナ措置ヲトラナケレバナラナイ。

(出納官ノ報告)

オ21条 法オ25条ニ規定スル報告書ハ、別記オ3号様式ニヨル

保管状況報告書ニヨルモノトスル。

2 出納官ハ、保管状況報告書3部ヲ作成シ、ソノウチ2部ヲ毎年4月20日マデニ管理官ニ提出スルモノトスル。

3 管理官ハ、保管状況報告書ヲ受理シタトキハ、ソノウチ1部ヲスミヤカニ長官ニ送付スルモノトスル。

オ4節 管理換等

(部局ノ内部ニオケル管理換)

オ22条 管理官ハ、部局ノ内部ニオイテ管理換ヲシ、マタハ受ケヨウトスルトキハ、アラカジメオ24条ニ規定スル管理換協議書ノ案ヲ添付シテ長官ノ承認ヲ求メナケレバナラナイ。タダシ、長官ガ特ニ命ジタ場合マタハ物品管理法施行令(昭和31年政令オ339号。以下L政令トイウ。)オ19条オ1号モシクハオ2号ニ該当スル場合ハ、コノ限りデナイ。

(異ナル部局マタハ他ノ各省各庁トノ間ノ管理換)

オ23条 管理官ハ、異ナル部局マタハ他ノ各省各庁トノ間ニオイテ、管理換ヲシ、マタハ受ケヨウトスルトキハ、政令オ19条各号ニ該当スル場合ヲ除キ、次条ニ規定スル管理換協議書ノ案ヲ添付シテ大臣ノ承認ヲ得ルタメ、長官ニ申請シナケレバナラナイ。

(管理換ノ協議)

オ24条 管理官ハ、管理換ヲシ、マタハ受ケヨウトスルトキハ、別記オ4号様式ニヨル管理換協議書ニヨリ、当該管理換ニ係ル他ノ管理官マタハ物品管理官ト協議スルモノトスル。

(有償管理換)

オ25条 他ノ分類ニ属スル物品ヲ管理スル物品管理官ニ管理換ヲスル場合ハ、有償ヲ原則トスル。

(分類換ノ伴ウ管理換)

オ26条 管理官ハ、分類換ノ伴ウ管理換ヲスルトキハ、管理換ヲ受ケル物品管理官ニ分類換ノ手続ヲスルヨウ通知スルモノトシ、分類換ノ伴ウ管理換ヲ受ケルトキハ、管理換ト同時ニ分類ヲ明ラカニシテ整理スルモノトスル。

(事業物品ノ分類換オヨビ管理換)

オ27条 管理官ハ、長官カラ、本来ノ目的ニ供用スル必要ガナクナツタ事業物品ニツイテ分類換オヨビ管理換ヲ受ケルコトヲ命ジラレタトキハ、オ24条ノ規定ニカカワラズ、ソノ指示ニ従イ、

当該事業物品ヲ管理スル物品管理官ト協議ノ上分類換オヨビ管理換ヲ行ウモノトスル。

(管理換ノ手続)

オ28条 省令オ14条オ3項ノ規定ニヨル通知ハ、別記オ5号様式ニヨル管理換物品引渡通知書ニヨルモノトスル。

2 管理官ハ、管理換ニヨル物品ノ引渡ヲシヨウトスル場合ニオイテ、ソノ物品ガ局管理倉庫マタハ現地ニ保管中ノ物品(以下L出納官保管物品トイウ。)デアルトキハ、オ32条ニ規定スル払出命令ヲスルモノトシ、営業倉庫ニ寄託中ノ物品(以下L寄託物品トイウ。)デアルトキハ、倉庫業者ニ管理換物品引渡通知書ヲ交付スルトトモニソノ写ヲ支出負担行為担当官ニ送付スルモノトスル。

3 オ1節ノ規定ハ、管理換ニヨル物品ノ検査オヨビ受領ニツイテ準用スル。

(管理換ノ報告)

オ29条 管理官ハ、管理換ヲシ、マタハ受ケタトキハ、ソノ結果ヲ、管理換物品引渡ノ通知書ノ写ヲ添付シテ、長官ニ報告シナケレバナラナイ。

オ5節 売 払

(売払ノ請求)

オ30条 分任管理官ハ、物品ノ寄託マタハ受入レガ完了シタトキハ、スミヤカニ、別記オ1号様式ニヨル売払要望書ヲ作成シ、事業部長ニ対シ、物品ヲ売払ウタメノ必要ナ措置ヲ請求シナケレバナラナイ。

2 管理官ニオイテ物品ノ寄託モシクハ受入ヲ完了シタトキ、マタハ分任管理官カラ前項ノ請求ヲ受ケタトキハ、事業部長ハ、別記オ22号様式ニヨル売買契約書ニヨリ、売払ノ措置ヲトラナケレバナラナイ。

(売払物品ノ引渡)

オ31条 歳入徴収官ハ、物品ノ売払代金ヲ収納シタトキハ、スミヤカニ納入シタ者ノ住所オヨビ氏名マタハ名称、日付、金額ソノ他必要ナ事項ヲ記載シタ書面(以下L売払代金収納確認書トイウ。)ヲ事業部長ニ送付スルモノトスル。

2 事業部長ハ、分任管理官ノ管理ニ係ル物品ノ売払代金ニツイテ

売払代金収納確認書ヲ受理シタトキハ、当該分任管理官ニソノ写ヲ送付シナケレバナラナイ。

3 管理官ハ、寄託物品ニツイテ売払代金収納確認書マタハソノ写ヲ受理シタトキハ買受人ニ別記オ6号様式ニヨル引渡証書ヲ、倉庫業者ニ別記オ6号様式ニヨル引渡通知書ヲ交付シ、支出負担行為担当官ニ引渡証書ノ写ヲ送付スルモノトスル。

4 管理官ハ、出納官保管物品ニツイテ売払代金収納確認書マタハソノ写ヲ受理シタトキハ、買受人ニ引渡証書ヲ交付シ、出納官ニ当該物品ノ払出ヲ命ズルモノトスル。

オ6節 払 出

(払出命令)

オ32条 管理官ノ出納官ニ対スル物品ノ払出命令ハ、別記オ6号様式ニヨル払出命令書ニヨリ行ウモノトシ、出納官ハ、物品ノ払出シヲ完了シタトキハ、ソノ旨ヲ管理官ニ報告スルモノトスル。

オ7節 状態級別換オヨビ品目更訂

(状態級別換オヨビ品目更訂)

オ33条 管理官ハ、物品ノ状態級別換マタハ品目更訂ヲシヨウトスルトキハ、検収員ニ命ジテ調査サセ、ソノ結果ニ基キ、別記オ7号様式ニヨル状態級別換決議書マタハ別記オ8号様式ニヨル品目更訂決議書ニヨリ行ワナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ規定ニヨリ、状態級別換マタハ品目更訂ヲ行ツタトキハ、別記オ9号様式ニヨル状態級別換通知書マタハ別記オ10号様式ニヨル品目更訂通知書ニヨリ、ソノ物品ガ、寄託物品デアルトキハ支出負担行為担当官ニ、出納官保管物品デアルトキハ出納官ニ通知シナケレバナラナイ。

3 支出負担行為担当官ハ、状態級別換通知書マタハ品目更訂通知書ヲ受理シタトキハ、倉庫業者ニ対シ、必要ナ措置ヲトルモノトスル。

(品目更訂ニ伴ウ整理)

オ34条 品目更訂ニ伴ウ整理ハ、物品管理簿ニツイテハ雑件トシ、物品出納簿ニツイテハ新品目ノ物品ヲ受入、旧品目ノ物品ヲ払出トシテ行ウモノトスル。

2 前項ニ規定スル受入オヨビ払出ハ、品目更訂通知書ニヨリ行イ受入命令書オヨビ払出命令書ノ作成ハ省略スルモノトスル。

オ 8 節 廃棄ノ決定オヨビ亡失ノ整理

(廃棄ノ基準)

オ 35 条 規則オ 18 条ニ規定スル廃棄ノ基準ハ、社会通念上売払価値ガナイ場合トスル。

(廃棄ノ決定)

オ 36 条 管理官ハ、前条ノ基準ニ基キ、物品ノ廃棄ノ決定ヲシヨウトスルトキハ、検収員ニ命ジテ調査サセ、ソノ結果ニ基キ、別記オ 11 号様式ニヨル廃棄決定決議書ニヨリ行ワナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ規定ニヨリ廃棄ノ決定ヲシタトキハ別記オ 12 号様式ニヨル廃棄決定通知書ニヨリ、ソノ物品ガ、寄託物品デアルトキハ支出負担行為担当官ニ、出納官保管物品デアルトキハ出納官ニ通知シナケレバナラナイ。

3 支出負担行為担当官ハ、廃棄決定通知書ヲ受理シタトキハ、必要ナ措置ヲトルモノトスル。

(廃棄ニ伴ウ整理)

オ 37 条 廃棄ノ決定ニ伴ウ物品出納簿ノ整理ハ、払出シトシテ行ウモノトスル。

2 前項ニ規定スル払出ハ、廃棄決定通知書ニヨリ行イ、払出命令書ノ作成ハ、省略スルモノトスル。

(亡失物品ノ整理)

オ 38 条 管理官ハ、亡失物品ニツイテハ亡失ノ日(亡失ノ日ガ不明ノトキハソノ発見ノ日)ヲモツテ整理スルトトモニ、ソノ物品ガ、寄託物品デアルトキハ支出負担行為担当官ニ必要ナ措置ヲトルコトヲ請求シ、出納官保管物品デアルトキハ出納官ニ整理ヲ命ズルモノトスル。

オ 4 章 物品管理職員ノ責任

(亡失損傷等ノ通知マタハ報告)

オ 39 条 支出負担行為担当官ハ、営業倉庫ニオイテ寄託モシクハ荷役中マタハ輸送指示ニヨリ輸送中ノ物品ガ亡失マタハ損傷シタトキハ、別記オ 13 号様式ニヨル亡失損傷通知書ヲ作成シ、管理官ニ送付シナケレバナラナイ。

2 出納官ハ、出納官保管物品ヲ亡失マタハ損傷シタトキハ、別記

オ 13 号様式ニヨル亡失損傷等報告書ヲ作成シ、管理官ニ提出シナケレバナラナイ。

3 管理官ハ、前2項ノ通知モシクハ報告マタハソノ他ノ理由ニヨリ、政令オ 37 条オ 3 項ニ規定スル事実ガアルト認メルトキハ、別記オ 13 号様式ニヨル亡失損傷等報告書3部ヲ作成シ、大臣ニ提出シナケレバナラナイ。

(検定ト裁定ガ相違シタ場合)

オ 40 条 長官ハ、規則オ 24 条メ規定ニヨリ大臣カラ、弁償ニ関スル会計検査院ノ検定ガ大臣ノ裁定ト相違スル旨ノ通知ヲ受ケタトキハ、ソノ旨ヲ被裁定者オヨビ局長ニ通知スルモノトスル。

2 局長ハ、前項ノ通知ヲ受ケタトキハ、被裁定者ニ対スル弁償金ノ徴収マタハ、還付等ニツイテ必要ナ措置ヲトラナケレバナラナイ。

オ 5 章 雑 則

(計算証明)

オ 41 条 管理官ハ、毎年度、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則オ 3 号)オ 10 章ノ規定ニヨリ、物品管理計算書ヲ作成ノ上、翌年度4月末日マデニ長官ニ提出シナケレバナラナイ。

(物品増減オヨビ現在額報告書)

オ 42 条 管理官ハ、毎年度、物品増減オヨビ現在額報告書ヲ、省令別表オ 13 ニ定メル様式オヨビ作成ノ方法ニ準ジテ作成シ、翌年度4月末日マデニ長官ニ提出シナケレバナラナイ。

(帳簿)

オ 43 条 管理官ハ、別記オ 14 号様式ニヨル物品管理簿ヲ、出納官ハ、別記オ 15 号様式ニヨル物品出納簿ヲ備エ、物品ノ異動ノツド、登記シナケレバナラナイ。

(書類等ノ整備オヨビ保管)

オ 44 条 管理官オヨビ出納官ハ、シツピング・ドキュメント、決議書、検査書、帳簿等物品ノ管理ニ係ル書類(以下「書類等」トイウ。)ヲ整備シ、保管シテオカナケレバナラナイ。

2 書類等ノ保存期限ハ、ソノ処理ノ終ツタ翌会計年度カラ起算シテ5年トスル。

(検査ノ時期)

オ 45 条 規則オ 20 条ノ規定ニヨリ管理官オヨビ出納官ノ物品ノ

管理行為ニ対シテ毎年度1回行ウ検査ノ時期ハ、10月1日トスル。

(検査書)

オ46条 規則オ20条オ1項オヨビオ2項ニ規定スル検査員ハ、検査ヲ行ツタトキハ、当該検査ガ、管理官ニ係ルモノニツイテハ別記オ16号様式、出納官ニ係ルモノニツイテハ別記オ17号様式ニヨル検査書ヲ作成ノ上、2部ヲ検査終了後20日以内ニ到達スルヨウニ長官ニ提出スルモノトスル。

(物品ト記録ノ相違)

オ47条 出納官ハ、物品ノ受入後物品ト記録ノ相違ヲ発見シタトキハ、スミヤカニ、管理官ニ報告シナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ報告等ニヨリ、物品ト記録ノ相違ノ原因ヲ調査シ、記録ノ誤リニヨルモノト認メタトキハ、記録ヲ是正シ、ソノ他ノ場合ハ亡失損傷ニ準ジテ必要ナ措置ヲトルヨウ、出納官ニ指示シナケレバナラナイ。

(管理官マタハ出納官ノ交替)

オ48条 管理官マタハ出納官ノ交替ノ場合ハ、前任者ハ、交替ノ日ノ前日ノ物品現在高ヲモツテ引キ継グモノトスル。

2 前項ノ引継ギニ際シテハ、前任者ハ、後任者ト立会ノ上、物品ト帳簿ノ照合ヲ行ワナケレバナラナイ。タダシ、コノ照合ハ、規則オ20条ニ規定スル検査ヲモツテカエルコトガデキル。

3 前項ノ照合ガ完了シタトキハ、前任者ハ、帳簿ニ引継年月日オヨビ同日ニオケル現在高ヲモツテ引キ継イダ旨ヲ記入シ、後任者トトモニ記名押印シナケレバナラナイ。

4 前各号ノ手続ガ完了シタトキハ、前任者ハ、ソノ管理ニ係ル書類等ソノ他関係資料ヲ後任者ニ引キ渡ストトモニ、別記オ18号様式ニヨル物品管理事務引継書ヲ作成シ、両者記名押印ノ上、ソレゾレ1部ヲ保有シ、1部ヲ長官ニ(出納官ノ場合ハ管理官オヨビ局長ヲ經由シテ長官ニ)送付シナケレバナラナイ。

(長官協議)

オ49条 法令オヨビコノ細則ニ定メナイモノマタハ特殊異例ニワタルモノノ処理ニツイテハ、長官ニ協議スルモノトスル。

附 則

- 1 コノ調達規ハ、昭和34年10月1日カラ施行スル。
- 2 返還物品取扱細則(昭和32年調達規オ18号。以下L旧細則トイウ。)ハ、廃止スル。
- 3 旧細則デ定メタ各様式ニヨル用紙ハ、当分ノ間トリツクロイ、コノ調達規ニ定メル各様式ニヨル用紙トシテ使用スルコトガデキル。
- 4 オ11条オ3項ニ規定スル引継書マタハ確認書ハ、当分ノ間、別記オ23号様式ニヨル引継書、マタハ、別記オ24号様式ニヨル確認書ニヨルモノトスル。

別 表

三 沢 調 達 事 務 所 長
前 橋 調 達 事 務 所 長
横 須 賀 調 達 事 務 所 長
座 間 調 達 事 務 所 長
京 都 調 達 事 務 所 長
神 戸 調 達 事 務 所 長
美 保 調 達 事 務 所 長
岩 国 調 達 事 務 所 長
小 倉 調 達 事 務 所 長
佐 世 保 調 達 事 務 所 長

調達庁書式 N -

(別記)

才1号様式

才 号昭和		補 佐	係 長	印 係
分 類	返	貨 物 類 別		備 考
Item NO	品目 番号	管 荷	役	
寄	上記物品 管理簿登記 昭和 三 月 日			印
託	社名オヨ 出納簿登記 代 三 月 日			印

141

注：(1) 用途ニ
(2) 寄託オ付シ 倉庫業者ハ寄託欄ニ
記入ノ

調達庁書式 N - 1001

(別記)

オ1号様式

検収調書、寄託オヨビ荷役申込書、受入命令書、売払要望書

殿

官職氏名

印

オ		号昭和		年	月	日	シツピング・ドキュメント等			管理官		課長	補佐	係長	係
分類		返還物品		施設、部隊、工事名等											
Item NO	品目番号	品目		単位	数量		状態級別	単容重	総量	寄託価格		貨物類別		備考	
										単価	総価	保管	荷役		
上記物品 確カニ受託イタシマシタ。							受入	昭和 年 月 日 受入		物品管理簿登記			印		
昭和 年 月 日								物品出納官		昭和 年 月 日					
社名オヨビ受託倉庫名							印	物品出納官		物品出納簿登記			印		
代表者 氏名								官職 氏名		昭和 年 月 日					

141

注：(1) 用途ニヨリ不要部分ヲ消スモノトスル。

(2) 寄託オヨビ荷役申込書ノ場合ハ支出負担行為担当官(補助者)ハ倉庫業者ニ本書2部(正副)ヲ送付シ倉庫業者ハ寄託欄ニ記入ノ上ウチ1部(副)ヲ返送スルモノトスル。

調達庁書式 N-1057
オ3号様式

保管状況報告書

殿

物品出納官

官職 氏名

印

昭和 年度末現在ニオケル、物品ノ保管状況ニツイテ下記ノ通り報告スル。

記

(「異状ナシ。」マタハ、特記事項)

別 添

注：物品出納簿ノ写ヲ別添トスル。

調達庁書式 N-1034

オ2号様式

輸送オ 号
昭和 年 月 日

輸 送 指 示 書

殿

支出負担行為担当官（補助者）
官職 氏名 印

下記ノ通り輸送サレタイ。

記

検取調書	オ 号	輸送契約書	オ 号
輸送 区 間	荷受先	荷渡先	
輸送条件	自 至 月 月	日 日	貨車、トラック
番 号	品 目	単 位	数 量 備 考
出納官記入欄	昭和 年 月 日受入 物品出納官 官職 氏名 印	倉庫記入欄	昭和 年 月 日受領 社名、倉庫名 代表者 氏名 印

注：輸送業者ハ、輸送完了後、出納官マタハ倉庫業者ニ本書1部ヲ交付シ、倉庫業者ハ、コレニ必要事項ヲ記入ノ上支出負担行為担当官（補助者）ニ送付スルモノトスル。

B 5

調達庁書式 N-1052

オ4号様式

管 理 換 協 議 書

オ 号
昭和 年 月 日

物品管理官
官職 氏名 殿

物品管理官
官職 氏名 印

下記ノトオリ物品ノ管理換ヲシタイ（受ケタイ）ノデ協議スル。

記

- 1 現ニ属スル分類
- 2 管理換後ニ属スベキ分類
- 3 管理換ヲスル（受ケル）理由
- 4 物品ノ所在地
- 5 有償無償ノ別

品目 番号	品 目	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考

上記ノトオリ管理換ヲ受ケル（スル）コトニ同意スル。
昭和 年 月 日

物品管理官
官職 氏名 殿

物品管理官
官職 氏名 印

注：価格欄ハ、政令オ43条オ1項ノ規定ニ該当スル物品ニツイテノミ記入スル。ソノ価格ハ、物品増減オヨビ現在額報告書記載ノ価格トスル。

B 5

調達庁書式 N - 10

オ 5号様式

官

氏名

印

オ 号 昭キ分類	
管理換協議書承認 記入 昭和 年 月 日	
物品ヲ引キ 渡スベキ者	管理官 職 氏名 印
物品ヲ引キ取 ルベキ 時 期	
番 号	品 備 考

注：物品ノ送 うち 1部 (副) ヲ
返送スル

B 4

調達庁書式 N - 1053

才 5号様式

管理換物品引渡通知書

殿

物品管理官

官職 氏名

印

才 号 昭和 年 月 日			現ニ属スル分類			管理換後ニ属スベキ分類		
管理換協議書承認 昭和 年 月 日			管理換協議書送付 昭和 年 月 日			物品管理簿記入 昭和 年 月 日		
物品ヲ引キ渡スベキ者				物品ヲ引キ取ルベキ場所				受領 物品管理官 官職 氏名 印
物品ヲ引キ取ルベキ時期				引取方法				
番号	品目	級別	単位	数量	単価	金額	備考	

注：物品ノ送付元ハ、受領先ニ本書2部（正副）ヲ送付シ、受領先ハ、受領欄ニ記入ノ上、ウチ1部（副）ヲ返送スルモノトスル。

B 4

調達庁書
才6号様

名

印

才	月	日	才	号
分	月	日	才	号
品番	目号	備考		
受領欄	物品管理簿登記			
	昭和 年 月 日 印			
	物品出納簿登記			
		昭和 年 月 日 印		
引渡		負担トスル。 モツテ解除スル。		

注

スルモノトスル。

B 5

員

号

由

- 19 -

調達庁書式 N - 1054
 才 6号様式

引渡証書、引渡通知書、払出命令書

殿

物品管理官
 官職 氏名

印

才 号 昭和 年 月 日				売 買 契 約 書		昭和 年 月 日		才 号	
分 類		返 還 物 品		売 払 代 金 収 納 確 認 書		昭和 年 月 日		才 号	
品 番	目 号	品 目	状 態 級 別	単 位	数 量	物 品 引 渡 ノ 場 所		備 考	
受 領 欄	本証書物品ハ確カニ受領イタシマシタ。			出 庫 、 払 出 欄	上記物品 出庫 払出 イタシマシタ。			物品管理簿登記	
	昭和 年 月 日				昭和 年 月 日			昭和 年 月 日 印	
	買受人 住所 氏名 印				倉庫業者 物品出納官 官職 氏名 印			物品出納簿登記 昭和 年 月 日 印	
引渡条件		1 本証書物品ノ出庫料オヨビ昭和 年 月 日以降ノ保管料ハ買受人ノ負担トスル。 2 本証書物品ノ寄託契約ハ、出庫ノ日マタハ昭和 年 月 日ノ満了ヲモツテ解除スル。							

- 注： 1 用途ニヨリ不要部分ヲ消スモノトスル。
 2 引渡条件2ノ年月日ハ、売買契約書ノ物品引取期限ノ最終日トスル。
 3 管理換ノタメノ払出ヲ行ウトキハ、管理換物品引渡通知書ヲ別紙トシテ添付スル。
 4 買受人、倉庫業者マタハ物品出納官ハ、所要事項ヲ記入ノ上、1部(副)ヲ返送スルモノトスル。

101

調達庁書式 N-1061

才7号様式

状態級別換決議書

決裁	昭和	年	月	日	管理官	課長	補佐	係長	検収員
発議	昭和	年	月	日					

下記ノトオリ状態級別換ヲ行ウコトヲ決議スル。

記

分類	返還物品	検収調書	昭和		年	月	日	才	号
番号	品目	単位	数量	状態級別		変更寄託価格	理由		
				現	改				

B5

調達庁書式 N - 1062

才 8号様式

品目更訂決議書

決裁	昭和	年	月	日	管理官	課長	補佐	係長	検収員	
発議	昭和	年	月	日						
下記ノトオリ品目更訂ヲ行ウコトヲ決議スル。										
記										
分類	返還物品	検収調書	昭和	年	月	日	才	号		
現 行					更 訂 後					
番号	品 目	状態級別	単 位	数 量	寄託価格	品 目	状態級別	単 位	数 量	寄託価格
理由										

B 5

調達庁書式 N - 1004

才 9号様式

状態級別換通知書

才 号
昭和 年 月 日

物品管理官
官職 氏名

印

下記ノトオリ状態級別換ヲシタノデ通知スル。

記

分類	返還物品	検収調書	昭和	年	月	日	才	号
物品管理簿登記			昭和	年	月	日	印	
物品出納簿登記			昭和	年	月	日	印	
番号	品 目	単 位	数 量	状態級別	現 改	変更寄託価格	理 由	

B 5

調達庁書式N-1003
 才10号様式

品目更訂通知書

才 号
 昭和 年 月 日

殿

物品管理官
 官職 氏名

印

下記ノトオリ品目更訂ヲシタノデ通知スル。

記

分類	返還物品	検収調書	昭和	年	月	日	才	号		
	物品管理簿登記		昭和	年	月	日		印		
	物品出納簿登記		昭和	年	月	日		印		
更 訂 前				更 訂 後						
番 号	品 目	状 態 級 別	単 位	数 量	寄託価格	品 目	状 態 級 別	単 位	数 量	寄託価格
理 由										

B 5

調達庁書式N-1063
 才11号様式

廃棄決定決議書

決裁	昭和	年	月	日	管理官	課長	補佐	係長	検収員
発議	昭和	年	月	日					

下記ノトオリ廃棄ノ決定ヲスルコトヲ決議スル。

記

分類	返還物品	検収調書	昭和	年	月	日	才	号
番号	品 目	単 位	数 量	理 由				

B 5

調達庁書式 N - 1 0 6 4
 才 1 2 号様式

廃棄決定通知書

才 号
 昭和 年 月 日

殿

物品管理官
 官職 氏名

印

下記ノ通り、廃棄ノ決定ヲシタノデ通知スル。

記

分類	返還物品	検収調書	昭和	年	月	日	才	号
	物品管理簿登記		昭和	年	月	日		印
	物品出納簿登記		昭和	年	月	日		印
番号	品目	単位	数量	理由				

B 5

調達庁書式 N
 才 1 3 号様式

才
 昭和 年

氏名

印

分類	返		
① 日時	② 場動機	⑧ ソノ後ノ措置	⑨ ソノ他参考事項

- 注： 1 ①
 2 ③ スル。単価オヨビ金額ハ、
 イ場合ハ見積価格マダハ、
 ズベキ指害ノ見積額ヲ記入
 3 ④ 、 L天災 T火災 Tマダハ
 4 ⑤ 記入スル。
 5 ⑥
 6 ⑦
 7 ⑧ マ、モシクハ将来予定サレ
 8 ⑨

B 4

1971

亡失損傷等報告（通知）書

才 号
昭和 年 月 日

殿

官職 氏名

印

分類 ① 日時	返還物品 ② 場所	③ 事故物品					④ 事故ノ原因タル 事実ノ詳細	⑤ 事故ノ種類	⑥ 平素ニオケル 保管ノ状況詳細	⑦ 事故発見ノ動機	⑧ ソノ後ノ措置	⑨ ソノ他参考事項
		品目	単位	数量	単価	金額						

- 注：1 ①オヨビ②ノ欄ハ、当該事故ノ発生シタ日時オヨビ場所ヲ記入スル。
- 2 ③ノ欄ハ、当該事故物品ニツイテ、ソノ品名、規格、寸法、単位、数量、単価オヨビ金額ヲ記入スル。単価オヨビ金額ハ、当該事故ガ物品ノ亡失マタハ損傷ノ場合ニアツテハ、亡失シタ物品ノ寄託価格、寄託価格ノナイ場合ハ見積価格マタハ、損傷ニヨル物品ノ見積減価格、ソノ他ノ場合ニアツテハ、当該物品ノ管理行為ニ関シ、通常生ズベキ損害ノ見積額ヲ記入スル。
- 3 ④ノ欄ハ、当該事故ノ発生シタ原因ヲ「違反管理行為」（法才31条ニヨル弁償責任アルモノ）、「天災」「火災」マタハ「ソノ他」ニ分類シ、ソノ区分オヨビ事実ノ詳細ヲ記入スル。
- 4 ⑤ノ欄ハ、当該事故ノ種類ヲ「亡失」、「損傷」マタハ「ソノ他ノ損害」ニ分類シ、ソノ区分ヲ記入スル。
- 5 ⑥ノ欄ハ、当該物品ノ平素ニオケル保管ノ状況ヲ記入スル。
- 6 ⑦ノ欄ハ、当該事故発見ノ動機ヲ記入スル。
- 7 ⑧ノ欄ハ、当該事故ニヨル国ノ損害ノ補テシテ、弁償、賠償等ニツイテ、ステニ行ツタ、モシクハ将来予定サレル措置ヲ記入スル。
- 8 ⑨ノ欄ハ、ソノ他参考トナルベキ事項ヲ記入スル。

調達庁書式 N - 1
才 14号様式

検収調書		昭和 年 月 日		要	
③ 番号	④ 品 目	⑭ 量	⑭ 現在高	⑮ 備 考	

- 注： 1 コノ様式ハ
 2 ①ノ欄ハ、取得ニ係ル場合ハ、
 ソノ場所
 3 ②ノ欄ハ、
 4 ③、⑤オヨ
 5 ④ノ欄ハ、
 6 ⑦ノ欄ハ、
 7 ⑧オヨビ⑫ヲノ返還ニ係ル場合ハ
 「雑件」
 8 ⑨、⑩オヨ
 9 ⑪ノ欄ハ、該文書ノ記号オヨビ番
 号ヲ記入ヨビ番号ノミヲ記入ス
 ル。
 10 ⑭ノ欄ハ、
 11 ⑮ノ欄ハ、ガ事項ヲ記入スル。
 12 前年度カラテハ、⑫ノ欄ニ「翌年
 度ニ繰越」

B 4

物 品 管 理 簿

検収調書		チ 号 ① 昭和 年 月 日 摘要			寄託倉庫名マタハ 保管場所		② 摘要						
③ 番号	④ 品 目	⑤ 単 位	⑥ 状態 級 別	⑦ 価 格	増		減				⑭ 現 在 高	⑮ 備 考	
					⑧ 整理区分	⑨ 数 量	⑩ 年 月 日	⑪ 摘 要	⑫ 整理区分	⑬ 数 量			

- 注：1 コノ様式ハ、毎会計年度ゴトオヨビ検収調書ゴトニ別葉トスル。
- 2 ①ノ欄ハ、軍カラノ返還ニ係ル場合ハ、返還部隊名オヨビシツピング・ドキュメント等ノ番号、取得ニ係ル場合ハ、ソノ場所、根拠等管理換ニ係ル場合ハ、相手方オヨビ根拠書類ノ記号番号等ヲ記入スル。
- 3 ②ノ欄ハ、寄託申込書マタハ受入命令書ノ記号オヨビ番号ヲ記入スル。
- 4 ③、⑤オヨビ⑥ノ欄ハ、検収調書ノ品目番号、単位オヨビ状態級別ヲ記入スル。
- 5 ④ノ欄ハ、品名オヨビ規格寸法ヲ記入スル。
- 6 ⑦ノ欄ハ、政令チ 43条チ 1項ニ規定スル物品ニツイテ、ソノ価格ヲ記入スル。
- 7 ⑧オヨビ⑫ノ欄ハ、当該異動ガ該当スル、省令別表チ 1ニ定メル区分ヲ記入スル。ナオ、軍カラノ返還ニ係ル場合ハ「雑件」売払イニ係ル場合ハ「譲渡」トシテ整理スル。
- 8 ⑨、⑩オヨビ⑬ノ欄ハ、当該異動ニ係ル年月日オヨビ数量ヲ記入スル。
- 9 ⑪ノ欄ハ、当該異動ガ引渡証書、管理換物品引渡通知書マタハソノ他ノ文書ニ基ク場合ハ、当該文書ノ記号オヨビ番号ヲ記入スル。タダシ、出納官ニ対スル払出命令書ヲ發出シタトキハ、当該命令書ノ記号オヨビ番号ノミヲ記入スル。
- 10 ⑭ノ欄ハ、当該異動後ノ現在高ヲ記入スル。
- 11 ⑮ノ欄ハ、当該異動ガ品目更訂マタハ廃棄ニ係ル場合ハ、ソノ詳細ヲ記入スルホカ、適宜必要ザ事項ヲ記入スル。
- 12 前年度カラノ繰越ニツイテハ、⑧ノ欄ニ「前年度ヨリ繰越」ト記入シ、翌年度ヘノ繰越ニツイテハ、⑫ノ欄ニ「翌年度ニ繰越」ト記入スル。

調達庁書式 N -
 才 15号様式

保管場所				
① 番号	② 品	⑫ 量	⑬ 現在高	⑭ 備考

- 注： 1 コノ
 2 ①、
 3 ⑤、
 4 ⑥オ 該文書ノ記号オヨビ番号
 ヲ
 5 ⑦オ
 6 ⑭ノ 事項ヲ記入スル。
 7 前年 月ハ、⑪ノ欄ニ 翌年度
 ニ

物 品 出 納 簿

保管場所														
① 番号	② 品 目	③ 単 位	④ 状態級別	増				減				⑬ 現在高	⑭ 備 考	
				⑤ 年月日	⑥ 摘 要	⑦ 整理区分	⑧ 数 量	⑨ 年月日	⑩ 摘 要	⑪ 整理区分	⑫ 数 量			

- 注：1 コノ様式ハ、毎会計年度ゴトオヨビ受入 1件ゴトニ別葉トスル。
- 2 ①、②、③、④、オヨビ⑬ノ欄ハ、別記オ 14号様式ノ注 4、5オヨビ 10ニ準ジテ記入スル。
- 3 ⑤、⑧、⑨、オヨビ⑫ノ欄ハ、ソレゾレ当該物品ノ異動ニ係ル年月日オヨビ数量ヲ記入スル。
- 4 ⑥オヨビ⑩ノ欄ハ、当該異動ガ受入命令書、払出命令書マタハ、ソノ他ノ文書ニ基ク場合ハ当該文書ノ記号オヨビ番号ヲ記入スル。
- 5 ⑦オヨビ⑪ノ欄ハ、当該異動ガ該当スル、省令別表オ 2ニ定メル区分ヲ記入スル。
- 6 ⑭ノ欄ハ、引渡証書マタハ管理換物品引渡通知書ノ記号オヨビ番号ヲ記入スルホカ、適宜必要ナ事項ヲ記入スル。
- 7 前年度カラノ繰越ニツイテハ、⑦ノ欄ニ L 前年度ヨリ繰越 1ト記入シ、翌年度ヘノ繰越ニツイテハ、⑪ノ欄ニ L 翌年度ニ繰越 1ト記入スル。

調達庁書式 N - 1059 a
才 16号様式

検 査 書

ノ（分任）物品管理官ノ物品（分類：返還物品）ノ
管理ニツイテ検査シタ結果ハ、下記ノトオリゾアル。

昭和 年 月 日

所 属		
検査員	官職氏名	印
立会員	官職氏名	印

記

- 1 （分任）物品管理官ノ官職氏名
- 2 管理期間
- 3 取得ノ状況
- 4 分類換、管理換ノ状況
- 5 出納命令下達ノ状況
- 6 寄託、保管オヨビ処分状況
- 7 帳簿ノ整備状況
- 8 ソノ他物品ノ管理ニ関スルコト

B 5

検 査 書

ノ物品出納官ノ物品（分類：返還物品）ノ管理ニツイテ検査シタ結果ハ、下記ノトオリデアル。

昭和 年 月 日

所 属

検査員 官職氏名 印

立会員 官職氏名 印

記

- 1 物品出納官ノ官職氏名
- 2 管理期間
- 3 出納ノ状況
- 4 保管ノ状況
- 5 帳簿ノ整理状況
- 6 ソノ他物品ノ管理ニ関スルコト。

物品管理事務引継書

下記ノトオリ物品（分類：返還物品）管理事務ノ引継ヲ了シタ。

昭和 年 月 日

前任者管理期間 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

前任 物品管理職員 官職氏名 印

後任 物品管理職員 官職氏名 印

記

- 1 物品現在高 簿記載ノトオリ
- 2 帳簿 簿 冊
- 3 証拠書類 簿 冊（枚）
- 4 ソノ他

調達庁書式 N-1066

オ19号様式

契約番号

輸送基本契約書

- 1 契約年月日 昭和 年 月 日
- 2 役務種目 返還物品ノ輸送
- 3 契約単価 ア 運輸省認可ノ貨物自動車運賃(昭和 年 月 日付オ 号)ニヨル %
イ ソノ他甲ガ必要ト認メタ費用ニツイテハ、甲ノ適正ト認メル実費ヲ加算スルコトガデキル。
- 4 主タル役務提供地
- 5 役務提供期間 昭和 年 月 日カラ
昭和 年 月 日マデ

上記ノ返還物品ノ輸送ニ関シ 調達局長
ヲ甲トシ、 ヲ乙トシテ、次ノ条項ニヨリ契約ヲ締結スル。

(総則)

オ1条 乙ハ、標記4ノ地区オヨビ標記5ノ期間内ニオイテ甲ノ指示スル物品ノ輸送オヨビ積卸役務ヲ迅速カツ最善ノ注意ヲモツテ行ウモノトスル。

(保証金)

オ2条 契約保証金ハ免除スル。

(下請オヨビ委任)

オ3条 乙ハ、コノ契約ニ基イテ提供スベキ役務(以下「本役務」とイウ。)ノ全部マタハ一部ヲ、甲ノ書面ニヨリ承認ナクシテオ三者ニ委任マタハ下請ケサセテハナラナイ。

(輸送)

オ4条 乙ハ、甲ノ発スル輸送指示書ニ基キ、甲ノ指示、監督ニ従ツテ本役務ヲ提供スルモノトスル。

(役務ノ対価トソノ支払)

オ5条 甲ハ、本役務ノ対価トシテ乙ニ対シ、標記3ノ単価ニヨリ算定シタ金額ヲ毎月精算払スル。

オ2 乙ハ、前項ノ支払ヲ受ケヨウトスルトキハ、輸送指示書オヨビ甲ノ発スル役務完了調書ヲ請求書ニ添付シテ甲ニ提出シナケレバナラナイ。

(権利ノ譲渡等)

オ6条 コノ契約ニヨリ生ズル権利ハ、甲ノ書面ニヨリ承認ガナケレバ乙ハコレヲオ三者ニ譲渡シマタハ担保ニ供スルコトハデキナイ。

(賠償責任)

オ7条 乙ハ、天災地変等ヤムヲ得ナイ事由ニヨル場合ヲ除キ、本役務施行ニトモナツテ生ジタ物品ノ亡失マタハ損傷ニツイテ損害賠償ノ責ヲ負ウモノトスル。

オ2 前項ノ規定ニヨツテ乙ガ賠償スベキ金額ハ、ソノ物品ノ時価ヲ限度トシテ甲ガ決定スル。

(契約ノ変更オヨビ解除)

オ8条 甲ハ、次ノ各号ノイズレカニ該当スル場合ハ、契約ヲ解除シ、マタハ変更スルコトガデキル。

一 正当ナ事由ナクシテ乙カラコノ契約ノ解除ヲ申シ出タトキ

二 乙ガコノ契約ニ基ク義務ニ違反シタトキ

三 ソノ他特別ノ事由アルトキ

オ2 甲ガ前項オ一オヨビオ二ニ該当スル事由ニヨツテコノ契約ヲ解除シタ場合、乙ハ甲ニ与エタ損害ヲ賠償シナケレバナラナイ。

オ3 前項ノ損害賠償額ハ、甲ガ決定スル。

(損害賠償ノ徴収)

オ9条 甲ハ、乙ニ支払ウベキ対価カラオ7条オ2項オヨビ前条オ3項ニ規定スル損害賠償額ヲ差引イテ支払ウコトガデキル。

オ2 甲ニオイテ乙ニ支払ウベキ対価ガナイ場合、マタハ、前項ニヨル場合デ、甲ガ乙ニ支払ウベキ対価ガ乙カラ徴収スベキ損害賠償額ニ満たナイ場合ハ、ソノ全額アルイハ差額ヲ乙カラ別途徴収スルモノトスル。

(損害賠償額ニ対スル異議申立)

オ10条 乙ニオイテ、オ7条オ2項オヨビオ8条オ3項ノ規定ニ

ヨリ甲ガ決定シタ損害賠償額ニ不服ガアル場合、異議ノ申立ノ手續ニツイテハオ15条ノ規定ヲ準用スルモノトスル。

(部分的提供不能)

オ11条 乙ハ、天災地変等ヤムヲ得ナイ事由ニヨリ本役務ノ一部ヲ提供スルコトガ不可能トナツタトキハ遅滞ナク、ソノ事由ヲ文書ニシテ甲ノ承認ヲ得ナケレバナラナイ。

(附帯条件)

オ12条 乙ハ、本役務ノ施行ニアタツテハ甲ノ指示、監督ニ従ウトトモニ、甲ノ要求ニ応ジ甲ノ行ウ検査ニ協力シ、カツ所要ノ報告ヲシナケレバナラナイ。

(甲ノ支払遅延)

オ13条 コノ契約ニオケル政府契約ノ支払遅延防止等ニ関スル法律(昭和25年法律オ256号。以下本条ニオイテ「法」トイウ)ノ適用ニ関シテハ、次ノ各号ニヨルモノトスル。

一 甲ノ乙ニ対スル通知ハ、コレヲ乙ニ発シタトキカラソノ効力ヲ生ジ、甲ガ乙カラ受ケル通知マタハ請求ハソレガ甲ノ指定スルモノニ到達シタトキカラソノ効力ヲ生ズル。

二 甲ハ、乙カラ本役務ヲ完了シタ旨ノ通知ヲ受ケタ日カラ10日以内ニ本役務ノ完了ノ確認、マタハ検査ヲ行ワナケレバナラナイ。

三 法オ6条ニ定メル約定期間ハ30日間トスル。

四 法オ8条オヨビオ11条ニ定メル遅延利息ハ法オ8条ニ定メルトコロニヨリ、大蔵大臣ガ銀行ノ一般貸付率ヲ勘案シテ決定スル率ニヨツテ算定スル。

(紛争等)

オ14条 コノ契約ニ定メナイ事項ニ関シ疑義ヲ生ジタ場合、マタハ、コノ契約ニ関シテ発生シタ紛争ニツイテ甲乙間デ協議ノトトノワナイモノハスベテ甲ニオイテ決定シ、甲ハソノ決定ヲ文書ニシテ乙ニ通知シナケレバナラナイ。

(異議ノ申立)

オ15条 乙ガ、前条ノ規定ニヨル甲ノ決定ニ対シ不服ノアル場合ハ、ソノ通知ヲ受ケタ日カラ30日以内ニ調達庁長官ニ異議ヲ申立テルコトガデキル。コノ場合、調達庁長官ノ裁定ハ調達庁ニオケル最終的ナモノトスル。

乙ハ紛争等ニツイテ調達庁長官ノ裁定ガナサレナイ間モ、忠実ニ、カツ、甲ノ決定ニ従ツテ契約ノ履行ヲ続ケルモノトスル。以上、契約ノ証トシテ本書2通ヲ作成シ、甲乙記名押印ノ上各自1通ヲ保有シテオクモノトスル。

昭和 年 月 日

甲 調達局長

乙

調達庁書式N-1023

オ20号様式

契約番号

寄託基本契約書

1 契約年月日	昭和 年 月 日
2 役務種目	返還物品ノ保管
3 契約単価	倉庫業法(昭31法律オ121号)オ6条ノ規定ニ基ク、昭和 年 月 日付普通倉庫保管料率表ニヨル。
4 役務提供地	
5 役務提供期間	昭和 年 月 日カラ 昭和 年 月 日マデ

標記ノ返還物品ノ倉庫保管ニ関シ 調達局長
ヲ甲トシ ヲ乙トシテ次ノ条項ニヨリ契約ヲ締結スル。

(総則)

オ1条 乙ハ、標記4ノ場所オヨビ標記5ノ期間内ニオイテ、甲ガ寄託シタ物品ヲ、善良ナ管理者ノ注意ヲモツテ保管スルモノトスル。

(保証金)

オ2条 契約保証金ハ免除スル。

(下請オヨビ委任)

オ3条 乙ハ、コノ契約ニ基イテ提供スベキ役務(以下「本役務」

トイウ。)ノ全部マタハ一部ヲ、甲ノ書面ニヨル承認ナクシテオ三者ニ委任マタハ下請ケサセテハナラナイ。

(坪数ノ確保)

オ4条 乙ハ、本役務ヲ履行スルタメ、標記4ノ倉庫ニオイテ、甲ノ必要トスル最少限度ノ坪数ヲ確保スルモノトスル。

(寄託)

オ5条 甲ハ、乙ニ物品ヲ寄託スルトキハ、必要ノツド甲ノ定メル寄託申込書ヲ交付スル。

(寄託価格)

オ6条 甲ハ、物品ノ寄託価格ヲ定メ、寄託申込書ニ記入シテ乙ニ通知スル。

(役務ノ対価トソノ支払)

オ7条 甲ハ、本役務ノ対価トシテ、乙ノ提供シタ役務ニ対シ、標記3ノ普通倉庫保管料率表ニヨリ算定シタ金額ヲ毎月精算払スル。

2 乙ハ、前項ノ支払ヲ受ケヨウトスルトキハ、甲ノ発スル役務完了調書ヲ請求書ニ添付シテ甲ニ提出シナケレバナラナイ。

(権利ノ譲渡等)

オ8条 コノ契約ニヨリ生ズル権利ハ、甲ノ書面ニヨル承認ガナケレバ乙ハコレヲオ三者ニ譲渡シマタハ担保ニ供スルコトハデキナイ。

(保管料ノ負担区分)

オ9条 甲ガ、寄託中ノ物品ニツイテオ三者ト売買契約ヲ締結シタトキハ、ソノ物品ニツイテ、乙ハソノ契約締結日ノ属スル期マデノ保管料ハ甲ニ、次期ヨリノ保管料ハ買受人ニ請求スルモノトスル。

2 前項ニ規定スル売買契約締結ノ日ハ、甲ガ乙ニ発スル引渡通知書ニ記載スル。

(火災保険)

オ10条 乙ハ、オ6条ニ規定スル寄託価格ニ基イテ、乙ノ負担ニオイテコレヲ火災保険ニ付サナケレバナラナイ。

(賠償責任)

オ11条 乙ハ、天災地変等ヤムヲ得ナイ事由ニヨル場合ヲ除キ、乙ノ保管ニカカワル物品ノ亡失マタハ損傷ニツイテ損害賠償ノ責ヲ負ウモノトスル。

2 前項ノ規定ニヨツテ、乙ガ賠償スベキ金額ハソノ物品ノ寄託価格ヲ限度トシテ甲ガ決定スル。

(契約ノ変更オヨビ解除)

オ12条 甲ハ、次ノ各号ノイズレカニ該当スル場合、契約ヲ解除シ、マタハ、変更スルコトガデキル。

一 正当ナ事由ナクシテ乙カラコノ契約ノ解除ヲ申シ出タトキ

二 乙ガコノ契約ノ義務ニ違反シタトキ

三 ソノ他特別ノ事由アルトキ

2 甲ガ前項オ一号オヨビオ二号ニ該当スル事由ニヨツテコノ契約ヲ解除シタ場合、乙ハ甲ニ与エタ損害ヲ賠償シナケレバナラナイ。

3 前項ノ損害賠償額ハ甲ガ決定スル。

(損害賠償ノ徴収)

オ13条 甲ハ、乙ニ支払ウベキ対価カラオ11条オ2項オヨビ前条オ3項ニ規定スル損害賠償額ヲ差引イテ支払ウコトガデキル。

2 甲ニオイテ、乙ニ支払ウベキ対価ガナイ場合、マタハ前項ノ規定ニヨル場合デ、甲ガ乙ニ支払ウベキ対価ガ、乙カラ徴収スベキ損害賠償額ニ満たナイ場合ハ、甲ハソノ全額アルイハ不足額ヲ乙カラ別途徴収スルモノトスル。

(損害賠償額ニ対スル異議ノ申立)

オ14条 乙ニオイテオ11条オ2項オヨビオ12条オ3項ノ規定ニヨリ甲ガ決定シタ損害賠償額ニ不服ガアル場合、異議ノ申立ノ手続ニツイテハオ20条ノ規定ヲ準用スル。

(部分的提供不能)

オ15条 乙ハ、天災地変等ヤムヲ得ナイ事由ニヨリ、本役務ノ一部ヲ提供スルコトガ不可能トナツタトキハ、遅滞ナクソノ事由ヲ文書ニシテ甲ノ承認ヲ得ナケレバナラナイ。

(附帯条件)

オ16条 乙ハ、本役務ノ施行ニアタツテハ、甲ノ指示、監督ニ従ウトトモニ、甲ノ要求ニ応ジ甲ノ行ウ検査ニ協力シ、カツ、所要ノ報告ヲシナケレバナラナイ。

オ17条 乙ハ、甲カラ許可サレタ者ニ対シ、甲ノ寄託ニ基イテ保管中ノ物品ノ下見等ニ便宜ヲ与エナケレバナラナイ。

(甲ノ支払遅延)

オ18条 コノ契約ニオケル、政府契約ノ支払遅延防止等ニ関スル法律(昭和25年法律オ256号。以下本条ニオイテ「法」トイ

- ウ。)ノ適用ニ関シテハ次ノ各号ニヨルモノトスル。
- 一 甲ノ乙ニ対スル通知ハ、コレヲ乙ニ発シタトキカラソノ効力ヲ生ジ、甲ガ乙カラ受ケル通知マタハ請求ハ、ソレガ甲ノ指定スルモノニ到達シタトキカラソノ効力ヲ生ズル。
 - 二 甲ハ、乙カラ本役務ヲ完了シタ旨ノ通知ヲ受ケタ日カラ10日以内ニ本役務ノ完了ノ確認マタハ検査ヲ行ワナケレバナラナイ。
 - 三 法才6条ニ定メル約定期間ハ30日間トスル。
 - 四 法才8条オヨビ才11条ニ定メル遅延利息ハ法才8条ニ定メルトコロニヨリ大蔵大臣ガ銀行ノ一般貸付率ヲ勘案シテ決定スル率ニヨツテ算定スル。

(紛争等)

才19条 コノ契約ニ定メナイ事項ニ関シ疑義ヲ生ジタ場合、マタハ、コノ契約ニ関シテ発生シタ紛争ニツイテ甲乙間デ協議ノトトノワナイモノハスベテ甲ニオイテ決定シ、甲ハソノ決定ヲ文書ニシテ、乙ニ通知シナケレバナラナイ。

(異議ノ申立)

才20条 乙ガ前条ノ規定ニヨル甲ノ決定ニ対シ不服ノアル場合ハ、ソノ通知ヲ受ケタ日カラ30日以内ニ調達庁長官ニ異議ヲ申立テルコトガデキル。コノ場合、調達庁長官ノ裁定ハ調達庁ニオケル最終的ナモノトスル。乙ハ、紛争等ニツイテ調達庁長官ノ裁定ガナサレナイ間モ、忠実ニ、カツ、甲ノ決定ニ従ツテ契約ノ履行ヲ続ケルモノトスル。

以上契約ノ証トシテ本書2通ヲ作成シ、甲乙記名押印ノ上各自1通ヲ保有シテオクモノトスル。

昭和 年 月 日

甲 調 達 局 長

乙

調達庁書式 M-1024

才21号 荷役

契約番号

荷 役 基 本 契 約 書

契約日: 昭和 年 月 日

2 役務種目: 運送物品ノ倉庫荷役

3 契約単価: 倉庫業法(昭、31 法律才121号)才6条ノ規定ニ基ク昭和 年 月 日付普通倉庫荷役料率表ニヨル。

4 役務提供地: 昭和 年 月 日カラ

5 役務提供期間: 昭和 年 月 日マデ

上記ノ運送物品ノ倉庫荷役ニ関シ 調達局長
ヲ乙トシテ次ノ条項ニヨリ契約ヲ締結スル。

(総 則)

才1条 乙ハ、標記4ノ場所オヨビ標記5ノ期間内ニオイテ、甲ガ寄託シタ物品ノ保管ニ伴ウ入出庫荷役オヨビ、甲ノ指示スル庫内作業ヲ迅速カツ最善ノ注意ヲモツテ行ウモノトスル。

(保証金)

才2条 契約保証金ハ免除スル。

(下請オヨビ委任)

才3条 乙ハ、コノ契約ニ基イテ提供スベキ役務(以下L本役務トイウ。)ノ全部マタハ一部ヲ甲ノ書面ニヨル承認ナクシテ才三者ニ委任マタハ下請ケサセテハナラナイ。

(荷 役)

才4条 甲ハ、物品ノ寄託オヨビ出庫ニ際シテハ、必要ノツド甲ノ定メル荷役申込書ヲ乙ニ交付シ、特殊作業ハスベテ甲ノ発スル特殊作業指示書ニ基イテ行ウモノトスル。

(役務ノ対価トソノ支払)

才5条 甲ハ、本役務ノ対価トシテ乙ノ提供シタ役務ニ対シ標記4ノ普通倉庫荷役料率ニヨリ算定シタ金額ヲ毎月精算払スル。

2 乙ハ、前項ニ規定スル支払ヲ受ケヨウトスルトキハ、甲ノ發スル役務完了調書ヲ、特殊作業ノ場合ニハ特殊作業指示書オヨビ作業完了調書ヲ請求書ニ添付シテ甲ニ提出シナケレバナラナイ。
(権利ノ譲渡等)

オ6条 コノ契約ニヨリ生ズル権利ハ、甲ノ書面ニヨル承認ガナケレバ乙ハコレヲオ三者ニ譲渡マタハ担保ニ供スルコトハデキナイ。
(賠償責任)

オ7条 乙ハ、天災地変等ヤムヲ得ナイ事由ニヨル場合ヲ除キ、本役務施行ニトモナツテ生ジタ物品ノ亡失マタハ損傷ニツイテ、損害賠償ノ責ヲ負ウモノトスル。

2 前項ノ規定ニヨツテ乙ガ賠償スベキ金額ハ、ソノ物品ノ時価ヲ限度トシテ甲ガ決定スル。
(契約ノ変更オヨビ解除)

オ8条 甲ハ次ノ各号ノイズレカニ該当スル場合ハ契約ヲ解除シ、マタハ変更スルコトガデキル。

- 一 正当ナ事由ナクシテ乙カラコノ契約ノ解除ヲ申シ出タトキ
- 二 乙ガコノ契約ノ義務ニ違反シタトキ
- 三 ソノ他特別ノ事由アルトキ

2 甲ガ前項オ一号オヨビオ二号ニ該当スル事由ニヨツテコノ契約ヲ解除シタ場合、乙ハ甲ニ与エタ損害ヲ賠償シナケレバナラナイ。

3 前項ニ規定スル損害賠償額ハ、甲ガ決定スル。
(損害賠償ノ徴収)

オ9条 甲ハ、乙ニ支払ウベキ対価カラオ7条オ2項オヨビ前条オ3項ニ規定スル損害賠償額ヲ差引イテ支払ウコトガデキル。

2 甲ニオイテ乙ニ支払ウベキ対価ガナイ場合マタハ前項ノ規定ニヨル場合デ、甲ガ乙ニ支払ウベキ対価ガ乙カラ徴収スベキ損害賠償額ニ満たナイ場合甲ハソノ全額アルイハ、不足額ヲ乙カラ別途徴収スルモノトスル。

(損害賠償額ニ対スル異議ノ申立)

オ10条 乙ニオイテオ7条オ2項オヨビオ8条オ3項ノ規定ニヨリ甲ガ決定シタ損害賠償額ニ不服ガアル場合、異議ノ申立ノ手續ニツイテハオ15条ノ規定ヲ準用スル。

(部分的提供不能)

オ11条 乙ハ、天災地変等ヤムヲ得ナイ事由ニヨリ、本役務ノ一

部ヲ提供スルコトガ不可能トナツタトキハ、遲滞ナクソノ事由ヲ文書ニシテ甲ノ承認ヲ得ナケレバナラナイ。

(附帯条件)

オ12条 乙ハ、本役務ノ施行ニアタツテハ甲ノ指示、監督ニ従ウトトモニ甲ノ要求ニ応ジ甲ノ行ウ検査ニ協力シ、カツ所要ノ報告ヲシナケレバナラナイ。

(甲ノ支払遅延)

オ13条 コノ契約ニオケル政府契約ノ支払遅延防止等ニ関スル法律(昭和25年法律オ256号。以下本条ニオイテ「法」トイウ)ノ適用ニ関シテハ、次ノ各号ニヨルモノトスル。

一 甲ノ乙ニ対スル通知ハ、コレヲ乙ニ発シタトキカラソノ効力ヲ生ジ、甲ガ乙カラ受ケル通知マタハ請求ハ、ソレガ甲ノ指定スルモノニ到達シタトキカラソノ効力ヲ生ズル。

二 甲ハ、乙カラ本役務ヲ完了シタ旨ノ通知ヲ受ケタ日カラ10日以内ニ本役務ノ完了ノ確認マタハ検査ヲ行ワナケレバナラナイ。

三 法オ6条ニ定メル約定期間ハ、30日間トスル。

四 法オ8条オヨビオ11条ニ定メル遅延利息ハ法オ8条ニ定メルトコロニヨリ大蔵大臣ガ銀行ノ一般貸付率ヲ勘案シテ決定スル率ニヨツテ算定スル。

(紛争等)

オ14条 コノ契約ニ定メナイ事項ニ関シ疑義ヲ生ジタ場合、マタハコノ契約ニ関シテ発生シタ紛争ニツイテ甲乙間デ協議ノトトノワナイモノハスベテ甲ニオイテ決定シ、甲ハソノ決定ヲ文書ニシテ乙ニ通知シナケレバナラナイ。

(異議ノ申立)

オ15条 乙ガ、前条ノ規定ニヨル甲ノ決定ニ対シ不服ノアル場合ハ、ソノ通知ヲ受ケタ日カラ30日以内ニ調達庁長官ニ異議ヲ申立テルコトガデキル。コノ場合、調達庁長官ノ裁定ハ調達庁ニオケル最終的ナモノトスル。乙ハ、紛争等ニツイテ調達庁長官ノ裁定ガナサレナイ間モ忠実ニ、カツ甲ノ決定ニ従ツテ契約ノ履行ヲ続ケルモノトスル。

以上契約ノ証トシテ本書2通ヲ作成シ、甲乙記名押印ノ上各自1通ヲ保有シテオクモノトスル。

昭和 年 月 日

甲 調 達 局 長

乙

調達庁書式 N-1026

才 2 2 号 様 式

契約番号

売 買 契 約 書

- 1 契約年月日 昭和 年 月 日
- 2 売買物品名
- 3 売買代金 金 円也
- 4 代金納入期限 昭和 年 月 日
- 5 契約保証金 金 円也
- 6 引渡条件 倉庫内渡有姿儘

上記ノ物品ノ売買ニ関シ、 調達局事業部長
 ヲ甲トシ、 ヲ乙トシテ、次ノ条項ニヨリ契約ヲ締結
 スル。

(総 則)

才 1 条 乙ハ、甲ノ指示ニ従イ標記 3 ノ売買代金ヲ納入シテ、才 9
 条ニ定メル期限内ニ標記 2 ノ売買物品(以下「物品」トイウ。)ノ
 ヲ引キ取ルモノトスル。

(保証金)

才 2 条 乙ハ、コノ契約ノ履行ニ関シ、標記 5 ノ契約保証金ヲ甲ニ
 納付スルモノトスル。

才 2 条 契約保証金ハ免除スル。

(代金ノ納入)

才 3 条 乙ハ、甲ノ発スル納入告知書ニ基イテ、標記 4 ノ期限内ニ
 代金ヲ納入シナケレバナラナイ。

(所有権ノ移転)

才 4 条 物品ノ所有権ハ、乙ガ代金ヲ納入シタトキニ甲カラ乙ニ移
 転スルモノトスル。

(権利ノ譲渡等)

才 5 条 コノ契約ニヨリ生ズル権利ハ甲ノ書面ニヨリ承認ガナケレ
 バ乙ハコレヲ才三者ニ譲渡マタハ担保ニ供スルコトハデキナイ。

(危険負担)

才 6 条 コノ契約成立後、物品引渡前ニ甲ノ責ニ帰スコトノデキナ
 イ事由ニヨリ物品ガ亡失マタハ損傷シタ場合ハ甲ハ責ヲ負ワナイ。

(保管料)

才 7 条 物品ガ、倉庫ニ寄託中ノモノデアルトキハ、コノ契約締結
 日ノ属スル期マデノ保管料ハ甲ノ負担トシ、次期ヨリノ保管料ハ
 乙ノ負担トスル。

(物品ノ引渡)

才 8 条 乙ガ代金ヲ納入シタトキハ、甲ハスミヤカニ物品ヲ乙ニ引
 キ渡サナケレバナラナイ。コノ場合、引渡証書ノ交付ヲモツテ物
 品ノ引渡ガ行ワレタモノトスル。

2 前項ノ規定ニヨリ乙ガ物品ノ引渡ヲ受ケタトキハ別ニ定メル受
 領書ヲ甲ニ提出シナケレバナラナイ。

(引取期限)

才 9 条 乙ハコノ契約締結ノ日カラ起算シテ 日以内ニ物品ヲ甲
 ノ保管場所カラ引キ取ラナケレバナラナイ。タダシ、甲ノ書面ニ
 ヲ承認ヲ得タトキハコノ限りデナイ。

2 乙ガ、前項タダシ書ニ規定スル場合オヨビ天災地変等ヤムヲ得
 ナイ事由ニヨリ場合ヲ除キ、前項ニ規定スル期限内ニ物品ヲ引キ
 トラナイトキハ、甲ハ乙ノ負担ニオイテ、才三者ニソノ保管ヲ委
 託スルコトガデキル。

(物品引取ノ経費)

才 10 条 出庫料ソノ他、物品引取ニ要スル費用ハ、スベテ乙ノ負
 担トスル。

(カシ担保)

才 11 条 甲ハ、物品ノ品質、規格、数量等ニツイテ相違ガアツタ
 場合、担保ノ責ヲ負ワナイ。

(契約ノ解除)

才 12 条 次ノ各号ノイズレカニ該当スルトキハ、甲ハコノ契約ヲ
 解除スルコトガデキル。

一 乙ガ、標記 4 ノ期限内ニ代金ヲ納入シナイトキ

調達庁書式 N-1048b
オ24号様式

確 認 書

返還物品取扱細則（昭和34年調達規オ16号）オ11条オ1項
オ3号オヨビオ4号ノ規定ニ該当スル物品ニツイテ、下記ノ通り相
違ナイコトヲ確認スル。

昭和 年 月 日

不動産部担当官 官職氏名印
検 収 員 官職氏名印

記

- 1 物品ノ所在スル施設オヨビ区域ノFAC番号オヨビ名称：
- 2 上記1ノ施設オヨビ区域ノ返還ノ根拠トナツタ在日不動産
返還書ノ番号オヨビ日付：
- 3 物品ノ表示：

番 号	品 目	単 位	数 量	備 考

- 注：1 物品ノ種類ニヨリ、備考欄ニ、 \lfloor オ3号該当 \rfloor
マタハ \lfloor オ4号該当 \rfloor ト記入スル。
- 2 コノ確認書ハ2部作成シ、不動産部オヨビ事業
部ニオイテ各1部ヲ保有スル。

B 5

調達規オ17号

返還物品予定価格積算要領ヲ次ノヨウニ定メル。

昭和34年8月27日

調達庁長官 丸 山 信

返還物品予定価格積算要領

(目 的)

オ1条 コノ要領ハ、返還物品取扱細則（昭和34年調達規オ16
号。以下 \lfloor 細則 \rfloor トイウ。）オ2条オ1号ニ規定スル物品（以下
 \lfloor 物品 \rfloor トイウ。）ヲ売リ払ウ場合ノ予定価格ノ積算ニツイテ必
要ナ事項ヲ定メルコトヲ目的トスル。

(適用ノ範囲)

オ2条 コノ要領ニ定メル積算ノ各要素オヨビ基準値ハ、通常返還
サレル物品ニツイテ適用スル。返還物品トシテ特殊ナ物品オヨビ
事案ニツイテハ、ソノ考慮スベキ要素ノ詳細ヲ明ラカニシ、コノ
要領ニ定メル基準値ヲ基礎トシテ適正ナ値ヲトルコトガデキル。

(定 義)

オ3条 コノ要領ニオイテ、次ノ各号ニ掲ゲル用語ノ意義ハ、当該
各号ニ定メルトコロニヨル。

- 一 単価ノ総額 各物品ノ単価ニ、ソレゾレソノ数量ヲ乗ジタ額
ノ総和ヲイウ。
- 二 基礎価格 物品ヲ新品デアルトシテ算定シタ市場卸売価格、
市場小売価格マタハソノ相当価格ヲイウ。
- 三 状態率 物品ノ状態ヲ評価スルトキノ比率ヲイウ。
- 四 需要率 物品ノ市場ニオケル需要ノ程度ヲ表ワス比率ヲイウ。
- 五 数量率 売払ウ物品ノ数量ノ多少ニツイテ考慮スルトキノ比
率ヲイウ。
- 六 引取経費 物品ノ引取ニ要スル経費デ、オ10条ノ規定ニ基
キ決定スルモノヲイウ。
- 七 ソノ他ノ経費 物品ノ解体費等、引取経費以外ノ経費デ、

オ11条ノ規定ニ基キ決定スルモノヲイフ。

八 経費率 必要ト認めラレル物品ノ引取ニ要スル経費オヨビ物品ノ解体費等、引取ニ要スル経費以外ノ経費ヲ表ワス比率ヲイフ。

(予定価格オヨビ予定価格調書ノ作成)

オ4条 予定価格ハ、次ノ算式ノイズレカニヨリ積算スルモノトスル。

- 一 予定価格＝単価ノ総額×数量率－(引取経費＋ソノ他ノ経費)
- 二 予定価格＝単価ノ総額×数量率×(1－経費率)

2 前項ニヨリ積算シタ価格ニツイテハ、過去ノ实例価格、経済的諸要素ノ推移等ヲ総合的ニ勘案シ、補正ヲスルコトガデキル。タダシ、補正ヲシタトキハ、補正ノタメノ必要カツ十分ナ理由ヲ明ラカニシテオカナケレバナラナイ。

3 前2項ニヨリ 予定価格ヲ積算スルトキハ、別記様式ニヨル返還物品予定価格調書ヲ使用スルモノトスル。

(物品ノ単価)

オ5条 物品ノ単価ハ、当該品目ニ相当スル中古品価格ガ市場価格トシテ直接ハアクデキルトキハソノ価格トシ、ソノ他ノ場合ハ次ノ算式ニヨルモノトスル。タダシ、破損、変質、損耗等ガハナハダシク、故扱マタハ屑扱トスル物品オヨビ次ノ算式ニヨリ積算シタ価格ガ主タル材料ノ屑トシテノ市場価格ヨリ低イ物品ニツイテハ、当該物品ヲ構成スル主タル材料ノ故マタハ屑トシテノ市場価格ヲモツテ単価トスル。

単価＝基礎価格×状態率×需要率

(基礎価格ノ決定)

オ6条 物品ノ単価ノ積算ニアタツテノ基礎価格ハ、オ2項ノ場合ヲ除キ、市場卸売価格ヲ採用スルモノトスル。

2 日用品オヨビ家庭用品ヲ一般ニ展示シテアラカジメ公示シタ価格ヲモツテ売リ払ウトキ、マタハ小口需要者ニ随意契約ニヨリ売リ払ウトキハ、基礎価格トシテ市場卸売価格ノ代リニ市場小売価格ヲ採用スルモノトスル。タダシ、予算決算オヨビ会計令(昭和22年勅令オ165号)オ96条ノ規定ニ基キ、同条オ10号ノ契約ニヨリ売リ払ウトキ、マタハ駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律オ158号)オ12条ノ規定ニ基キ、同条ニ規定スル法人ニ売リ払ウトキ、ソノ他コレヲニ準ズル場合ヲ除ク。

3 前2項ノ場合ニオイテ市場卸売価格マタハ市場小売価格ノ直接ノハアクガ困難ナトキハ、類似品ノ市場卸売価格マタハ市場小売価格ヨリ算定シタ相当価格ヲモツテ基礎価格トスル。

4 前3項ノイズレニモヨリ難イトキハ、原価計算ニヨリ基礎価格ヲ算定スルモノトスル。

5 基準トスル市場相当品ニ通常含マレテイナイ付属品、容器等ヲ含ムトキハ、ソノ価格ヲ本體ト同様ニ別個ニ算定シ、本體ノ価格ニ加算シタ価格ヲモツテ基礎価格トスル。

(状態率)

オ7条 状態率ハ、細則オ30条オ1項ニ規定スル売払要望書、売払要望書ガ作成サレナイトキハ細則オ12条オ1項ニ規定スル検収調書ニ記載サレテイル状態級別ニヨリ、現品ヲ再確認ノ上、別表オ1ニ定メル範囲内デ決定スルモノトスル。タダシ、破損、変質、損耗等ガ認めラレナイ場合デモ、ソノ物品ガ製造時ヨリ年数ヲ経過シテイルタメ、陳腐化シテイルカ機能ノ低下シテイルモノマタハ改造等ヲ要スルモノニツイテハ、ソノ程度ニ応ジ、ソノ理由ヲ明ラカニシテ、別ニ決定スルコトガデキル。

(需要率)

オ8条 需要率ハ、規格、寸法、機能(型式オヨビ流行ヲ含ム。)オヨビ売払時期(四季)ニツイテ考慮シ、別表オ2ニ定メル範囲内デ決定スルモノトスル。

2 机オヨビイス、ソノ他特別ニ「セット」トシテ売払ウモノニツイテハ、通常ノ需要率ノ110パーセント以上ニ増率スルモノトスル。(数量率)

オ9条 数量率ハ、別表オ3ニ定メル範囲内デ決定スルモノトスル。タダシ、売払対象ガ種々ノ異種物品ニヨリ構成サレテイルタメ、需要率ガ別表オ3ノ3分類ノウチ2分類以上ニワタルトキハ、各分類ゴトニ数量ノ多少ヲ考慮ノ上、総合的ニ決定スルモノトスル。

2 標準売払数量ハ、地域差等ヲ考慮ノ上、調達局長ガアラカジメ決定スルモノトスル。

(引取経費)

オ10条 引取経費ハ、次ノ各号ニ掲ゲル費用ノ合計額ガ単価ノ総額ノ20パーセント以上ニナル場合ニ、当該合計額ノ範囲内デ決定スルモノトスル。

一 保管場所ト標準消費地トノ間ノ輸送費
 二 営業倉庫ノ保管物品ニツイテハ、出庫料、特殊荷役料、ソノ他引取ニ要スル経費
 三 営業倉庫以外ノ保管物品ニツイテハ、物品ノ荷姿、保管ノ状態等ヲ勘案シテ、引取条件ガ著シク悪イト認メラレルトキハ、ソノ引取ニ要スル経費

2 前項ヲ3号ノ規定ノ適用ニアタツテハ、必要カツ十分ナ理由ヲ明ラカニシテオカナケレバナラナイ。
 (ソノ他ノ経費)

オ11条 ソノ他ノ経費ハ、物品ノ解体費等、引取経費以外ノ経費ガ必要ト認メラレル場合ニ、ソノ費用相当額ノ範囲内デ決定スルモノトスル。

2 前項ノ規定ノ適用ニアタツテハ、必要カツ十分ナ理由ヲ明ラカニシテオカナケレバナラナイ。
 (経費率)

オ12条 経費率ハ、オ10条オ1項ニ該当シナイ場合デ、引取ニ要スル経費ガ特ニ必要ト認メラレルトキ、マタハ同項ニ該当スル場合デ、同項各号ノ費用ヲソノツド算定スルコトガ予定価格ノ妥当性ヲ保ツタメニ實際上重要デナイト認メラレルトキニ適用スルモノトシ、調達局長ガアラカジメ従来ノ実績等ヲ考慮シ、適正ニ定メルモノトスル。

2 前項ノ場合、物品ノ解体費等、引取ニ要スル経費以外ノ経費ガ必要ト認メラレルトキハ、調達局長ガアラカジメ従来ノ実績等ヲ考慮シ、コレニ要スル適正ナ率ヲ定メ、前項ノ率ニ加エタ率ヲ、経費率トシテ適用スルモノトスル。

3 前項ノ規定ノ適用ニアタツテハ、必要カツ十分ナ理由ヲ明ラカニシテオカナケレバナラナイ。
 (需要率区分表等ノ変更)

条13条 調達局長ハ、本庁総務部長ニ協議ノ上、需要率区分表マタハ、数量率区分表ヲ、地域差等ニヨリ多少変更スルコトガデキル。

オ14条 調達局長ハ、標準売払数量マタハ経費率ヲ定メ、マタハ変更シタトキハ、本庁総務部長ニ報告シナケレバナラナイ。

附 則
 コノ調達規ハ、昭和34年10月1日カラ施行スル。

別表 オ1

状態率区分表

状態級別	記 事	状態率
A	1. 未使用品デアツテ、修理等ノ必要ノナイモノ 2. ホトンド新品ト同程度ノモノ	80%以上
B	1. 未使用品デアツテ、製造年月ガ古ク品質、形状、機能等ガヤヤ劣ルモノ 2. 修理マタハ改造ヲ行ワズニ再使用デキルモノ 3. 品質、形状、機能等ガヤヤ劣ルガ損耗度ノ軽少ナモノ	60%以上
C	1. 未使用品デアツテ、製造年月ガ古ク、品質、形状、機能等ガ旧式デ粗悪ナタメ、一般ニアマリ使ワレナイモノマタハ改造ヲ要スルモノ 2. 品質、形状、機能等ノイズレカガ不完全デアツテ小修理マタハ改造ニヨリ本来ノ目的ニ使用可能トナルモノ 3. 品質、形状、機能等ノイズレカガ不完全デアツテ中修理ニヨリ本来ノ目的ニ使用可能トナルガ修理マタハ改造ニ多額ノ経費ヲ要スルモノ	20%以上
D	1. 大修理ヲ要スルモノマタハ修理不可能ノモノ 2. 品質ガキワメテ悪ク、故扱マタハ屑扱トナルモノ 3. 重要ナ部品類ガ欠ケテオリ、旧式ナタメ部品類ノ補充ガデキナイ機器等	20%未満

別表 才2

需要率区分表

分	類	需要率(%)
金属資材	鉄鋼資材	50~75
	非鉄金属資材	70~90
設備機器	一般機械	30~65
	器具工具	35~65
	車	20~45
管工事資材	金属管工事資材	30~60
	非鉄金属管工事資材	15~40
	衛生器具オヨビ暖冷房設備	20~45
電気資材	照明器具	15~40
	電気器具	15~45
	電線オヨビケーブル類	50~75
	ソノ他ノ電気資材	15~60
電気機器	動力用機器	35~65
	家庭用電気機器オヨビ調理用電気機器	20~45
	ソノ他ノ電気機器	15~60
建 材	建築金物	15~40
	木 材	35~65
	ソノ他ノ建材	20~45
化 工 品	薬 品	15~40
	油 類、塗 料	20~50
	ガ ラ ス 類	20~45
	ソノ他ノ化工品	15~45

分	類	需要率(%)
織 維	糸	20~50
	織 物	30~65
	衣料品オヨビ日用品	15~45
	ジュウタン類	30~65
家 具	織 維 類	25~65
	木 製 家 具	20~60
用 品	金 属 製 家 具	30~60
	紙オヨビ紙製品	35~65
	事 務 用 品	20~45
	家庭用品オヨビ調理用品	20~55
	楽 器 オ ヨ ビ 娯 楽 用 品	35~65

注：需要率ノ項中各欄ノ数值ノ各平均値ヲ標準需要率トスル。

別表 才3

数量率区分表

区 分	売払数量ガキワ メテ多イトキ	売払数量ガ標準 マタハソレニ近 イトキ	売払数量ガキワ メテ少イトキ
需要率ガキワ メテ大キイモノ	95%以上	100%	100%
需要率ガ標準 マタハソレニ 近イモノ	90%以上	100%	100%
需要率ガキワ メテ小サイモノ	80%以上	90%以上	100%

調達庁書式 N 1 0 8 3
別記様式

秘

入札区分
公告入札
指名入札
随意契約

返還物品予定価格調書

ページノウチ ページ

入札公告番号
売払要書番号
倉庫名 (保管場所)

予定価格 ¥

調達局事業部

昭和 年 月 日作成

品目番号	品名	目	単位	数量 (A)	状態級別	基礎価格 (B)	状態率 (C)	需費率 (D)	C × D (E)	単価 B × E (F)	金額 F × A	備考
数量	率	計 (単価ノ総額)										
経費オヨビソノ他ノ 経費又ハ経費率	算											

部長 課長 補佐 係長 係員

調達規才 1 8 号

内閣オヨビ総理府物品管理規則 (昭和 3 2 年総理府訓令才 1 号)
才 2 6 条ノ規定ニ基キ、調達事業物品取扱細則ヲ次ノヨウニ定メル。
昭和 3 4 年 1 0 月 9 日

調達庁長官 丸 山 信

調達事業物品取扱細則

目 次

- 才 1 章 総 則 (才 1 条 ~ 才 3 条)
- 才 2 章 物品ノ管理機関 (才 4 条 ~ 才 7 条)
- 才 3 章 物品ノ管理
 - 才 1 節 管理換等 (才 8 条 ~ 才 1 4 条)
 - 才 2 節 供用オヨビ保管 (才 1 5 ~ 才 2 0 条)
 - 才 3 節 処 分 (才 2 1 条 ~ 才 2 3 条)
 - 才 4 節 払出命令書等 (才 2 4 条)
- 才 4 章 物品管理職員ノ責任 (才 2 5 条, 才 2 6 条)
- 才 5 章 雜 則 (才 2 7 条 ~ 才 3 4 条)

附 則

才 1 章 総 則

(目的)

才 1 条 コノ細則ハ、内閣オヨビ総理府物品管理規則 (昭和 3 2 年総理府訓令才 1 号。以下「規則」トイウ。) 才 2 6 条ノ規定ニ基キ、物品ノ管理ヲ適正カツ効率的ニ行ウタメ必要ナ事項ヲ定メルコトヲ目的トスル。

(定義オヨビ性格)

才 2 条 コノ細則ニオイテ、次ノ各号ニ掲ゲル用語ノ意義ハ、当該各号ニ定メルトコロニヨル。

- 一 物品 規則別表才 1 ニ規定スル調達事業物品ヲイウ。
- 二 返還物品 規則別表才 1 ニ規定スル返還物品ヲイウ。
- 三 管理官 内閣総理大臣 (以下「大臣」トイウ。) カラ物品ノ管理ニ関スル事務ノ委任ヲ受ケタ物品管理官ヲイウ。

四 代理管理官 管理官ニ事故ガアル場合ニオケルソノ事務ニ代理スル代理物品管理官ヲイフ。

五 分任管理官 管理官ノ事務ノ一部ヲ分掌スル分任物品管理官ヲイフ。

六 出納官 管理官マタハ分任管理官カラ物品ノ出納オヨビ管理ニ関スル事務ノ委任ヲ受ケタ物品出納官ヲイフ。

七 供用官 管理官マタハ分任管理官カラ物品ノ供用ニ関スル事務ノ委任ヲ受ケタ物品供用官ヲイフ。

2 物品ハ、本来ノ目的ニ供用スル必要ガナクナツタトキハ、返置物品ニ分類換スルコトヲ原則トスル。

(物品ノ標示)

オ3条 物品管理法施行規則(昭和31年大蔵省令オ85号。以下「省令」トイフ。)オ3条オ2項ニ規定スル標示ハ、別記オ1号様式ニヨル物品整理票ヲ物品ニハリツケテ行ナウモノトスル。タダシ物品整理票ヲハリツケルコトガデキナイ場合ハ、管理官(分任管理官ヲ含ム。オ4条、オ7条オ2項、オ27条、オ28条ヲ除キ以下同ジ。)ハ適宜ナ方法ヲトルコトガデキル。

オ2章 物品ノ管理機関

(分任管理官)

オ4条 分任管理官ハ、事務ヲ行ナウニ際シ、重要ト認メル專案ニツイテハ、管理官ニ協議スルモノトシ、管理官ハ、必要アレトキハ、分任管理官ニ対シ、報告ヲ求メルコトガデキル。

(出納官オヨビ供用官)

オ5条 規則オ8条マタハオ9条ノ規定ニ基ク出納官マタハ供用官ノ官職指定ハ、管理官ガ行ナウモノトスル。

2 管理官ハ、前項ノ規定ニヨリ官職ヲ指定シタ場合(指定シタ官職ガ欠ケテ新タニ指定シタ場合ヲ含ム。)ハ、調達庁長官(以下「長官」トイフ。)ニ報告シナケレバナラナイ。

(代理ヲサセル場合)

オ6条 省令オ7条ニ規定スル管理官、出納官マタハ供用官ノ事務ヲ代理サセル場合ハ、次ノトオリトスル。

一 指定サレタ官職ガ欠ケ、マタハソノ官職ニアル者ガ欠ケタ場合

二 指定サレタ官職ニアル者ガ出張、休暇、欠勤等ノ理由ニヨリ20日間以上引キ続イテソノ職務ヲ行ナウコトガデキナイト、管理官ニアツテハソノ所属ノ長、出納官マタハ供用官ニアツテハ管理官ガ認メタ場合

三 指定サレタ官職ニアル者ガ休職マタハ停職ヲ命ゼラレタ場合

四 ソノ他別ニ長官ガ指定スル場合

(報告書ノ提出)

オ7条 管理官ガ法規ニ基キ、大臣ニ対シテ行ナウベキ報告等ハ調達局長(以下「局長」トイフ。)オヨビ長官ヲ、長官ニ対シテ行ナウベキ報告等ハ局長ヲ經由シナケレバナラナイ。

2 分任管理官ガ前項ノ報告等ヲ行ナウトキハ、管理官ヲモ經由シナケレバナラナイ。

オ3章 物品ノ管理

オ1節 管理換等

(部局ノ内部ニオケル管理換)

オ8条 管理官ハ、部局ノ内部ニオイテ管理換ヲシ、マタハ受ケヨウトスルトキハ、アラカジメオ10条ニ規定スル管理換協議書ノ案ヲ添付シテ長官ノ承認ヲ求メナケレバナラナイ。

タダシ、長官ガ特ニ命ジタ場合マタハ物品管理法施行令(昭和31年政令オ339号。以下「政令」トイフ。)オ19条オ1号モシクハオ2号ニ該当スル場合ハ、コノ限りデナイ。

(異ナル部局マタハ他ノ各省各庁トノ間ノ管理換)

オ9条 管理官ハ、異ナル部局マタハ他ノ各省各庁トノ間ニオイテ管理換ヲシ、マタハ受ケヨウトスルトキハ、政令オ19条各号ニ該当スル場合ヲ除キ、次条ニ規定スル管理換協議書ノ案ヲ添付シテ、大臣ノ承認ヲ得ルタメ、長官ニ申請シナケレバナラナイ。

(管理換ノ協議)

オ10条 管理官ハ管理換ヲシ、マタハ受ケヨウトスルトキハ、別記オ2号様式ニヨル管理換協議書ニヨリ、当該管理換ニ係ル他ノ管理官マタハ物品管理官ト協議スルモノトスル。

(分類換ノ伴ウ管理換)

オ11条 管理官ハ、分類換ノ伴ウ管理換ヲスルトキハ、管理換ヲ受ケル物品管理官ニ分類換ノ手続ヲスルヨウ通知スルモノトシ、

分類換ノ伴ウ管理換ヲ受ケルトキハ、管理換ト同時ニ分類ヲ明ラカニシテ整理スルモノトスル。

(管理換命令)

オ12条 オ16条オ2項ニ規定スル供用不適品等報告書ニ基イテ長官ノ行ナウ管理換命令ハ、別記オ3号様式ニヨル管理換命令書ニヨルモノトスル。

(管理換物品引渡ノ通知)

オ13条 省令オ14条オ3項ノ規定ニヨル通知ハ、別記オ5号様式ニヨル管理換物品引渡通知書ニヨルモノトスル。

(管理換ノ報告)

オ14条 管理官ハ、管理換ヲシ、マタハ受ケタトキハソノ結果ヲ管理換物品引渡通知書ノ写ヲ添付シテ長官ニ報告シナケレバナラナイ。

オ2節 供用オヨビ保管

(供用ノタメノ払出)

オ15条 供用官ハ、物品ヲ供用シヨウトスルトキハ管理官ニ別記オ7号様式ニヨル供用物品払出請求書ヲ提出シナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、供用ノタメ物品ヲ払イ出ス必要ガアルト認メタトキハ、出納官ニオ24条ニ規定スル払出命令書ヲ交付シテ物品ノ払出ヲ命ジナケレバナラナイ。

(供用不適品等処理)

オ16条 物品管理法(昭和31年法律オ113号。以下「法」トイフ。)オ21条オ1項マタハオ26条オ1項ノ規定ニヨリ供用官マタハ出納官ガ管理官ニ対シ行ナウ報告ハ、別記オ8号様式ニヨル供用不適品等報告書ニヨルモノトスル。

2 管理官ハ、物品ヲ本来ノ目的ニ供用スル必要ガナクナツタトキハ、供用不適品等報告書ヲ作成シ、長官ニ提出シナケレバナラナイ。

(受入物品オヨビ受領物品ノ点検)

オ17条 出納官マタハ供用官ハ、受入命令マタハ受領命令(省令オ14条オ4項ニ規定スル受入命令マタハ受領命令ヲイフ。以下同シ。)ニ係ル物品ノ受入マタハ受領ヲシヨウトスルトキハ、ソノ受入マタハ受領ガ当該命令ノ内容ニ適合シテイルカドウカヲ確認シ、相違ヲ発見シタトキハ、スミヤカニソノ旨ヲ管理官ニ報告

シナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ報告ヲ受ケタトキハ、ソノ相違ノ原因ヲ調査シテ責任ノ所在ヲ明ラカニシタ上、必要ナ措置ヲトラナケレバナラナイ。

(保管ノ方法)

オ18条 省令オ25条ニ規定スル整理ハ、補助簿ニヨリ区分シテ整理シ、物品ノ保管状況ヲ明ラカニシテオカナケレバナラナイ。

(出納官ノ報告様式)

オ19条 法オ25条ニ規定スル報告書ハ、別記オ9号様式ニヨル保管状況報告書ニヨルモノトスル。

2 出納官ハ、毎年4月15日マデニ保管状況報告書ヲ管理官ニ提出スルモノトシ、管理官ハ、同月30日マデニコレヲ長官ニ送付スルモノトスル。

(供用状況報告)

オ20条 管理官ハ、供用官ガ供用シテイル物品ニツイテ、毎年3月31日現在ヲモツテ調査ヲ行ナイ、別記オ10号様式ニヨル供用状況報告書ヲ作成シ、4月30日マデニ長官ニ提出スルモノトスル。

オ3節 処分

(不用ノ決定オヨビ廃棄ノ基準)

オ21条 規則オ18条ニ規定スル不用ノ決定オヨビ廃棄ノ基準ハ、社会通念上売払価値ガナイ場合トスル。

(不用オヨビ廃棄ノ整理)

オ22条 管理官ハ、前条ノ基準ニ基キ不用ノ決定オヨビ廃棄ヲシヨウトスルトキハ、別記オ11号様式ニヨル不用決定決議書ニヨリ行ナウナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ規定ニヨリ不用ノ決定オヨビ廃棄ヲ決議シタトキハ、別記オ12号様式ニヨル不用決定通知書ニヨリ出納官マタハ供用官ニ通知シ、ソノ結果ヲ不用決定通知書ノ写ヲ添付シテ長官ニ報告シナケレバナラナイ。

3 廃棄ニ伴ウ物品ノ払出命令モシクハ返納命令(省令オ14条オ1項ニ規定スル払出命令マタハ返納命令ヲイフ。以下同シ。)マタハ引渡命令(省令オ14条オ2項ニ規定スル引渡命令ヲイフ。以下同シ。)ハ、不用決定通知書ニヨリ行ナイ、コレヲ命令書ノ

作成ハ、省略スルモノトスル。

(亡失ノ整理)

才 23 条 管理官ハ、亡失物品ニツイテハ亡失ノ日(亡失ノ日ガ不明ノトキハソノ発見ノ日)ヲモツテ整理スルトトモニ出納官マタハ供用官ニ整理ヲ命ズルモノトスル。

才 4 節 払出命令書等

(払出命令書等ノ様式)

才 24 条 払出命令、返納命令モシクハ引渡命令マタハ返レイ命令(省令才 24 条才 2 項ノ規定ニヨル命令ヲイイ、返納命令ヲ除クハ、才 4 号様式ニヨル払出命令書、返納命令書、引渡命令書マタハ返レイ命令書ニ、受入命令マタハ受領命令ハ、別記才 6 号様式ニヨル受入命令書マタハ受領命令書ニヨルモノトスル。

才 4 章 物品管理職員等ノ責任

(亡失、損傷ノ報告)

才 25 条 出納官マタハ供用官(供用官ヲ置カナイ場合ニアツテハ物品ヲ使用スル職員)ハ、保管マタハ供用中ノ物品ヲ亡失マタハ損傷シタトキハ、別記才 13 号様式ニヨル亡失損傷等報告書ヲ作成シテ管理官ニ提出シナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ報告マタハソノ他ノ理由ニヨリ、政令才 37 条才 3 項ニ規定スル事実ガアルト認メタトキハ、別記才 13 号様式ニヨル亡失損傷等報告書 3 部ヲ作成シ、大臣ニ提出シナケレバナラナイ。

(裁定ト検定ガ相違シタ場合)

才 26 条 長官ハ、規則才 24 条ノ規定ニヨリ、大臣カラ、弁償ニ関スル会計検査院ノ検定ガ大臣ノ裁定ト相違スル旨ノ通知ヲ受ケタトキハ、ソノ旨ヲ被裁定者、ソノ所属ノ長オヨビ局長ニ通知スルモノトスル。

2 局長ハ、前項ノ通知ヲ受ケタトキハ、被裁定者ニ対スル弁償金ノ徴収マタハ還付等ニツイテ必要ナ措置ヲトラナケレバナラナイ

才 5 章 雜 則

(計算証明)

才 27 条 管理官ハ、毎年度、計算証明規則(昭和 27 年会計検査

院規則才 3 号)才 10 章ノ規定ニヨリ、物品管理計算書ヲ作成ノ上 翌年度 4 月 30 日マデニ長官ニ提出シナケレバナラナイ。

(物品増減オヨビ現在額報告書)

才 28 条 管理官ハ、毎年度、物品増減オヨビ現在額報告書ヲ省令別表才 13 ニ定メル様式オヨビ作成ノ方法ニ準ジテ作成シ、翌年度 4 月 30 日マデニ長官ニ提出シナケレバナラナイ。

(書類等ノ整備オヨビ保管)

才 29 条 管理官、出納官オヨビ供用官ハ、命令書、報告書、検査書、帳簿等物品ノ管理ニ係ル書類(以下「書類等」トイウ。)ヲ整備シテオカナケレバナラナイ。

2 書類等ノ保存期限ハ、ソノ処理ノ終ツタ翌会計年度カラ起算シテ 5 年トスル。

(検査ノ時期)

才 30 条 規則才 20 条ニヨリ管理官、出納官オヨビ供用官ノ物品ノ管理行為ニ対シテ毎年度 1 回行ウ検査ノ時期ハ、3 月 31 日トスル。

(検査書)

才 31 条 規則才 20 条才 1 項オヨビ才 2 項ニ規定スル検査員ハ、検査ヲ行ナツタトキハ、当該検査ガ管理官ニ係ルモノニツイテハ別記才 14 号様式、出納官マタハ供用官ニ係ルモノニツイテハ別記才 15 号様式ニヨル検査書ヲ作成ノ上、2 部ヲ検査終了後 20 日以内ニ到達スルヨウニ長官ニ提出スルモノトスル。

(物品ト記録ノ相違)

才 32 条 出納官ハ、物品ノ受入後物品ト記録ノ相違ヲ発見シタトキハ、スミヤカニ管理官ニ報告シナケレバナラナイ。

2 管理官ハ、前項ノ報告ニ基キ物品ト記録ノ相違ノ原因ヲ調査シ記録ノ誤リニヨルモノト認メタトキハ、記録ヲ是正シ、ソノ他ノ場合ハ亡失損傷ニ準ジテ必要ナ措置ヲトルヨウ、出納官ニ指示シナケレバナラナイ。

(引継書)

才 33 条 省令才 42 条ニ定メル引継ノ場合ハ、別記才 16 号様式ニヨル物品管理事務引継書ヲ作成シ、前任者(同条タダシ書ノ規定ニ該当スルトキハ後任者)ハ、1 部ヲ長官ニ(出納官マタハ供用官ノ場合ハ管理官オヨビ局長ヲ經由シテ長官ニ)送付シナケレ

バナラナイ。
(長官協議)

オ 34条 法令オヨビコノ細則ニ定メナイモノマタハ特殊異例ニワタルモノノ処理ニツイテハ、長官ニ協議スルモノトスル。

附 則

- 1 コノ調達規ハ、昭和34年11月1日カラ施行スル。
- 2 調達事業物品取扱細則(昭和32年調達規オ17号。以下L旧細則トイウ。)ハ、廃止スル。
- 3 旧細則デ定メタ各様式ニヨル用紙ハ、当分ノ間取リツクロイ、コノ調達規ニ定メル各様式ニヨル用紙トシテ使用スルコトガデキル。

(別 記)

オ 1号様式
調達庁書式 N-464b

物 品 整 理 票			
都道府県名			
分 類	調達事業物品	整 理 番 号	
品 目			
物品供用官 官職氏名 印			

B 8

オ 2号様式
調達庁書式 N-467b

管 理 換 協 議 書

オ 号
昭和 年 月 日

物品管理官
官職氏名 殿

物品管理官
官職氏名 印

下記ノトオリ物品ノ管理換ヲシタイ(受ケタイ)ノデ協議スル。

記

1. 現ニ属スル分類
2. 管理換後ニ属スベキ分類
3. 管理換ヲスル(受ケル)理由
4. 物品ノ所在地
5. 保管場所
6. 有償無償ノ別

品目番号	品 目	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考

上記ノトオリ管理換ヲ受ケル(スル)コトニ同意スル。

昭和 年 月 日
物品管理官 官職氏名 殿

物品管理官 官職氏名 印

注：価格欄ハ、政令オ43条オ1項ノ規定ニ該当スル物品ニツイテ記入スル。ソノ価格ハ、物品増減オヨビ現在額報告書記載ノ価格トスル。

B 5

ホ3号様式
調達庁書式N-1037

管換命才 号 昭和年 月 日

管 理 換 命 令 書

物品管理官
官職氏名 殿

調達庁長官 印

下記ノトオリ管理換ヲ命ズル。

記

管理換ヲスル者		物品管理官 官名				
管理換ヲ受ケル者		物品管理官 官職氏名				
現ニ属スル分類		調達事業物品				
管理換後ニ属スベキ分類						
番号	品名	規格、品質	単位	数量	備考	

B 5

物品管理官
官職氏名 印

取出、返納、引渡、返レレイ、命令書

殿

ホ4号様式
調達庁書式N-1039

分類	品名	規格、品質	単位	数量	備考	物品管理簿登記年月日		整理区分	引渡先	摘要
						昭和	昭和			
調達事業物品										

注： 1. 用途ニヨリ、命令ヲ受ケル者ニモ、消費スルモノトスル。 2. 命令ヲ受ケル者ニ2部（正副）ヲ送付シ、命令ヲ受ケタ者ハ所事項ヲ記入ノ上、ウチ1部（副）ヲ返送スルモノトスル。

B 5

才 5号様式
調達庁書式 N - 1040

管 理 換 物 品 引 渡 通 知 書

殿

物 品 管 理 官

官 職 氏 名 印

才 号昭和 年 月 日		現ニ属スル分類		調達事業物品		管理換後ニ属スベキ分類	
管理換協議書承認 昭和 年 月 日		管理換協議書送付 昭和 年 月 日		受		物品管理簿登記 昭和 年 月 日	
物品ヲ引キ渡スベキ者		物品ヲ引キ取ルベキ場所		領		物品管理官	
物品ヲ引キ取ルベキ時期		引 取 方 法				官 職 氏 名 印	
番 号	品 名	規 格、品 質	単 位	数 量	単 価 金 額	備 考	

1991

注： 物品ノ送付元ハ、受領先ニ本書2部（正副）ヲ送付シ、受領先ハ、受領欄ニ記入ノ上、ウチ1部（副）ヲ返送スルモノトスル。

才6号様式
調達庁書式N-1036

受入命令書、受領命令書

物品 出納官 物品管理官
官職氏名 殿 官職氏名 印

分類	命令番号	才	号	管理簿昭和	年	月	日	印
調達事業物品	命令昭和	年	月	物品	出納簿登記昭和	年	月	日
品名	規格、品質	単位	数量	備考				
整理区分		相手官職氏名	方名	摘要				

注：1. 用途ニヨリ不用ノ部分ヲ分消スモノトスル。
2. 本書ハ、命令ヲ受ケル者ニ2部（正副）ヲ送付シ、命令ヲ受ケタ者ハ所要事項ヲ記入ノ上、ウチ1部（副）ヲ返送スルモノトスル。

才7号様式

調達庁書式N-471b

供用物品払出請求書

物品管理官 物品供用官
官職氏名 官職氏名 印

分類	品名	調達事業物品	請求番号	才	号	請求		昭和	年	月	日
						数	量				
						請求	決定				
						用途					

B5

才8号様式

調達庁書式N-1041

供用不適品等報告書

昭和 年 月 日

殿

官職氏名 印

分類	品名	調達事業物品	規格、品質	単位	数量	不适当等理由	備考

B5

才9号様式
調達庁書式N-479b

保管状況報告書

物品管理官

官職氏名

殿

昭和 年 月 日

物品出納官

官職氏名

殿

印

分類	品目	単位	現在			保管ノ状況
			現 供用ノ必要 ガ	高 ソノ 他	計	

B 5

才10号様式
調達庁書式N-1084

供用状況報告書

調達庁長官

殿

昭和 年 月 日

物品管理官

官職氏名

印

分類	調達事業物品			名	規格、品質	単位	数	量	計	備考
	物品	供用場所	品							

注：供用場所ハ、部課、事務所名等ヲ記入スルモノトスル。

B 5

才 11 号様式
調達庁書式 N - 481

不用決定決議書

決議	昭和	年	月	日	管理官	課長	補佐	係長	係員
発議	昭和	年	月	日					
下記ノトオリ不用ノ決定ヲシ、廃棄スルコトヲ決議スル。									
記									
分類	調達事業物品								
番号	品目	単位	数量	理由					
廃棄ノ方法									

B 5

才 12 号様式
調達庁書式 N - 1043

不用決定通知書

才 号
昭和 年 月 日

物品 出納官
供用官
官職 氏名 殿 物品管理官
官職 氏名 印
下記ノトオリ不用ノ決定ヲシ、廃棄スルコトヲシタカラ
通知スル。

分類	調達事業物品				記
物品管理簿登記		昭和	年	月	日
物品出納簿登記		昭和	年	月	日
番号	品目	単位	数量	理由	
廃棄ノ方法					

- 注：1. 用途ニヨリ不用ノ部分ハ消スモノトスル。
2. 本書ハ、通知ヲ受ケル者ニ2部（正副）ヲ送付シ通知ヲ受ケタ者ハ、所要事項ヲ記入ノ上、ウチ1部（副）ヲ返送スルモノトスル。

B 5

才 13号様式
調達庁書式 N -

才 号
昭和 年

職 氏名 印

分類	調達事	
①	(⑧	⑨
日 時	場ノ後ノ措置	ソノ他参考事項

- 注： 1. ①
 2. ③ 記入スル。単価オヨビ
 金 損 傷ニヨル物品ノ見積
 減 記 入スル。
 3. ④ノ) L天災 7、L火災 7
 マ
 4. ⑤ヲ 記 入スル。
 5. ⑥
 6. ⑦
 7. ⑧ナツタ、モシクハ将来
 予
 8. ⑨

74-

才 13 号様式
 調達庁書式 N - 1042

才 号
 昭和 年 月 日

亡 失 損 傷 等 報 告 書

殿

官職 氏名 印

分類	調達事業物品				④ 事故ノ原因タル事実ノ詳細	⑤ 事故ノ種類	⑥ 平素ニオケル保管ノ状況ノ詳細	⑦ 事故発見ノ動機	⑧ ソノ後ノ措置	⑨ ソノ他参考事項
	① 日	② 時	③ 場所	③ 事故物品						
			品目	単位	数量	単価	金額			

- 注：1. ①オヨビ②ノ欄ハ、当該事故ノ発生シタ日時オヨビ場所ヲ記入スル。
2. ③ノ欄ハ、当該事故物品ニツイテ、ソノ品名、規格、品質、単位、数量、単価オヨビ金額ヲ記入スル。単価オヨビ金額ハ、当該事故ガ物品ノ亡失マタハ損傷ノ場合ニアツテハ亡失シタ物品ノ見積価格マダハ損傷ニヨル物品ノ見積減価格、ソノ他ノ場合ニアツテハ当該物品ノ管理行為ニ関シ、通常生ズベキ損害ノ見積額ヲ記入スル。
3. ④ノ欄ハ、当該事故ノ発生シタ原因ヲ「違反管理行為」（法才31条ニヨル弁償責任アルモノ）「天災」、「火災」マダハ「ソノ他」ニ分類シ、ソノ区分オヨビ事実ノ詳細ヲ記入スル。
4. ⑤ノ欄ハ、当該事故ノ種類ヲ「亡失」、「損傷」マダハ「ソノ他ノ損害」ニ分類シ、ソノ区分ヲ記入スル。
5. ⑥ノ欄ハ、当該物品ノ平素ニオケル保管ノ状況ヲ記入スル。
6. ⑦ノ欄ハ、当該事故発見ノ動機ヲ記入スル。
7. ⑧ノ欄ハ、当該事故ニヨル国ノ損害ノ補テシテ、弁償、賠償等ニツイテスデニ行ナツタ、モシクハ将来予定サレル措置ヲ記入スル。
8. ⑨ノ欄ハ、ソノ他参考トナルベキ事項ヲ記入スル。

才 14号様式
調達庁書式 N - 483 ~ 1

検 査 書

ノ (分任) 物品管理官ノ物品 (分類: 調達事業
物品) ノ管理ニツイテ検査シタ結果ハ、下記ノトオリデアル。
昭和 年 月 日

所 属

検査員	官職	氏名	印
立会員	官職	氏名	印

記

1. (分任) 物品管理官ノ官職氏名
2. 管理期間
3. 供用ノ状況
4. 分類換、管理換ノ状況
5. 出納命令下達ノ状況
6. 保管オヨビ処分状況
7. 帳簿ノ整理状況
8. ソノ他物品ノ管理ニ関スルコト。

才 15号様式

調達庁書式 N - 483 ~ 2

検 査 書

ノ物品 出納官/物品 (分類: 調達事業物品) /
供用官
管理ニツイテ検査シタ結果ハ、下記ノ通りデアル。

昭和 年 月 日

所 属

検査員 官職 氏名 印

立会員 官職 氏名 印

記

1. 物品 出納官/官職氏名
供用官
2. 管理期間
3. 出納ノ状況
供用
4. 保管ノ状況
5. 帳簿ノ整理状況
6. ソノ他物品ノ管理ニ関スルコト。

注: 用途ニヨリ不用ノ部分ヲ消スモノトスル。

B 5

才 16号様式

調達庁書式 N - 485 b

物品管理事務引継書

下記ノトオリ調達事業物品管理事務ノ引継ヲ了シタ。

昭和 年 月 日

自昭和 年 月 日

前任者管理期間

至昭和 年 月 日

前任 物品管理職員 官職 氏名 印

後任 物品管理職員 官職 氏名 印

記

- | | |
|----------|---------|
| 1. 物品現在高 | 簿記載ノトオリ |
| 2. 帳 簿 | 簿 冊 |
| | 簿 冊 |
| 3. 証拠書類 | 書 冊 (枚) |
| 4. ソノ他 | |

注: 本書ハ、前任者オヨビ後任者各 1部ヲ保有スルモノトスル。

B 5

通 ち ヨ ウ 関 係

本邦の銀行は、その業務の遂行に際して、他邦の銀行と密接な関係を築き、資金の融通を容易にし、貿易の発展に貢献して来た。この関係は、戦時体制の確立と共に、更に緊密なものとなり、戦時経済の維持と発展に重要な役割を果たした。戦後、自由貿易の進展と共に、この関係は更に発展を遂げ、国際金融の中心地としての地位を確立して来た。このように、銀行は、通商手続の円滑化と資金の融通を通じて、貿易の発展に重要な役割を果たして来た。この関係を更に発展させ、国際金融の中心地としての地位を更に確立させることが、銀行の重要な任務である。

以上


~~~~~ 返 還 物 品 関 係 ~~~~~

特勞発才1165号(C L W)  
昭和25年8月31日

特 別 調 達 局 長 殿

特別調達庁労務管財部長

解除物件ノ寄託価格ニツイテ

コノコトニツイテ仙台ニ於ケル才2次解除物件緊急処分会議ニ於テ各局ノ事情ヲ聴取シタトコロデアルガ極力倉庫業者ノ協力ヲ得テ下記ニヨリ処置サレタイ。

記

1. 今後新ニ倉庫業者ニ寄託スル物件ノ委託価格ハ従来ノ市場価格ヲ基礎トシタ状態級別ニヨル割引率ヲ以テ算出シタ価格ヲ更ニ検討シ、過去ノ売却実績価格及ビ将来ノ売却価値ノ見透シヲ勘案シテ、将来売却出来ルデアロウト推定出来ル価格ヲ以テ寄託価格トサレタイ。
2. 従来ノ如ク状態級別ガD級デアツテモ売却価格ノアルモノニツイテハ寄託価格ヲ零トセズ、前項ニヨリ寄託価格ヲ附スルコト。
3. 従来倉庫業者ノ無償提供ニヨル「サービス」ノ役務等例ヘバ買受人ノ下見ニ要スル役務ノ如ク支払根拠ノ合法的ナモノニツイテハコレヲ支払ノ対象トスルコト。

以 上



特技発才941号 (CES)  
昭和25年9月22日

特別調達局長 殿  
(技術部長気付)

特別調達庁技術監督部長

解除物件ノ寄託価格ト予定価格  
ニツイテ (通達)

- 参照：1. 昭和24.9.6付特技発才649号  
└解除物件政府見積価格調書作成要領┐
2. 昭25.8.31付特勞発才1165号 (CLW)  
└解除物件ノ寄託価格ニツイテ┐
1. 先ニ参照文2ニ依ル寄託価格ノ設定ニ際シテ売却価格ヲ考慮スルコトアルメハ寄託価格ガソレニ対応スル売却価格ヨリ極度ニ上廻ルコトガナイ様ニスル意味デアル。
2. 売却ノ際ノ予定価格ハ原則トシテ売却時ノ統制額又ハ適正ナ市場価格ヲ基礎トシサラニ参照文書1ニ規定ノ各要素ニツキ充分考慮ノ上売却可能ナ価格トシテ決定スルモノデソノ本質モ算出方法モ寄託価格ノ場合ト別個デアルカラ予定価格ノ積算ハ既ニ通達シタトコロニヨリ実施シソノ適正ナ算定ニ努メラレタイ。

以 上

別 紙：昭25.8.31付特勞発才1165号  
(CLW)

└解除物件ノ寄託価格ニツイテ┐

本信アテ先：各特別調達局技術部長

写 送 先：本庁勞務管財部長

” 財務部長

特調乙発才262号 (CIW)  
昭和26年4月27日

特別調達局長 殿

特別調達庁長官

管材役務完了確認処理要領ノ改定ニツイテ

- 参照：1. 昭24.12.14付特調甲発才83号  
└政府契約ノ支払遅延防止等ニ関スル法律ノ施行ニ伴ウ特別調達庁経理事務準則┐
2. 昭25.2.8付特業発才285号  
└倉庫諸役務完了検査処理要領ノ設定ニ関シテ┐
- 昭和26年度ニオケル管財役務完了ノ確認要領ヲ別紙ノトオリ定メタカラ遺憾ノナイヨウ、処理サレタイ。  
ナオ参照文書2ハコレヲ廃止スル

以 上

別 紙： 管材役務完了確認処理要項

本信アテ先： 各特別調達局長

写 送 先： 本庁財務、契約、技術監督各部長

管材役務完了確認処理要領

(一般事項)

才1条 特調甲発才83号(昭和24年12月14日)政府契約ノ支払遅延防止等ニ関スル法律ノ施行ニ伴ウ特別調達庁経理事務準則才18条ニ基ク解除物件ノ保管、荷役、運搬オヨビコレニ附帯スル役務(以下└管材役務┐トイウ。)ノ完了ノ検認オヨビ証明



ハ本要領ニヨル。

オ2条 管材役務完了ノ検認オヨビ証明ハ、月ゴトニ区分シ、コレヲ行ワナケレバナラナイ。

オ3条 相手方カラノ役務終了ノ通知ハオ6条ニ定メル受検書ニヨルモノトシ、3部ヲ提出サセル。

オ4条 特別調達局ハ、受検書ヲ審査シ、役務ノ完了ヲ確認シタトキハ、受検書2部ニ役務完了調書(別紙様式)ヲ附シテ、相手方ニ返却シサケレバナラナイ。

オ5条 特別調達局ハ、帳簿ヲ備エ契約ノ相手方カラ受検書ヲ受理シタ日付、役務完了調書発行ノ日付、返付ノ日付等所要ノ事項ヲ記録スルモノトスル。

(受検書ノ種類)

オ6条 受検書ハコレヲツギノ4種トスル。

1. 保管役務受検書
2. 荷役役務受検書
3. 特殊作業役務受検書
4. 輸送役務受検書

(受検書ニ記載スベキ事項)

オ7条 受検書ニハツギノ事項ヲ記載シナケレバナラナイ。

1. 保管役務受検書ニハ、保管物件ノ品名、整理番号、状態級別、前月カラノ繰越高、入庫、出庫ノ数量ナラビニソノ期別、月末残高オヨビソノ他必要ト認メタ事項。
2. 荷役役務受検書ニハ、荷役物件ノ品名、整理番号、数量、入出庫ノ区分オヨビソノ他必要ト認メタ事項。
3. 特殊作業役務受検書ニハ、特殊作業ヲ行ツタ物件ノ品名、整理番号、数量、特殊作業ノ内容、作業ヲ行ツタ月日オヨビソノ他必要ト認メタ事項。
4. 輸送役務受検書ニハ、輸送シタ物件ノ品名、数量、輸送区間輸送手段、輸送月日オヨビソノ他必要ト認メタ事項。

(検査事項)

オ8条 受検書ヲ審査スルトキハ、オ7条ニ定メル記載事項ニツイテ、ツギノ書類ト照合シ、コレヲ確認シナケレバナラナイ。

1. 保管役務受検書ニアツテハ、物品出納簿、検収調書、寄託申込書、物品引渡証書オヨビソノ他ノ指示書。

2. 荷役役務受検書ニアツテハ、物品出納簿、検収調書、寄託申込書オヨビソノ他ノ指示書ナラビニ証拠書類。

3. 特殊作業役務受検書ニアツテハ、特殊作業指示書オヨビソノ他ノ証拠書類。

4. 輸送役務受検書ニアツテハ、輸送指示書、荷渡先ノ受領書、解除命令書オヨビソノ他ノ証拠書類。

以 上



別紙様式

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 促 (荷作輸) 才 号<br>管 材 役 務 完 了 調 書 |  |
| 昭和 年 月 日<br>所 属<br>官 氏 名 ㊦     |  |
| 下記役務ヲ完了シタコトヲ確認スル。              |  |
| 1. 役 務 件 名                     |  |
| 2. 契 約 番 号                     |  |
| 3. 請 負 人 氏 名                   |  |
| 4. 受 検 書 整 理 番 号               |  |
| 5. 役 務 履 行 期 間                 |  |
| 6. 確 認 事 項                     |  |
| 7. 役 務 完 了 通 知 日               |  |
| 備 考                            |  |

(註) 確認事項欄ニハ品名、数量、輸送区間、等所要ノ事項ヲ記載スル。

特管発才161号 (CPW)  
 昭和26年8月6日

特 別 調 達 局 長 殿

特別調達庁管理部長

一般競争入札ニヨル解除物件ノ売却ニツ  
 イテ

解除物件ノ売却ニツイテ、別紙ノ通り警視庁防犯部長ヨリ本庁ヲ通ジテ東京特別調達局ニ申シ入レガアツタノデ、参考迄ニ送付スル。貴局ニオイテハ充分御承知ノ上処理サレテ来タコトト思ワレルガナオ、一層申シ入レノ趣旨ヲ考慮シテ入札参加者エノ周知指導等ニ遺憾ノナイヨウ致サレタイ。

以 上

別 紙：昭、26、7、27、付警視庁防犯部発L 払下物件  
 ノ入札ニツイテ  
 写 送 り 先：警視庁防犯部長



昭和26年7月27日

特別調達庁長官殿

(解除物件処理課)

警視庁防犯部長

払下物件ノ入札ニツイテ

貴庁払下品ノ多クハ、古物営業法オ一条、同法施行規則オ二条ニ該当スル物品(一度使用サレタ物品又ハ使用ノタメニ取引サレタ物品)デアリ、コレヲ落札販売スルニハ、同法オ二条ニヨリ営業所(ナイ場合ハ住所)ヲ管轄スル公安委員会ノ古物営業許可ヲ必要トスルノデアルガ、落札業者ノ大部分ハ、ソノ許可ヲ受ケナイデ自由ニ落札販売シテイル実情デアル。

当庁ニ於テハコレラ業者中、同法オ六条違反(罰則オ二十七条、三年以下ノ懲役、十万円以下ノ罰金)ノ容疑アルモノ若干人ヲ一応取調べタノデアルガ、コレラ業者ノ大部分ノ者ハ、官庁デ一般公告ヲシテイルカラ古物商ノ許可ヲ必要トシナイト考ヘタモノデ、違反ノ動機ハ法ノ不知ニ原因シ、情状ノ点ニオイテ酌量ノ余地アルハ勿論事前指導ノ要ガ痛感サレタ。

従ツテ今後古物営業法ノ一層周知徹底ヲ計ル方針デアルノデ、貴庁ニ於テモ左記場合ヲ除ク外、爾今入札者ニ対シテ同法オ十条ニ定ムル許可証ノ有無ヲ御調査ノ上、入札ヲセシメル等、格段ノ御協力ヲ賜ルヨウ御取計イヲ願イタイ。

記

1. 規則オ二条ニ列挙スル物品デアツテモ、自己使用(製造業者ガ原材料トシテ使用モ含ム)スルタメ入札スル場合。
2. 木材、鉄管、鉛管、鉄板、屑鉄、電線等ノ物品ヲ入札スル場合。ナオ、参考トシテ古物営業法令集ヲ添付スル。

調総発才479号(CGO)

昭和32年5月18日

横浜調達局長殿

総務部長

終戦処理費購入物件ガ米軍ニオイテ直接  
払下ゲ処分サレタ場合ノ処置ニツイテ  
(回答)

参照：昭32.2.27付横調事32才229号(Y00-L00)  
[同件名]

米軍直接払下物品中ニ終戦処理費物品ガ混入シテイル疑ガアル旨、税関ヨリ通報ガアツタ場合ハ、当該物品ヲ貴局オヨビ米軍ニヨル確認調査終了マデ保税地域内ニ保管スル必要ガアルガ、当該物品ガ課税対象外ノ物品デアレバ、税関当局ニヨル強制保管ハ不可能ノ現状ニアル。

ヨツテ、本件ニ関スル確認調査ハ物品ノ所有者ノ全面的協力ニヨラザルヲ得ナイノデ、ソノ趣旨ヲ十分説明シ確認調査ノ終了マデ協力ヲ得テ下記事項ニヨリ処理サレタイ。

記

1. 確認調査事項  
品名、規格、数量、評価額、所有者ノ氏名、入札月日オヨビ物品ノ出所等
2. 前項ニモトヅキ、所管ノ米軍ニ終戦処理費物品ガ混入サレテ売却サレタコトヲ申シ入レ、米軍ニモ確認調査スルヨウ依頼スル。
3. 調達局オヨビ米軍ノ調査ガ終了シタトキ(米軍ノ調査ガナサレナイトキハ調達局ノミ)ハ調査事項ヲ本庁ニ報告サレタイ。

以上



横調事32才229号(Y00-L00)  
昭和32年 2 月 27日

調達庁総務部長殿  
(調達協力課長気付)

横浜調達局長

終戦処理費購入物件ガ米軍ニオイテ直接払下  
ゲ処分サレタ場合ノ処置ニツイテ(照会)

参照： 昭3 2.1.14付調総発才26号(CG0)「終戦処理費物  
品ガ米軍ニヨリ直接払下ゲ処分サレルコトニツイテ」

コノコトニツイテ、参照文書ニモトヅキ、別紙写ノ通り横浜税関  
長アテ協力方ヲ依頼シタガ、今後税関長ヨリ終戦処理費調達物品ガ  
混入シテイル疑イガアル旨ノ通報ヲ受ケタ場合スデニ才三者ノ所有  
ニ帰シタ該物品ニツキ、詳細ナル調査ヲ行ウコトハキワメテ困難ト  
思ワレルガ、当局トシテハイカナル処置ヲトルベキヤ、至急御回答  
願イタイ。

ナオ、税関ヨリ通報後ノ当局ノ処置ニツイテ問合せガアツタノデ  
念ノタメ申添エル。

以 上

別紙： 昭3 2.1.26付横調事才32-353号(Y00-L00)  
「終戦処理費購入物品ガ米軍ニヨリ直接払下ゲ処分サレル  
コトニツイテ」(依頼)

横調事32才353号(Y00-L00)  
昭和32年 1 月 26日

横浜税関長殿

横浜調達局長

終戦処理費購入物件ガ米軍ニヨリ直接払下  
処分サレルコトニツイテ(依頼)

参照： 昭3 1.12.24付31企局才698号「日本国ニ捺ケル合  
衆国財産ノ合衆国機関等ニヨル処分ニツイテ」

コノコトニツイテ、別紙参照文書ノ通り通商産業省企画局長ヨリ  
大蔵省主税局長アテ依頼シタコロデアルガ、貴管轄区域ニオイテ  
モ軍払下物件中ニ終戦処理費支弁ノ物品ガ混入サレテイルト思ワレ  
ル疑ノアルトキハ至急当局又ハ下記調達事務所ニ連絡サレルヨウ協  
力方オ願イスル。

ナオ、終戦処理費支弁ノ調達物件ニハ次ノ記号ガ付シテアル。

|       |          |      |      |      |      |
|-------|----------|------|------|------|------|
| 需品調達  | JPNZ (Y) | JPNA | JPNB | JPNF | JPNH |
| 役務調達  | JPNO     | JPNS | JPNT | JPNG |      |
| 工事調達  | JPNK     | JPNC | JFND | JPNE |      |
| 不動産調達 | JPNR     |      |      |      |      |

記

座間調達事務所 東京都南多摩郡町田町原町田3-1212  
(電 原町田 358)

横須賀調達事務所 横須賀市大滝町1-28  
(電 横須賀 2254)

別紙： 「日本国ニオケル合衆国財産ノ合衆国機関等ニヨル処分  
ニツイテ」 1部



調総発才498号 (CGO)  
昭和32年5月23日

調達局長 殿

調達庁総務部長

返還物品ノ売却ニ関スル入札保証金オヨビ  
契約保証金ニツイテ

- 参照：1. 昭32.3.8.付調総発才220号「返還物品ノ売却代金ノ  
納入期限ニツイテ」  
2. 昭25.5.1.付特調甲発才46号「解除物件ノ売却代金ノ  
延納ノ処理ニツイテ」

コノコトニツイテ、返還物品処理業務ヲ一層適正カツ有効ニ処理  
スルタメ下記ノトオリ定メタカラ、昭32.6.10.カラ公告スルモノ  
ニツイテ実施サレタイ。

ナオ、代金納入期限ニツイテハ、ステニ参照文書1.ニヨリ通チヨ  
ウズミデアルガ、同期限マデニ買受人ガ代金ヲ納入シナイトキハ、  
参照文書2.ニヨル以外ハ、スミヤカニ契約ヲ解除シサラニ再度売却  
ニ付スルヨウ念ノタメ申ツ添エル。

記

予算決算オヨビ会計令才71条オヨビ才81条ニヨル契約保証金  
額ナラビニ入札保証金額ヲソレゾレ契約金額ナラビニ見積金額ノ  
100分ノ20以上トスル。

以上

本信アテ先：各調達局長

調総発才559号 (CGO)  
昭和32年6月12日

横浜調達局長 殿

総務部長

返還物品ノ売却処理ニツイテ

- 参照：1. 昭32.5.7.付横調事32才1408号 (YOO-HIO)  
「全件名」  
2. 昭32.5.23.付調総発才498号 (CGO) 「返還物品  
ノ売却ニ関スル入札保証金オヨビ契約保証金ニツイテ」

コノコトニツイテ下記ノトオリ回答スル。

記

(1)ニツイテ

参照文書2.ニヨリ通知シタカラ参照サレタイ。

(2)ニツイテ

1. 再度入札ノ参加資格ニツイテハ従来ヨリ初度入札者ノミニ限  
定セズ、初度入札ト同一ノ条件デ再度入札ヲ行ウ方針ヲ取ツテイ  
ルノデ参照文書1、2-(ロ)ノ初度入札ニ加ワラナカタ者  
ヲ再度入札ニ参加サセルコトハサツツカエナイ。

タダシ、初度入札ニ参加セズ、ソノ時ノ情勢ニヨリ再度入札ニ  
参加シヨウトスル者ニヨツテ入札ノ適正ガイチシルシクソコナ  
ワレル恐レガアル場合ニハ再度入札ノ参加資格ヲ初度入札者ノ  
ミニ限定シテ執行サレタイ。

2. 入札保証金ハ予決令才81条才1項オヨビ才85条才4号ニ  
従ツテ納メサセルノデアルカラ再度入札ニ入札保証金ノ追加納  
入ハ認メテ執行サレタイ。

以上



写送り先：各調達局長

横調事32才1408号(Y00-H10)  
昭和32年5月7日

調達庁総務部長 殿  
(調達協力課長気付)

横浜調達局長

返還物品ノ売却処理ニツイテ

- 参照：(1) 昭28.3.30.付調総発才682号(CGO)「返還物品ノ  
役務契約及ビ諸報告ノ改訂ニツイテ」  
(2) 昭32.3.8.付調総発才220号(CGO)「返還物品ノ売  
払代金ノ納入期限ニツイテ」

コノコトニツイテ、債権管理法ノ施行ニ伴イ契約書等ノ改正並ニ  
入札執行ニオイテ下記ニツキ御指示願イタイ。

記

- 1) 参照文書(2)ニヨリ売却代金納入期限ニツイテ指示サレタガ、  
「代金納入期限等ニ対スル取扱ニツイテハオツテ通チヨウスル」  
トアルモ、未ダ契約書入札公告等ノ改正ガ行ワレナイガ、参照  
文書(1)ヨリ契約書条項才7条中「甲ハ本契約ヲ解除スルコトガ  
出来ル」トアリ「解除スル」デナイタメ代金返納ノ事態モ惹起  
シ易イノデ、コレガ取扱ヲ早急ニ措置サレタイ。
- 2) 入札執行ニオイテ予決令才88条ノ規定ニ基キ再度入札ヲ執  
行スル場合ノ参加資格者ヲ明示スル必要ガアルノデ次ニツキ御

指示願イタイ。

- (イ) 初度入札者ノミニ限定シテヨイカ。
- (ロ) 入札保証金ハ時限マデニ納入シタガ、初度入札ニ加ワラ  
ナカッタ者ヲ再度入札ニ参加サセテヨイカ。
- (ハ) 再度入札ニ入札保証金ノ追加納入ハ認メテ執行スベキカ  
否カ。

以上

調総発才350号(CGO)  
昭和33年3月24日

横浜調達局長 殿

調達庁総務部長

駐留軍直接払下ゲ物品ノ識別ニヨリ  
返還サレル物品ノ取扱ニツイテ  
(回答)

- 参照： 昭32.9.25.付横調事32才2728号「軍払下ゲ物品  
ノ識別ニヨリ当局ニ返還サレタ物品ノ取扱ニツイテ」

参照文書ニヨリ照会ノアツタ件ニツイテハ、別紙1.ノ要領ニヨ  
リ処理サレタイ。

ナオ、本件ニツイテハ別紙2.ノトオリ大蔵省管材局長ノ同意ガ  
アツタカラ申シ添エル。

以上



別紙：1. 昭、32.10.19付調総発才975号L駐留軍直接払下ゲ物品ノ識別ニヨリ調達庁ニ返還サレル物品ノ取扱ニツイテ1(写)  
2. 昭、33.3.15付蔵管才777号L同件名1(写)

写送り先：会計検査院長  
大蔵省主計局長  
各調達局長（横浜ヲ除ク）

蔵管才777号  
昭和33年3月15日

調達庁総務部長 殿

大蔵省管財局長 賀屋正雄

駐留軍直接払下ゲ物品の識別により調達庁に返還される物品の取扱について

昭和32年10月19日付調総才975号をもつて申出のあつた標記のことについては、貴見のとおり処理してさしつかえない。  
なお、各財務局長あて別紙写のとおり通達したから申し添える。

蔵管才777号  
昭和33年3月15日

財務局長 殿

大蔵省管財局長 賀屋正雄

駐留軍直接払下ゲ物品の識別により調達庁に返還される物品の取扱について

標記のことについて別紙1のとおり調達庁総務部長から照会があり、別紙2のとおり回答したから、承知されたい。

調総発才975号(CGO)  
昭和32年10月19日

大蔵省管財局長 殿  
(国有財産二課長気付)

調達庁総務部長

駐留軍直接払下ゲ物品ノ識別ニヨリ調達庁ニ返還サレル物品ノ取扱ニツイテ

コノコトニツイテ、別紙ノトオリ横浜調達局長ヨリ照会ガアツタガ、検討ノ結果、下記ノトオリ処理スルコトトシタイノデ御了承願



イタイ。

ナオ、御了承ノ上ハ貴局管下ノ各地方財務局ニモコノ旨通達方オ願イヌル。

記

駐留軍ガ直接払下ゲル物品ニ含マレテ、旧賠償機械、不動産提供物品ノ撤去材オヨビ旧日本軍ノ資材ト思ワレルモノガ調達局ノ調査ニヨリ発見サレテ、返還サレル物品ノ内、ソノ所属ガ不明確ナモノハ、諸経費ノ関係モアリ、引取ツテ返還物品トシテ処理シ、ソノリストヲ（詳細ニ）ヲ所轄財務局ヲ經由シテ大蔵省管財局長（国有財産二課長気付）ニ送付スル。

以 上

別紙： 昭3 2. 9. 2 5. 付横調事3 2才2 7 2 8号 (Y 0 0 - H 0 0)

〔軍払下ゲ物品ノ識別ニヨリ当局ニ返還サレタ物品ノ取扱ニツイテ〕 写 1部

横調事3 2才2 7 2 8号 (Y 0 0 - H 0 0)

昭和3 2年9月2 5日

調達庁総務部長 殿

(調達協力課長気付)

横 浜 調 達 局 長

軍払下ゲ物品ノ識別ニヨリ当局ニ返還サレタ物品ノ取扱ニツイテ

コノコトニツイテハ、T.O.W. 物品ノ外旧賠償機械、不動産提供

物品ノ撤去材オヨビ旧日本軍所有ノ資材ト思ワレルモノモアリ、当局ハコレ等ヲ含メ軍ニ返還物品トシテ返還方要求シテイルガ、軍ニオイテ返還ガ決定サレルト、引取ヲ早急ニ要求シテ来ルノデ引取ラナケレバナラナイガ、諸経費等ノ関係モアリ検収ニ当リ所有者ノ明確ナモノノ外ハ、スベテ返還物品トシテ処理スルコトトシタイガ、サシツカエナイカ至急御指示願イタイ。

以 上

調達乙発才4 4号 (CGO)

昭和3 3年5月1 0日

調 達 局 長 殿

調 達 庁 次 長

国有財産ノ売却、取コワシオヨビ撤去工事ニ伴イ生ズル発生材等ノ取扱ニツイテ

参照： 〔国有財産ノ所在スル民公有土地ノ原状回復ニ関スル処理要領〕 (昭和3 3年調達規才2号)

参照文書ノ実施ニ伴イ、国有財産ノ売却ノ場合ニ発生スル物品オヨビ撤去工事ヲ実施シタ場合ニ発生スル物品ハ、返還物品取扱細則 (昭和3 2年調達規才1 8号。以下〔取扱細則〕トイウ。) 才3条才1号ニ規定スル返還物品トシ、ソノ引継、保管、処分等ニツイテハ、下記ニヨリ行ウモノトスル。

事業部長ト不動産部長ハコレラ物品ノ引継オヨビ保管ノ方法等ニ



ツイテ協議シ、緊密ナ連ケイノモトニ適正、カツ、効率的ニ実施スルヨウ措置サレタイ。

## 記

### 1. 適用ノ範囲

コノ取扱ハ、国有財産ノ売却、取コワシオヨビ撤去工事（以下「撤去工事等」トイウ。）ニ伴イ発生スル物品デ、次ノ各号ノ一ニ該当スルモノ（以下「発生材等」トイウ。）ニツイテ適用スル。

ア、建物等ニ取付ケラレテイナイ個々ノ物品（タトエバ、ロッカー、机、椅子）オヨビ設備器具トシテ取付ケラレテアツテモ、返還物品検収官ガ簡易ニ取リハズシ得ルト認メタ物品（タトエバ、消火器、電熱器、ガスストーブ、湯ワカシ器）

イ、国有財産ノ所在スル民公有土地ノ原状回復ニ関スル処理要領（昭和33年調達規才2号。以下「処理要領」トイウ。）オ2条才4項ニ規定スル故資材（地下埋設物ヲ含ム。）

### 2. 引継前ノ協議

ア、撤去工事等ノ実施ヲ予定サレテイル国有財産ニツイテ発生材等ガ生ズルト予想サレルトキハ、調達局長ハ不動産部長ヲシテ事業部長ニアラカジメ、ソノ撤去工事等ノ時期、方法オヨビ発生材等ノ数量ソノ他必要事項ヲ通知サセルモノトスル。

イ、事業部長ハ、分任返還物品管理官オヨビ返還物品検収官トトモニ、前号ノ通知ニ基キ、不動産部長ト処理要領才4条ニ規定スル返還予定ノ国有財産ノ調査ノ終了ニ際シ、発生材等ノ品目数量、引渡ノ時期、集積ノ場所、保管ノ方法等ニツイテ協議スルモノトスル。

### 3. 引継

ア、調達局長ハ、不動産部長ヲシテ撤去工事等ノ実施ニ際シ、発生材等ヲ所定ノ個所ニ集積シタ上分任返還物品管理官ニ引継ガセルモノトスル。

イ、発生材等ノ引継ハ、取扱細則才20条ノ定メルトコロニヨリ実施スルモノトスル。

### 4. 保管オヨビ処分

ア、発生材等ノ保管ハ、現地保管ヲ原則トスル。タダシ、現地ノ

事情ニヨツテ現地保管ガ適當デナイト分任返還物品管理官ガ認メタ場合ハ、モヨリノ保管場所マデ運搬シ、保管スルコトガデキル。

イ、発生材等ハ現地売却ヲ原則トスル。

### 5. 処理経費ノ支出科目

発生材等ノ処理ニ要スル経費ノ支出科目ハ、才1項ア号ノ処理ニ要スル経費ヲ除キ、（項）防衛支出金トスル。

### 6. 統計報告ノ区分

発生材等ノウチ、才1項イ号ニ規定スル物品ハ、明確ニ区分シテ統計化スル必要ガアルノデ、取扱細則才74条ニ規定スル統計報告書ハスペテ別ニ作成スル。

マタ、同細則才76条ニ規定スル予定価格調書ニアツテハ該当品目ニ $\text{㊦}$ ト明示スル。

以上

本信アテ先：各調達局長

調達丙発才1100号（CGO）

昭和33年5月13日

横浜調達局長殿

調達庁次長

混入物品ノ契約方式ニツイテ

参照： 昭33.4.25.付横調事33才1178号（YCO-HIO）



〔軍ガ売却契約ヲ取消シノ上、当局ニ返還スル混入物品ノ契約方式ニツイテ〕

米軍ガ誤ツテT O W物品ヲ売却シタ場合、当庁ヨリノ返還申入レニヨリ、当該物品ヲ米軍カラ買受ケタ者（以下〔元買受人〕トイウ。）ガ契約ヲ解除サレタコトニヨツテ生ズル損失ノ解決ニツイテハ、契約ノ当事者デアル米軍ト元買受人トノ間デ解決サレルベキ問題デアルガ、善意ノ元買受人ノ立場ト取引ノ安全ヲ保護スル措置ヲ考慮スルコトニヨリ契約解除ニ伴ウ米軍ト、元買受人オヨビ当庁間ニ予想サレル紛議ヲ未然ニ防止スルコトガデキ、シカモ将来混入物品ノ調査等ニアタリ、対米軍折衝ガ円滑ニ行ワレルナラバ、貴見ノトオリ当該物品ヲ米軍カラ国ガ返還ヲ受ケタノチ、法令ノ定メルトコロニヨリ元買受人ニ随意契約ニヨリ払下ゲヲ行ウコトニツイテハ異議ハナイ。

シタガツテ、参照文書オ1項ノ場合ハ、貴見ノトオリ処理シテサシツカエナイガ、オ2項ノ場合ニハ事情ニオイテハ十分了解サレルガ予算決算オヨビ会計令オ102条オ7号ニヨリカカル事案ヲ一律的ニ処理スルコトハ認め難イノデ、今後カカル事案ガ生ジタ場合ハスミヤカニソノ都度本庁ニ協議サレタイ。

以 上

調総発オ764号 (CGO)

昭和33年7月4日

調 達 局 長 殿

(調達協力課長、業務課長気付)

調 達 庁 総 務 部 長

### 返還物品ニ関スル物品増減オヨビ 現在額報告書ニツイテ

参照： 昭33.6.18付調総発オ694号 (CGA) 〔昭和32年度物品増減オヨビ現在額報告書ノ提出等ニツイテ〕

コノコトニツイテ、参照文書ニヨリスデニ通知シタトコロデアルガ本件ニ関スル報告書ノ作成方法等ハ、下記ニヨラレタイ。

記

1. 分類オヨビ細分類欄ハ〔返還物品〕トシ、組織計以下ニツイテハ記入ノ要ハナイ。
2. 品目、数量オヨビ価格ノ欄ニハ、単価1億円以下ノ分ニツイテハ、合計ノ他、個々ノ品目別ノ数量、価格ヲ記載スルコト。
3. 価格ハ、売却スル場合ノ予定価格ニ準ジテ積算シタ価格トスルコト。ナオ、同品目デ単価ノ異ナル場合ハ、内訳ヲ付スルコト。
4. 〔本年度増減〕ノ数量欄ニハ、増オヨビ減ノ日付（物品管理計算書ニ記載サレテイル日付）ナラビニ受入倉庫名等（略称デ可）ヲ、ソレゾレノ数字ノ左上ニ記入サレタイ。タダシ、内訳ヲ必要トスル場合等デ、記入スル余白ノナイ場合ハ備考（欄外デ可）ニ記載スルコト。
5. 提出部数ハ参照文書ニカカワラズ2部トスル。
6. 提出期限ハ、32年度分ニ限リ7月20日マデトスル。  
ナオ、報告ヲ要スル品目ハ、サキニ送付シタ参照文書、別添2ノ別



表（昭、33.6.4歳計才1701号L品目ノ区分表）ニ表示サレ  
テイル品目ノウチ、単価5万円以上ノモノデアルコトヲ念ノタメ申  
シ添エル。

オツテ、本件ハ、昭33年度以降ノ分ニツイテモ適用スル。

以 上

本信アテ先：各調達局長

調総発才945号(CG0)  
昭和33年8月27日

調 達 局 長 殿

調 達 庁 総 務 部 長

「予算決算及び会計令臨時特例」  
ノ一部改正ニツイテ

駐留軍離職者等臨時措置法（昭和33年法律才158号）ノ施行  
ニ伴イ、同法才12条ニ規定スル法人ノ事業育成ヲハカルタメ返還  
物品ヲ売却スルコトニ関シ、L「予算決算及び会計令臨時特例」ノ改  
正ニツイテカネテヨリ大蔵省ト折衝中ノトコロ、別添ノトオリ改正  
サレ、8月22日公布同日付施行サレタノデ通知スル。

ナオ、本改正ニヨリ従来ノ返還物品ノ定義ヲ、連合軍マタハ駐  
留軍カラノ返還マタハ取得ニ係ル物品ニ改メ、マタ、予定価格ガ5  
0万円ヲ超エナイモノニツイテハ、随意契約デキルコトトナツタノ

デ、ソノ運用オヨビ関係通チヨウ等ノ整備ニツキ目下手続中デア  
ルノデ申シ添エル。

オツテ、改正サレタ臨時特例才5条才1項才7号ノ2ハ大蔵大臣  
協議事項トナツテイル関係上、ソノ適用ニツイテハ別途承認ノ通知  
ガアルマデ保留スルコトトサレタイ。

以 上

別 添：予算決算及び会計令臨時特例ノ一部ヲ改正スル政令  
本信アテ先：各調達局長

予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令をここに公布  
する。

御 名 御 璽

昭和33年8月22日

内閣総理大臣 岸 信 介

政令才251号

予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する  
政令

内閣は、会計法（昭和22年法律才35号）才29条ただし書の  
規定に基き、この政令を制定する。

予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令才558号）の1  
部を次のように改正する。

才4条の10才1項中L「日本国との平和条約才六条(C)に基き返還  
された物品及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約才3  
条に基く行政協定才2条3に基き返還された物品」をL「連合軍又  
は駐留軍からの返還又は取得に係る物品」に改める。



才5条才1項才7号の次に次の一号を加える。

7の2 返還物品であつて、予定価格が50万円を超えないものの売払をなすとき

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

大 蔵 大 臣 佐 藤 栄 作  
内閣総理大臣 岸 信 介

〔参照〕

才4条の1.0才1項 各省各庁の長は、当分の間、日本国との平和条約才6条(C)に基き返還された物品及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約才3条に基く行政協定才2条3に基き返還された物品（以下「返還物品」という。）並びに政府が輸入した物品（米国対日援助物資を含む。以下「政府輸入物品」という。）及び政府が輸出するため買い上げた物品で滞貨となつているもの（以下「政府貿易等に係る物品」という。）並びに国有財産法才2条才1項才6号に規定する有価証券（以下「国の所有に係る有価証券」という。）の売払をなす場合に限り、その売払について行ふ一般の競争は、その売払数量の範囲内で需要者の買受を希望する数量及びその単価を入札せしめ、予定価格をこえる単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもつて落札者とする方法によることができる。

才5条才1項 各省各庁の長は、当分の間、法才29条但書の規定により、他の法令に定めるものの外、左に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

調達丙発才1828号 (CGO)

昭和33年9月10日

調 達 局 長 殿

調 達 庁 次 長

### 予算決算及び会計令臨時特例ノ一部改正 ニ伴ウ返還物品関係物品管理簿等ノ記入 方法ノ変更ニツイテ

参照： 昭33.8.27付調総発才945号 (CGO) 「予算決算及び会計令臨時特例ノ一部改正ニツイテ」

予算決算及び会計令臨時特例ノ一部ヲ改正スル政令（昭和33年政令才251号）ノ施行ニ伴イ、返還物品ノ定義ガ「連合軍マタハ駐留軍カラノ返還マタハ取得ニ係ル物品」ニ改メラレタコトニヨリ従来広義ノ返還物品ノ定義ニ含マセテ、通常ノ返還物品ト同一ノ取扱ヲ行ツテキタ物品、スナワチTOW物品等以外ノ物品（識別困難ナモノヲ含ム。）デ、

ア、返還サレタ施設オヨビ区域内ニ遺棄サレタモノ

イ、ターン・イン・スリップニ記載サレテイナイモノデ、駐留軍カラ受領ヲ要請サレタモノ

ハ、今後返還物品ノ分類ニ所属サセルニ際シテハ、駐留軍カラ取得シタ物品トシテ整理スルコトトナツタ。

シタガツテ、本年8月22日以降取得シタコレラノ物品ノ取扱ハ、下記ニヨラレタイ。

ナオ、返還物品取扱細則（昭和32年調達規才18号）才3条ニ規定スル返還物品ノ定義ソノ他所要ノ改正ハ、オツテ、内閣及び総



理府物品管理規則（昭和32年総理府訓令才1号）別表才1.分類Ⅱニ規定スル返還物品ノ定義ノ改正ニ伴ツテ行ワレル予定デアル。

記

1. 物品管理簿オヨビ物品出納簿ノ増ハ、「返還」トシテデハナク、「譲受」トシテ整理スル。現在「譲受」ノ欄ハ設ケラレテイナイガ当分ノ間「管理換」。分類換ノ欄ヲ訂正シテ記入スル。
2. 検収調書ノ摘要欄ニ物品取得ノ事由ヲ記載スル。
3. 月報、速報等、統計報告ニ関シテノ取扱ハ従来ドオリトスル。

以 上

本信アテ先：各調達局長

調達乙発才103号 (CGO)  
昭和33年10月2日

調 達 局 長 殿

調 達 庁 次 長

在日不動産返還書ニヨツテ返還サレタ  
物品ノ取扱ニツイテ

- 参照：1. 昭32.10.29付調達規才18号「返還物品取扱細則」  
2. 昭33.5.10付調達乙発才44号 (CGO)「国有財産ノ売却、取コワシオヨビ撤去工事ニ伴イ生ズル発生材等ノ

取扱ニツイテ」

在日不動産返還書 (F E C Form 4 2 5) ニヨツテ返還サレタ財産ノウチ、国有財産ノ撤去工事等ニヨツテ発生シタ物品ノ取扱ニツイテハ、参照文書1.ニ基キ、参照文書2.ニヨツテ処理スルヨウ指示シテアルガ、同返還書ニヨルソノ他ノ物品ノ引継前ノ協議ニツイテハ、参照文書2ノ記ノ2ヲ準用シ、円滑ニ処理スルヨウニサレタイ。

ナオ、F E C Form 4 2 5記載以外ノ物品 (T O W物品等以外ノ物品ヲ含ム。)ノ所在シテイルコトガ予測アルイハ判明シテイル場合ハ、不動産部長ハ事業部長ニコノコトヲ通知シ、事業部長ハコレヲ調査確認シ、分任返還物品管理官ニ処理サセルモノトスル。

以 上

本信アテ先：各調達局長



調達乙発才109号 (CGO)  
昭和33年10月23日

調 達 局 長 殿

調 達 庁 次 長

国有財産ノ売却、取コワシオヨビ撤去  
工事ニ伴イ生ズル発生材ノ物品管理簿  
等ヘノ記入方法ニツイテ

参照： 昭3 3.5.10.付調達乙発才44号 (CGO) [国有財産ノ  
売却、取コワシオヨビ撤去工事ニ伴イ生ズル発生材等ノ取扱  
ニツイテ]

国有財産ノ売却ノ場合ニ発生スル物品オヨビ撤去工事ヲ実施シタ  
場合ニ発生スル物品ノ取扱ニツイテハ、参照文書ニヨリスデニ通知  
シタトコロデアルガ、参照文書記ノ才1項イ号ニ該当スル物品ハ、  
国有財産カラ物品ニ編入サレルモノデアルカラ、コノ物品ニツイテ  
ハ、物品管理簿オヨビ物品出納簿ノ増ハ、[返還]トシテデハナク、  
[編入]トシテ整理スルコトトスル。現在、[編入]ノ欄ハ設ケラ  
レテイナイガ、当分ノ間、[管理換、分類換]等ノ欄ヲ訂正シテ記  
入サレタイ。

ナオ、コノ取扱ハ、本年4月1日ニサカノボツテ実施スル。

以 上

本信アテ先：各調達局長

調達甲発才27号 (CGO)  
昭和33年10月25日

調 達 局 長 殿

調 達 庁 長 官

[予算決算オヨビ会計令臨時特例才5  
条才1項才7号ノ2]ノ運用ニツイテ

参照： 1. 昭3 3.8.27付調総発才945号 (CGO) [予算決算  
オヨビ会計令臨時特例ノ一部改正ニツイテ]  
2. 昭3 3.10.7付調達甲発才26号 (CGO) [駐留軍関  
係離職者デ組織スル法人ノ認定ニツイテ]

予算決算オヨビ会計令臨時特例ノ一部ヲ改正スル政令 (昭和33  
年政令才251号)ノ施行ニツイテハ、参照文書1ヲモツテ通知シ  
タトオリデアルガ、今般予算決算オヨビ会計令臨時特例 (昭和21  
年勅令才558号)才5条才1項才7号ノ2ノ規定ニ基キ、返還物  
品ヲ随意契約ニヨリ売り払ウ場合ニツイテ、別紙1ヲモツテ大蔵大  
臣ニ協議シタトコロ、別紙ノトオリ承認サレタノデ、ソノ運用ニツ  
イテハ、下記ニヨルコトトシタカラ遺漏ノナイヨウ措置サレタイ。

記

1. 長官ニ協議ヲ要シナイ事項  
次ノ事項ニ該当スル場合ハ、長官ニ協議ヲ要シナイモノトスル。  
ア. 駐留軍関係離職者等臨時措置法 (昭和33年法律才158号)  
才12条ニ規定スル法人 (認定ノ方法ハ参照文書2ニヨル。)ニ  
対シ売り払ウ場合。タダシ、当該法人ガ事業遂行上、設備、  
備品モシクハ消耗品マタハ製造、加工モシクハ修理ノタメノ原  
材料トシテ使用スルモノデアルコトヲ契約担当官ニオイテ認メ



タ場合ニ限ル。

イ．返還物品ヲ現地ニオイテ売リ払ウ場合デ、当該物品ノ管理上オヨビ経費ノ節減ヲ計ルタメ物品管理官オヨビ契約担当官ニオイテ急速ニ売リ払ウ必要ガアルト認メタ場合。

2. 長官ニ対スル協議事項

上記1ニ該当スル場合以外ノ場合ニツイテハ、次ノ書類ヲ添付ノ上、長官ニ協議スルモノトスル。

ア．政府予定価格調書（写）

イ．買受申込者申請書（見積書ヲ含ム。）

ウ．ソノ他参考事項（当該物品ノ取得保管状況、契約担当官オヨビ物品管理官ノ意見ソノ他）

以 上

別 紙：1. 昭、33.9.15付調達丙発才1856号（CGO）「返還物品ノ随意契約ノタメノ大蔵大臣ヘノ協議ニツイテ（依頼）」  
2. 昭、33.10.13付防衛庁発官総才126号「返還物品ノ随意契約について」

本信アテ先：各調達局長

調総発才1289号（CGO）

昭和33年12月5日

調 達 局 長 殿

総 務 部 長

### 物品ノ分類ノ改正ニツイテ

内閣オヨビ総理府物品管理規則（昭和32年総理府訓令才1号）別表才一、内閣オヨビ総理府所管物品分類表ノ改正ニツイテ、今般内閣総理大臣官房会計課長ヨリ、別紙ノトオリ通知ガアツタカラオ知ラセスル。

ナオ、返還物品取扱細則（昭和32年調達規才18号）才3条ニ規定スル返還物品ノ定義ソノ他所要ノ改正ニツイテハ、目下手続中デアル。

以 上

別 紙：昭、33.11.6付総会発才1788号「同件名」  
本信アテ先：各調達局長



総会発才1788号  
昭和33年11月6日

調達庁総務部調達協力課長 殿

内閣総理大臣官房 会計課長

物品の分類の改正について

内閣及び総理府所管の物品の分類を別添のとおり改正したので通知する。

なお、本件については、昭和33年4月1日より適用するので、関係支分部局に周知方お願いする。

別表 才一

内閣及び総理府所管物品分類表

| 分類Ⅰ | 分類Ⅱ  | 説明                     | 細分類 | 説明 |
|-----|------|------------------------|-----|----|
| 調達庁 | 返還物品 | 連合軍又は駐留軍からの返還又は取得に係る物品 |     |    |

注：調達庁関係ノ改正点ノミ抜スイ。

調総発才31号(CGO)  
昭和34年1月22日

調達局長 殿

調達庁総務部長

計量法施行法ノ実施ニ伴ウ返還物品処理業務ニオケル計量単位ニツイテ

昭和34年1月1日より計量法施行法（昭和26年法律才208号）ノ規定ニヨリ、メートル法ガ実施ニナリ、返還物品処理業務ニオイテモ従来使用サレテイタ容積単位「才」ヲ始メ尺貫法ヲ用イルコトガデキナクナツタノデ、下記ニヨリ遺憾ノナイヨウ処理サレタイ。

記

1. 役務契約ニツイテ

ア. 倉庫保管料

倉庫保管料ニツイテハ、運輸省港湾局ニオイテ別添1ノトオリ倉庫保管料ノ基準ガ改訂サレルコトトナツタカラ、昭和34年1月1日より新料率ヲ適用スルコトトシ、倉庫保管契約書才3号ノ契約単価ヲ変更サレタイ。

ナオ、新料率ノ変更ハ倉庫業者ガ運輸大臣ニ対シテ変更ノ届出ヲシタトキニナサレルモノデアルカラ（倉庫業法才3条）契約ノ変更ニアタツテハ、倉庫業者ノ料率変更届出ノ有無ヲ運輸省地方陸運局（マタハ海運局）ニオイテ確認ノ上、実施サレタイ。

イ. 倉庫荷役料

倉庫荷役料ニツイテハ、運輸省港湾局ニオイテ倉庫荷役料率表ノ附帯条件(2)項中「40才」トアルヲ「1.113立方メートル」ト改訂サレタイ。



ルヲト読ミ替エテ実施サレル模様デアルガ、細部ニツイテハマダ決定サレテイナイノデ、地方陸運局（マタハ海運局）オヨビ倉庫業者ト連絡ノ上ア号ト同様処理サレタイ。

#### ウ．輸送料

貨物自動車運賃料金ニツイテハ、スデニ運輸省自動車局ヨリ各地方陸運局（マタハ海運局）ニ別添2ノトオリソノ改訂要旨ガ通達サレテイルガ、ソノ細部ニツイテハ道路運送法（昭和26年法律才183号）才8条オヨビ同施行令（昭和26年政令才250号）才4条ニヨリ各地方陸運局（マタハ海運局）ニオイテ認可サレルノデ、新料率ノ適用ニヨル契約ノ変更ニ当ツテハ、当該陸運局（マタハ海運局）ト十分協議ノ上実施サレタイ。

#### 2. 管理簿、出納簿オヨビ検収調書等ノ記載ニツイテ

ア．昭和33年12月31日マデニ容積単位ニヨリ登記シタ物品ガ、昭和34年1月1日以降ニ異動ヲ生ジタトキハ、増欄ハ「才」オヨビ「立方メートル」ノ両単位ニヨル数量ヲ併記シ、減欄ハ「立方メートル」単位ニテ表ワス。コノ場合、増欄ノ「立方メートル」単位ニヨリ表ワシタ数量ニハ、カツコヲ附スル。

イ．昭和34年1月1日以降ニ登記シタ物品ニツイテハ、増減欄トモ容積単位トシテ「立方メートル」ヲ採用スル。

#### 3. 統計報告ニツイテ

ア．返還物品オヨビ返還財産撤去物件（発生材）処理状況月報ニツイテハ、昭和34年1月分ヨリ計量単位ノウチ容積単位トシテ従来ノ「才」ヲ廃止シ「立方メートル」ヲ採用スルモノトスル。シタガツテ昭和33年12月分ヨリ繰越サレタ物品ノ容積単位ハ「立方メートル」ニ換算シタモノヲ記入スルモノトスル。

ナオ、「立方メートル」ニヨル場合ハ、当分ノ間小数才3位（小数才4位ニテ四捨五入）マデ算出スルコトトシ、時日ノ経過ニヨリ、コレニタイスル商慣習ガ明ラカニナツタ場合ハソレニヨルモノトスル。

イ．総括年表オヨビ速報ニツイテハ、従来ト同様重量トンオヨビ容積トン（「立方メートル」トン）ニテ表ワスモノトスル。

#### 4. 重量単位ニタイスル容積単位ノ換算率ニツイテ

従来保管ノ場合ハ「40才」ヲモツテ「1トン」トシテ輸送ノ場合ハ「100才」ヲモツテ「1トン」トシテイタガ、昭和34年1月

1日以降ハソレゾレ「1.113立方メートル」オヨビ「3立方メートル」ヲモツテ「1トン」トスル。

タダシ、前記3.ノア号ノ月報オヨビイ号ノ年表ナラビニ支出負担行為計画要求書ノ運搬費所要見込額内訳書ニ記載スル運搬トン数ハ、事務処理上従来ノトオリ輸送トン（「3立方メートル」トン）ヲ倉庫トン（「1.113立方メートル」トン）ニ換算シタモノヲ記載スルモノトスル。

#### 5. ソノ他

物品ノ規格オヨビ寸法等ニツイテモ、昭和34年1月1日以降取扱ツタモノニツイテハ、尺貫法等ヲ用イズ、計量法ニ定メル計量単位ニヨルモノトスル。

以上

別添：1. 昭、33.12.26付港倉才222号「新計量単位の実施に伴う普通倉庫保管料の改訂について」  
2. 昭、33.12.8付自貨538号「新計量単位の完全実施に伴う貨物自動車運送事業運賃料金の取扱について」

本信アテ先：各調達局長

写送り先：千歳、三沢、前橋、座間、横須賀、富士、京都、神戸、奈良、岩国、美保、小倉、佐世保各調達事務所長

（附記） 別添ハ参考資料参照ノコト。



調達丙発才891号 (CGO)

昭和34年5月14日

調 達 局 長 殿

(返還物品管理官気付)

調 達 庁 長 官

### 昭和33年度分返還物品関係物品管理 計算書ノ作成オヨビ提出ニツイテ

- 参照：1. 昭33.7.4.付調総発才764号 (CGO) 「返還物品ニ  
關スル物品増減オヨビ現在額報告書ニツイテ」  
2. 昭34.5.8.付調総発才313号 (CGA) 「昭和33年  
度ノ物品増減ノ整理区分別調書ノ作成オヨビ物品管理計算  
書ノ添付書類ニツイテ」

コノコトニツイテ、計算証明規則 (昭和27年会計検査院規則才  
3号、以下「証明規則」トイウ。)ノ一部改正 (昭和34年会計検  
査院規則才1号)等ガアツタノデ、昭34.2.23.付調達丙発才317  
号 (CGO) 「昭和33年度分返還物品関係物品管理計算書ノ作成  
オヨビ提出ニツイテ」ヲ廢止シ、返還物品取扱細則 (昭和32年調  
達規才18号)才61条ノ規定ニカカワラズ、下記ニヨルコトトシ  
タカラ、通知スル。

ナオ、今回ニ限り提出期限ハ5月末日マデトスル。

#### 記

1. 物品管理計算書 (以下「計算書」トイウ。)ハ管理官ガ作成ス  
ルモノトシ、分任管理官ノ取り扱ツタ計算ハ、所屬ノ管理官ノ計  
算ニ併算スル。
2. 計算書ノ様式ハ、証明規則別表才7号書式ニヨル。
3. 計算書ノ内容ハ、物品管理法施行令 (昭和31年政令才339

号、以下「政令」トイウ。)才43条才1項ノ規定ニ該当スル物  
品ト、ソレ以外ノ物品トニ区分シテ調整スル。

ア. 政令才43条才1項ノ規定ニ該当スル物品ニツイテノ品目、  
数量オヨビ価格ハ、参照1ニヨリ作成スベキ物品増減オヨビ現在  
額報告書 (以下「報告書」トイウ。)ニ記載スベキ品目 (タダ  
シ、大区分ノ分類名ノミトスル) 数量オヨビ価格トスル。 (記  
載要領ハ別紙1参照)

イ. 上記ア.ノ物品以外ノ物品ニツイテノ品目オヨビ数量ハ、貨  
物類別ゴトニ集計スルコトトシ、価格ニツイテハ記載スル必要  
ガナイ。 (集計ノ方法ハ返還物品処理状況貨物別一覽表ニ準ズ  
ルモノトスル。ナオ、記載要領ハ別紙2参照)

4. 調達事業物品 (以下「事業物品」トイウ。)カラ管理換ヲ受ケ  
タ物品ノウチ、ステニ事業物品ノ報告書ニ記載サレテイル物品ニ  
ツイテハ、タトエ売却スル場合ノ予定価格ニ準ジテ積算シタ価格  
ガ5万円以下デアツテモ、政令才43条才1項ノ規定ニ該当スル  
物品トシテ報告書ニ記載シナケレバナラナイノデ、コレラノ物品  
ハ、3ノア.ノ計算ニ含メルモノトシ、ソノ価格ハ参照1ノ記ノ  
3ノ規定ニカカワラズ、事業物品ノ報告書ニ記載サレテイル価格  
(管理換命令書マタハ管理換協議書記載ノ価格)トスル。

ナオ、事業物品以外ノ分類ニ屬スル物品ノ管理換ヲ受ケタ場合  
モ同様トスル。

5. 証明規則ノ一部改正 (参照2)ニ伴ウ整理区分別調ハ上記3ト  
同様ニ調製スルモノトシ、整理区分ハツギニヨルモノトスル。  
「雑件」ニ該当スルモノハ、シツピングドキュメント等、マタハ  
在日不動産返還書ニヨリ軍カラ返還ヲ受ケタ物品 (リスト記載モ  
レノ物品ヲ含ム。)トシ、ソノ細目ハ「その他」トスル。  
「編入」ニ該当スルモノハ、不動産部ヨリ引キ継イダ物品ノウチ  
国有財産ノ取りコワシニヨツテ発生シタ物品トスル。  
「譲受」ニ該当スルモノハ、米軍カラ取得シタ物品トシ、ソノ細  
目ハ「その他」トスル。  
「譲渡」ニ該当スルモノハ、売払処分ニ付シタ物品トシ、ソノ細  
目ハ「売払」トスル。
6. 証憑書類ハツギノトオリトシ、スベテノ物品ニツイテ必要トス  
ル。



ナオ、3ノア、オヨビイ、ノ内容ゴトニ区分スル必要ハナイガ、  
3ノア、ニ該当スル分ニツイテハ、符センモシクハ記号ヲ附シテ、  
照合ガデキルヨウニスルコト。

ア．検取調書（タダシ、管理換ヲ受ケタ場合ハ管理換物品引渡ノ  
通知書トスル。）

イ．返還物品受入命令書

ウ．管理換協議書（長官ノ命令ニ基ク管理換ノ場合ハ管理換命令  
書トスル。）

エ．返還物品引渡証書（タダシ管理換ヲシタ場合ハ、管理換物品  
引渡通知書トスル。）

オ．返還物品払出命令書

カ．分類換ヲシタモノガアルトキハ、ソノ事由ヲ明ラカニシタ関  
係書類、タダシ、事業物品カラ分類換ヲシタモノハコノ限リデハ  
ナイ。

キ．返還物品 不 用 決定書  
廃棄処分

7. 添付書類ハ、上記5ノ整理区分別調オヨビ返還物品保管状況報  
告書トスル。

以 上

別 紙：1. 物品管理ソノ1  
2. " ソノ2

本信アテ先：各調達局長

写 送 り 先：各分任返還物品管理官

別紙 2

別 途 書 式

2

| 分 類     | 品 目       | 高   |     | 備 考 |
|---------|-----------|-----|-----|-----|
|         |           | 計   |     |     |
|         |           | 数 量 | 価 格 |     |
| 返 還 物 品 | 26 織物製品   | 〇〇  |     |     |
|         | 27 撤 織 物  | 〇〇  |     |     |
|         | 49 地 金    | 〇〇  |     |     |
|         | 〇 〇 〇 〇 〇 | 〇〇  |     |     |
|         | 〇 〇 〇 〇 〇 | 〇〇  |     |     |
|         | 〇 〇 〇 〇 〇 | 〇〇  |     |     |
|         | 計         | 〇〇  |     |     |



別紙 2

別 途 書 式

物 品 管 理 ソ ノ 2

| 分 類     | 品 目       | 単 位 | 越 高  |     | 増   |     | 減   |     | 現 在 高 |     |     |     | 備 考 |     |
|---------|-----------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|         |           |     | 貨付寄託 |     | 保 管 |     | 計   |     | 計     |     |     |     |     |     |
|         |           |     | 数 量  | 価 格 | 数 量 | 価 格 | 数 量 | 価 格 | 数 量   | 数 量 | 数 量 | 価 格 |     | 数 量 |
| 返 還 物 品 | 26 織物製品   | トン  | 〇〇   |     | 〇〇  |     | 〇〇  |     | 〇〇    | 〇〇  | 〇〇  | 〇〇  |     |     |
|         | 27 撤 織 物  | "   | 〇〇   |     | 〇〇  |     | 〇〇  |     | 〇〇    | 〇〇  | 〇〇  | 〇〇  |     |     |
|         | 49 地 金    | "   | 〇〇   |     | 〇〇  |     | 〇〇  |     | 〇〇    | 〇〇  | 〇〇  | 〇〇  |     |     |
|         | 〇 〇 〇 〇 〇 | "   | 〇〇   |     | 〇〇  |     | 〇〇  |     | 〇〇    | 〇〇  | 〇〇  | 〇〇  |     |     |
|         | 〇 〇 〇 〇 〇 | "   | 〇〇   |     | 〇〇  |     | 〇〇  |     | 〇〇    | 〇〇  | 〇〇  | 〇〇  |     |     |
|         | 〇 〇 〇 〇 〇 | "   | 〇〇   |     | 〇〇  |     | 〇〇  |     | 〇〇    | 〇〇  | 〇〇  | 〇〇  |     |     |
|         | 計         | "   | 〇〇   |     | 〇〇  |     | 〇〇  |     | 〇〇    | 〇〇  | 〇〇  | 〇〇  |     |     |



別紙 1

別 途 書 式

| 分 類 | 品     | 計       |       | 備 考 |
|-----|-------|---------|-------|-----|
|     |       | 数 量     | 価 格   |     |
|     |       | 返 還 物 品 | 1 電 交 |     |
|     | 3 工 作 | ○       | ○○    |     |
|     | 8 産 業 | ○       | ○○    |     |
|     | ○○○   | ○       | ○○    |     |
|     | 価格総   |         | ○○    |     |

備考 (別紙 1)



別紙 1

別 途 書 式

物 品 管 理 ソ ノ 1

| 分 類     | 品 目       | 単 位 | 越 高 |     | 増   |     | 減   |     | 現 在 高   |     |     |     | 備 考 |
|---------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
|         |           |     | 数 量 | 価 格 | 数 量 | 価 格 | 数 量 | 価 格 | 貸 付 寄 託 | 保 管 | 計   |     |     |
|         |           |     |     |     |     |     |     |     | 数 量     | 数 量 | 数 量 | 価 格 |     |
| 返 還 物 品 | 1 電 気 機 械 | 個   | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○       | ○   | ○   | ○○  |     |
|         | 3 工 作 機 械 | "   | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○       | ○   | ○   | ○○  |     |
|         | 8 産 業 機 械 | "   | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○       | ○   | ○   | ○○  |     |
|         | ○○○○○     | "   | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○   | ○○  | ○       | ○   | ○   | ○○  |     |
|         | 価 格 総 合 計 |     |     | ○○  |     | ○○  |     | ○○  |         |     |     | ○○  |     |

備考 (別紙1) オヨビ (別紙2) ハ、ソレゾレ別葉トシテ1冊ニ製本スルコト



調 達 局 長 殿

調 達 庁 次 長

### 返還物品予定価格積算要領ノ取扱ニツイテ

返還物品予定価格積算要領(昭和34年調達規才17号)ニヨリ  
予定価格ヲ積算スル場合ノ各条項ノ取扱解釈ニツイテ次ノトオリ通  
知スル。ヨツテソノ実施ニ当ツテ遺憾ノナイヨウ期サレタイ。

1. 才2条(適用ノ範囲)関係

返還施設ニ放置サレタ遺棄物品等デコノ要領ニヨル処理ガ困難  
ナ場合、スナワチ通常ノ返還物品ト異ナル特殊ナ物品オヨビ事案  
ニツイテハ、理由ヲ明ラカニシタ上、コノ要領オヨビ基準値等ヲ  
準用シテ、別ニ積算スルコトヲ妨ゲナイ。

2. 才4条(予定価格オヨビ予定価格調書ノ作成)関係

ア コノ要領ニオイテハ予定価格ノ算式ニ幅ヲモタセ、事案ニヨ  
ツテソノウチノ一ツヲ採用スル方法ヲトツタ。

スナワチ、従来ノ評価率ニヨル減額ノホカニ、引取経費ガ明  
ラカナトキ、マタハ経費ノ算出ガ容易デアル場合デ、直接引取  
経費ニヨツテ減額スルコトガ適当ト認メル事案ニツイテハ直接  
引取経費相当額ノ控除ニヨル減額ヲ認メタ。

ナオ、引取経費ハ予定価額ノ積算過程ニオイテ減額ノ必要ヲ  
認メル引取経費相当額ノ範囲内デ決定スルモノデアラカラ念ノ  
タメ。

イ 算式ハ単価ノ総額ニ対シテ数量オヨビ経費ニヨル減額ノ必要  
ヲ認メル場合ノ算式デアツテ、事案ニヨツテハ数量オヨビ経費  
ニ対スル減額要素ノイズレカ、マタハ双方ノ必要ヲ認メナイ場  
合ノアルコトヲ否定スルモノデナイカラ留意サレタイ。

ウ 才2項ノ規定ハ才1項ニヨツテ積算サレタ価格ヲ過去ノ実例  
価格、一般ノ市場経済情勢ノ推移等ヲ総合的ニ勘案シ、売却技



術上契約担当職員ガ最終的ニ補正デキルヨウニ規定シタ。コノ補正ハコノ要領ニヨル全ク新タナ改正点（追加事項）デアリ、最小ノ経費ヲモツテ最大ノ収入ヲアゲルトイウ一般経済原則ノ主旨ニソウコトヲ主目的トシテイル。モツトモコノ項ハ任意規定デアリ強行規定デハナイガ、ソノ運用ノイカンニヨツテハ弊害ノ生ズルオソレモアルノデ、適用ニアタツテハ乱用スルコトノナイヨウ十分ノ注意ヲ払ワレタイ。

エ 補正ヲ規定シタ主ナ理由ハ、

- a 中古品ノ売払価格ニ安定性ガナイ。
- b 国庫収入ノ増加ヲハカルコト。
- c 応札者ノ種別、参加状況ニ対応サセル。
- d 一般市場ノ経済情勢ニ対応サセル。
- e 評価率ノ採用ハ機械的ニナリヤスイ。
- f 積算シタ日ト入札日ニ相当ノ期間ガアル場合ガアル。

等デアルガ、トクニ中古品ノ売払価格ニハ安定性ガナクマタ一般市場性モ少ナイノデ、買手ガアツテノ売払価格トイウ性格ガ強く、マタ積算ニアタツテモ、ソノ評価率ノ採用ニハ積算担当者ノ主観ニヨツテ左右サレル面ヲ多分ニ含ンデイルノデ、一般市場ノ経済情勢オヨビ応札者ノ参加状況等ニ即応シテ、デキルカギリ国庫収入ノ増加ヲハカルタメ、予定価格ノ決定ニ弾力性ヲモタセタモノデアル。

シカシナガラ補正ヲモツテ積算金額ヲ上ゲル場合デアツテモ、アクマデモ売払技術上マタハ経済情勢ニ即応スルタメ、アルイハ積算担当者ノ積算内容等ニ対スル総合的修正等ノ理由ガアツテノ補正デアルハズデアツテ、イヤシクモ国庫収入ノ増トイウ美名ニカクレテ、買受人ニ対スル感情ニコダワリ、買受人ニ対シテ酷ニ失スルヨウナ補正デアツテハナラナイコトハモチロンデアル。一方補正ヲモツテ積算金額ヲ下ゲル場合ハ上ゲル場合ト異ナリ国庫収入ノ減ヲ要求スル補正デアルカラ、売払技術上真ニヤムヲエナイ場合ノミトシ、ソノ決定ニイタツタ必要ニシテ十分ナ理由ヲ、補正ニヨツテ積算金額ヲ上ゲル場合以上ニ、明ラカニシテオカナケレバナラナイコトハ当然デアル。

ナオ、補正ノ範囲ハ、上ゲル場合20パーセント、下ゲル場合10パーセントヲ限度トシテ処理スルヨウ留意サレタイ。

### 3. オ5条（物品ノ単価）関係

故マタハ屑トシテノ市場卸売価格ヲ直接採用シタトキデ買受人ノ利潤ヲ考慮スル場合ハ、オ4条ニ規定スル補正ヲモツテ処理サレタイ。

### 4. オ6条（基礎価格ノ決定）関係

ア オ2項ハ、従来、本庁指示（昭.30.2.16付調総発オ217号）返還物品ヲ随意契約ニヨリ売却スル場合ノ予定価格ニツイテ「ニヨリ小口需要者ヘノ随意契約ハ、買受人ノ見積価格ガ政府予定価格ノ130%以上ノトキニノミ限ラレテイタガ、コノ要領ニオイテハコノ方法ヲ廃止シ、基礎価格トシテ市場卸売価格ノ代リニ市場小売価格ヲ採用スルモノトシタ。シタガツテコノ場合、市場小売価格ノ採用ニアタツテ、契約ノ相手方ニヨツテ基礎価格ノ決定ニ差異ノ生ズルコトノナイヨウ、厳ニ留意サレタイ。

イ オ2項タダシ書ノソノ他コレニ準ズル場合トハ、スナワチ予算決算オヨビ会計令オ96条オ11号オヨビオ21号ノ規定ニヨリ日本国有鉄道、日本専売公社オヨビ金融公庫等トノ間デ契約ヲスルトキ、アルイハ公共用、公用マタハ公益事業ノ用ニ供スルタメ必要ナ物件ヲ直接ニ公共団体マタハ企業者ニ売払ヲスルトキ等ヲ想定シタモノデアル。

### 5. オ7条（状態率）関係

タダシ書以下ノ規定ニヨリ、積算担当者ガ現品ヲ再確認シタ結果、売払要望書記載ノ状態級別ノ状態率ノ採用ガ積算上適当デナイト認メタ場合ハ、売払要望書記載ノ状態級別ニ対応スル状態率以外ノ状態率ヲ採用シテサシツカエナイ。

ナオ、コノ場合ハ、ソノ理由ヲ明ラカニシテオカナケレバナラナイコトハ当然デアル。

### 6. オ8条（需要率）関係

ア コノ要領ニオイテ規定シタ需要率ハ、旧要領ノ需要度ニオケル三ツノ要素カラナル評価率ヲ、同要領ニオイテ示サレタ需要度ニタイスル総合評価率オヨビ各局ノ積算実績ヲ参考トシテ、一ツニマトメタモノデアルカラ、需要率ノ採用ニアタツテハ規格、寸法、機能オヨビ売払時期等ヲ十分考慮シテ決定スルヨウ留意サレタイ。



イ オ2項ノLソノ他特別ニLセットトシテ売リ払ウモノトハ、机オヨビイスラシ応接セットトシテタダチニ使用デキルヨウ特別ニ組ミ合セテ売リ払ウ場合ノゴトク、ソノ他ノ物品ニオイテモLセットトシテノ売払ガ需要率ノ増加トナルコトヲ予期シテLセットトシテ売リ払ウトキノ需要率ノ適用方法ヲ規定シタモノデアアル。

7. オ9条(数量率)関係

オ2項ノ標準売払数量ハ、旧要領別表4ノ標準売却数量ヲ参考トシ、地域差等ニヨル過去ノ実績等ヲ考慮ノ上、アラカジメ各局ニオイテ決定シテオクモノデアアルカラ念ノタメ。

8. オ10条(引取経費)関係

ア 引取経費ノ合計額ガ、単価ノ総額ノ20パーセント以上ニナル場合ハ、当該合計額ノ範囲内デ決定シタ金額ヲ控除シテ予定価格ヲ算定スルコトガデキルヨウ新タニ規定シタモノデアアル。スナワチ旧要領ニオイテハ予定価格ノ作成ニオイテ引取ノ難易ニヨル減額ヲ考慮スル場合スベテ評価率一本デ処理サレテイタガ、ソノ後返還物品ノ業務処理ニモ変遷ヲキタシテオリ、コノ際、要領ノ改正ヲ機会ニ引取経費ガ明ラカナ場合、アルイハ引取経費ソノモノヲ控除スルコトガ適切デアルト認メラレル場合デ、国ニオイテ減額ノ必要ヲ認メルトキハ、引取ニ要スル経費ノ合計額ノ範囲内デ決定シタ金額ヲモツテ控除デキルミチヲヒライタモノデアアル。

イ 引取経費ヲ控除シヨウトスルトキニ、控除シヨウトスル引取経費ノ合計金額ガ単価ノ総額ノ20パーセント以上ニナル場合ハ、経費率(パーセント)デ控除スルコトハ、アマリニモ雑ト考エラレルノデ、原則トシテ金額ヲモツテ控除スルコトトシタ。シカシナガラ事案ニヨツテハ、コノ場合オ12条ノ規定ニヨル経費率ヲモツテ減額スルコトヲ妨ゲルモノデナイノデ念ノタメ。

ナオ、20パーセント以下ノ場合ハ、従来ノトオリ引取経費ニヨル減額ニタイスル考慮ハ経費率(パーセント)ヲモツテ控除スルコトトシタ。

ウ 標準消費地トハ、通常ソノ物ガ消費サレルト考エラレル保管場所ニ最モ近い消費市場ヲイイ、買受人ノ営業場所ト保管場所トノ間ノ輸送費ニツイテハ考慮シナイモノトスル。タトエバ東

京都内ニ保管場所ガアリ、買受人ノ営業場所ガ横浜市ニアル場合標準消費地トハ東京ノコトヲイイ、コノ場合輸送費ニツイテ考慮シナイノハ当然デアアル。

エ ソノ他引取ニ要スル経費トハ、重量品、容大品、アルイハ長尺品等ノタメ運搬ニ特殊車ヲ必要トスルタメノ経費等、出庫料オヨビ特殊荷役料以外ノ引取経費ヲ想定シタモノデアアル。

オ オ2項ニオイテハ、特ニオ1項オ3号ニ掲ゲル場合ノミノ理由ヲ想定シタノハ、営業倉庫以外ノ保管物品ニツイテハ引取ニ要スル経費ノ算出ニツイテオ三者ニナツトクデキル裏ヅケヲ証拠書類トシテ残シテオク措置ヲトルコトヲ要求シタモノデアアル。

9. オ11条(ソノ他ノ経費)関係

物品ノ購入者ガ、コレヲ素材化スルタメニ解体費ヲ必要トスル場合アルイハ物品ノ購入者ニ租税ガ課セラレルヨウナ場合等デアツテ、オ10条ニ規定スル引取経費以外ノ経費ヲ必要トスルコトガ明ラカナトキニ、国ニオイテ減額ノ必要ヲ認メル場合ヲ想定シタモノデアアル。

10. オ12条(経費率)関係

従来ノ売払処理ノ実情等ヨリ見テ、オ10条オヨビオ11条ニ該当スル場合ニオイテモ、旧要領ト同様経費率ニヨツテ積算スルコトガ予定価格ノ妥当性ヲ保ツタメニ大キナ影響ガナイト認メラレルトキ、アルイハ引取ニ要スル経費ノ単価ノ総額ニ対スル比率ガ小サイ場合デモトクニ減額ノ必要ガ認メラレル場合ヲ想定シテ、事務能率上、アラカジメ、従来ノ実績等ヨリ、標準例ニヨツテ計算シタ実費ヲ基礎トシテ、適正ナ経費率ヲ定メテオカナケレバナラナイ。

ナオ、経費率ヲ定メル場合、任意採用ノ幅ヲモタセルヨウ留意サレタイ。

(例：事案・・・ノ場合15パーセント以下等)

11. 様式関係

コノ要領ハ、タダチニ新様式ヲ用イルヨウ規定シテイルモノデアアルカラ、施行ノ日以後ハ、スデニ積算ヲ終了シタモノヲ除キ、暫定的ニモ従前ノ様式ヲ使用シナイヨウ留意サレタイ。

以上

本信アテ先：各調達局長



調達乙発第58号 (CGO)

昭和34年9月2日

調達局長殿

調達庁長官

## 返還物品取扱細則ノ実施ニツイテ

参照：1.昭.34.9.6.付調達乙発第57号 (CGO) 「返還物品取扱細則ノ制定ニツイテ」

2.昭.34.6.26.付調達丙発第1221号 (CGO) 「返還物品ノ管理ニ関スル検査ニツイテ」

返還物品取扱細則 (昭和32年調達規第18号。以下「旧細則」とイウ。)ヲ廃止シ、アラタニ返還物品取扱細則 (昭和34年調達規第16号。以下「細則」とイウ。)ガ制定サレタコトニツイテハ、参照1.ニヨリ通知シタトコロデアルガ、細則ハ、旧細則ニオケル物品管理官制度等、相当部分ニツイテ改正ガ行ワレテイルノデ、コレガ実施ニアタツテハ下記ノ点ニ十分留意ノ上、遺漏ノナイヨウ措置サレタイ。

### 記

#### 1. 物品管理官制度ニツイテ

内閣オヨビ総理府物品管理規則 (昭和32年総理府訓令第1号。以下「規則」とイウ。)別表第3ノ改正ニ伴ツテ、調達局 (以下「局」とイウ。)事業部調達協力課長 (マタハ業務課長。以下同ジ)ハ分任物品管理官トシテノ官職指定ガ解消サレ、局ニオイテハ従来分任物品管理官トシテ調達協力課長ノ所掌シテ来タ業務ハ物品管理官デアル事業部長ガ行ウコトトナリ、マタ分任物品管理官ノ業務ニハ従来除カレテイタ「処分」ノ措置ノ請求ニ係ル事務「ガアラタニ加エラレルコトトナルガ、同表ノ改正ハ細則施行ノ日ヲモツテ行ワレル予定デアルノデ、細則ノ実施ニアタツテハトリアエズ同表ノ改正ガアツタモノトシテ取扱ウコトトスル。

ナオ、規則別表第3ノ規定ニヨリ、分任物品管理官トシテ長官ノ指定スル調達事務所 (以下「事務所」とイウ。)ノ長ハ、細則

別表ノトオリ変更サレタ。

以上ノ改正ニ伴ウ物品管理官 (分任物品管理官ヲ含ム。以下同ジ。)ノ事務ノ引継ハ、細則施行ノ日ヲモツテ、細則第48条ノ規定ニヨリ行ワレタイ。

#### 2. 検査ニツイテ

細則ノ施行ニ関シ、物品管理官ノ事務ノ引継ニ伴ウ検査オヨビ返還物品ノ管理ニ関シ毎年度1回行ウ検査ニツイテハ、コノ細則ノ施行日トオ45条ノ期日ガトモニ10月1日デアルノデ、兼ネテ行ウモノトスル。

コノ場合、検査書ハ細則第46条ノ規定ニヨリ作成スルコトトナルガ、当該検査ハ物品管理官ノ事務ノ引継ニ伴ウ検査ヲモ兼ネテ行ウコトトナルノデ、事務ノ引継ヲ伴ワナイ場合以外ノ場合ニオケル検査書ノ記載方法ハツギニヨルコトトサレタイ。

ア、被検査者オヨビ立会官ハ連名トスル。

イ、「管理期間」以下ニツイテハ、ソレゾレ「(分任)管理官○○○○ニ係ル……」ト記入スル。

ウ、当該引継ガ適法ニナサレタカ否カニツイテハ、「ソノ他物品ノ管理ニ関スルコト」欄ニ記入スル。

#### 3. 廃棄ノ基準ニツイテ

細則第35条ニ規定スル社会通念上売払価値ガナイ場合「トハ、ツギニ掲ゲル場合ノホカ、公益的ナ立場カラソノモノガ市場ニ流通スルコトガ公序良俗ニ反スルヨウナ場合オヨビ公務上ノ機密ヲ保持スルタメニ当該物品ヲ売リ払ウコトガ不適當デアルト認メラレル場合ヲ含ムモノトスル。

ア、破損シタ陶器類マタハ変質シタ薬品等ソノ物品ニ売払価値ガナイ場合

イ、物品ノ売払代金ガ売払ニ要スル経費ヲ下廻ルコトガ明ラカデアアル場合

#### 4. 寄託保管前ノ廃棄手続

(旧細則第51条ニ規定スル「寄託保管前ノ廃棄」ノ必要ガ生ジタ場合ノ手続)

駐留軍カラシツピング・ドキュメント等ニヨリ返還サレル物品デ細則第35条ノ規定ニ該当スル物品ヲ事情ヤムヲ得ズ引キ取ラナケレバナラナイトキハ、次ノ手続ニヨリ、当該物品ヲ寄託保管前



ニオイテ廃棄スルモノトスル。

ア、検収員ハ、駐留軍等カラ細則ヲ35条ノ規定ニ該当スル物品ノ引キ取ヲ要請サレタ場合ハ、当該物品ノ品目、数量オヨビ引キ取ラザルヲ得ナイ理由、ソノ他ノ事項ニツイテ詳細ナ報告書ヲ作成シタ上、順序ヲ経テ事業部長（事務所ニアツテハ事務所長。以下同ジ。）ニ提出スルモノトスル。

イ、事業部長ハ、前号ノ報告書ヲ審査シタ結果、寄託、保管前ニ廃棄スルコトガ適当デアルト認定シタ場合ハ、所属ノ調達協力課長（事務所ニアツテハ、事務所長補佐マタハ主管課長トスル。以下同ジ。）マタハ事業部長カラ立会ヲ命ゼラレタ職員ガ立会ノ上検収員ニ適宜ノ方法ニヨリ廃棄ヲ行ワセルモノトスル。

5. 保管期間ニツイテ

返還物品ヲ営業倉庫ニ寄託スル場合ノ保管期間ニツイテハ、現行ノ方針ニ変リハナイカラ、従来ドオリ、努メテ2期以内ニ処分スルヨウ留意サレタイ。

6. 統計報告ニツイテ

返還物品処理状況表ソノ他所要ノ統計報告ニツイテハ、別途指示アルマデ従来ドオリトサレタイ。

以 上

本信アテ先：各調達局長

写 送 先：各物品管理官調達局事業部長

各分任物品管理官調達事務所長

調総発ヲ750号(CGO)

昭和34年11月25日

調 達 局 長 殿

（事業部長気付）

調達庁総務部長

シツピング・ドキュメント等ニヨル返  
還物品ノ受領等ニツイテ

参照：返還物品取扱細則（昭和34年調達規ヲ16号）

駐留軍（以下「軍」トイウ。）カラ発出サレル、シツピング・ドキュメント等（以下「リスト」トイウ。）ニヨル返還物品ノ検収ニ際シ、リスト記載ノ品名マタハ数量ト実際ニ受領シタ物品（以下「現品」トイウ。）ノ品名マタハ数量トガ相違スル場合等ニオケル取扱ニツイテハ、返還物品取扱細則（昭和34年調達規ヲ16号以下「細則」トイウ。）ヲ3章ヲ1節ニヨルホカ、下記ニヨリ行ナウコトナツタカラ、遺漏ノナイヨウ措置サレタイ。

記

1. 品名ノ相違等

ア、検収員ハ、検査ノ結果、リスト記載ノ品名ト現品トガ相違シテイルコトガ判明シタ場合マタハ軍カラリスト記載ノ物品以外ノ物品ノ受領ヲ要請サレタ場合ハ、軍ニリストノ訂正ヲ申シ入レルモノトシ、交渉ノ結果、軍ガ訂正ニ応ジナイ場合マタハ軍カラ代替品ノ受領ヲ要請サレタ場合ハ、ソノマメ受領シ、別紙様式ニヨル品目数量等更訂経緯書（以下「経緯書」トイウ。）ヲ作成シタ上、順序ヲ経テ物品管理官マタハ分任物品管理官（以下「管理官等」トイウ。）ニ提出スルモノトスル。

イ、検収員ハ、リスト記載ノ品名ガ、タトエバ鉄製ロツカーマタハ机、椅子等トアルニモカカワラズ、現品ヲ検査シタ結果、ソノ損耗等ガハナハダシク鉄屑マタハ木工品屑トシテ処理スルコトガ物品管理上妥当デアルト認メタトキハ、細則ヲ3章ヲ7節ニヨル品目更訂ヲスルコトナク、鉄屑マタハ木工品屑トシテ検



収シテサシツカエナイ。タダシ、コノ場合ニオイテハ、当該検収調書中ニリスト記載ノ品名、単位、数量ヲ括弧書スル等ソノ経緯ヲ明確ニシテオカナケレバナラナイ。

2. 数量の相違

ア、検収員ハ、検査ノ結果、リスト記載ノ数量ト現品ノ数量トガ相違シテイルコトガ判明シタ場合マタハリスト記載ノ数量以外ノ物品ニツイテ軍ヨリ受領ヲ要請サレタ場合ハ、リストノe欄 (Supply Action) ニ現品ノ数量ヲ記入シテ軍側ノ署名ヲ取り付ケテオクモノトスル。

イ、ア、ノ場合デ、軍ガリストノe欄ニ返還数量ヲ記入シテキタ場合マタハDD様式1149-4以外ノ伝票デ、d欄 (Quantity Request) トe欄ノ区分ガナク、現品ノ数量ヲ記入スル欄ガナイ場合ハ、返還数量自体ノ訂正ヲ軍ニ申シ入レルモノトスル。

ウ、検収員ハ、上記ア、マタハイ、ノ場合デ、軍ガ署名マタハ訂正ニ応ジナイ場合ハ、ソノママ検収シテサシツカエナイガ、同時に経緯書ヲ作成シタ上、順序ヲ経テ管理官等ニ提出スルモノトスル。

3. 検査ノ立会等

ア、管理官等ハ、上記1.ノア、マタハ2.ノウ、ノ場合ニオイテハ、所属ノ主管課長 (事務所ニアツテハ、事務所長補佐マタハ主管課長トスル。) マタハ管理官等ガ立会ヲ命ジタ職員ヲ当該検査ニ立ち会ワセルモノトスル。

イ、経緯書ハ、当該検収調書ニ添付シテ保管シナケレバナラナイ。

以上

別紙：品目・数量等更訂経緯書

本信アテ先：各調達局長

写送り先：千歳、三沢、山形、八戸、新潟、前橋、横須賀、座間、京都、神戸、大津、三保、岩国、山口、小倉、佐世保、熊本、別府各調達事務所長

別紙

調達庁書式N-108

|              |   |              |
|--------------|---|--------------|
| 昭和 年 月       |   | 名 印          |
|              |   | 下            |
| シッピング・ドキュメント |   |              |
| 検 収 調        |   |              |
| シッピング        |   |              |
| Item No.     | 品 | 車トノ交渉ノ経緯、理由等 |
|              |   |              |
|              |   |              |
|              |   |              |

注：検収員ハ、本書ノ付

B4



オイテハ、当該検  
括弧書スル等ソノ

ト現品ノ数量トガ  
ト記載ノ数量以外  
ハ、リストノe欄  
入シテ軍側ノ署名

量ヲ記入シテキタ  
デ、d欄(Quan  
現品ノ数量ヲ記入  
軍ニ申シ入レルモ

ガ署名マタハ訂正  
カエナイガ、同時  
ニ提出スルモノト

ノ場合ニオイテハ、  
長補佐マタハ主管  
タ職員ヲ当該検査

ナケレバナラナイ。

以 上

前橋、横須賀、  
岩国、山口、  
事務所長

別紙

調達庁書式N-1084

品目・数量等更訂経緯書

|                                   |    |    |     |             |          |    |       |     |              |   |
|-----------------------------------|----|----|-----|-------------|----------|----|-------|-----|--------------|---|
| オ                                 |    | 号  | 管理官 | 課長          | 補佐       | 係長 | 係     | 立会員 | 官職氏名         | 印 |
| 昭和                                | 年  | 月  | 日   |             |          |    |       | 検収員 | 官職氏名         | 印 |
| 下記ノトオリ、品目・数量等ヲ更訂ノ上、検収スルコトヲ適当ト認メル。 |    |    |     |             |          |    |       |     |              |   |
| シッピング・ドキュメント等                     |    |    |     |             |          |    | 部隊名等  |     |              |   |
| 検収調書                              |    |    |     |             |          |    | 軍側担当官 |     |              |   |
| シッピング・ドキュメント等                     |    |    |     |             | 検収       |    |       |     |              |   |
| Item<br>No.                       | 品目 | 単位 | 数量  | Item<br>No. | 品目<br>番号 | 品目 | 単位    | 数量  | 軍トノ交渉ノ経緯、理由等 |   |
|                                   |    |    |     |             |          |    |       |     |              |   |
|                                   |    |    |     |             |          |    |       |     |              |   |

注：検収員ハ、本書ノ作成ニ際シテハ、所定ノ職員立会ノモトニ検査ヲ行ワナケレバナラナイ。

B4



調達乙発才80号(CGO)

昭和34年12月26日

調達局長殿

調達庁次長

### 返還物品ノ引継等ニツイテ

- 参照：1.昭、33.5.10.付調達乙発才44号(CGO)「国有財産ノ売却、取コワシオヨビ撤去工事ニ伴イ生ズル発生材等ノ取扱ニツイテ」
- 2.昭、33.10.2.付調達乙発才103号(CGO)「在日不動産返還書ニヨツテ返還サレタ物品ノ取扱ニツイテ」

軍カラ発出サレタ在日不動産返還書(FEC Form 425)ニヨリ返還サレタ物品(以下「425物品」とイウ。)、撤去工事等ニヨリ発生シタ物品(以下「発生材等」とイウ。)マタハ、在日不動産返還書モシクハ、シッピング・ドキュメント等ニ記載サレテイナイ終戦処理費物品(国ガ終戦処理費、安全保障諸費マタハ防衛支出金ニヨリ購入シ、駐留軍ニ提供シタ物品ヲイウ。以下同ジ。)モシクハ、ソレ以外ノ物品(以下「リスト外物品」とイウ。)ニ関スル不動産部カラ事業部ヘノ引継等ノ取扱ニツイテハ、参照1.オヨビ2.ニヨルホカ下記ニヨリ行ナウモノトスル。

ナオ、調達局長ハ、事業部長ト不動産部長ヲシテコレラ物品ノ引継等ニツイテ緊密ナ連携ノモトニ適正カツ効率的ニ実施サセルヨウ措置サレタイ。

#### 記

1. 発生材等ニツイテ  
ア、概要ノ予告ト調査 参照1.ノ記2.ア、ノ規定ニ基キ不動産部長ガ行ナウ通知ハ、原則トシテ当該撤去工事等完了ノ5日前マデニ発生材等ノ品目、数量等ノ概要ニツイテ行ナウモノトスル。  
イ、通知 返還物品取扱細則(昭和34年調達規才16号。以



下し細則「トイウ。」)オ11条オ1項オ2号ニ規定スル不動産部長ノ通知ハ、品目、規格、数量、引継ノ時期、引継ノ場所オヨビ取得ノ原因ヲ明ラカニシテ、行ナワナケレバナラナイ。

ウ、引継

a、不動産部長ハ、不動産部工事検査官ヲシテ、発生材等ニツイテ細則別記オ23号様式ニヨル引継書ヲ作成サセ、事業部長ハ当該引継書ニヨリ現場ニオイテ返還物品ノ検収員(以下「検収員」トイウ。)ヲシテ当該発生材等ヲ受領サセルモノトスル。

b、引継ノ時期ハ、発生材等ノ品目、規格、数量等ガ確定シタトキヲ原則トスルガ、工事中トイエドモ相当量(売却単位トシテ)マトマツタトキ、マタハ独立シタ特殊ナ物品ガ発生シタトキハ、不動産部長ハ、事業部長ト協議ノ上随時引キ継グモノトスル。

ナオ、参照1.ノ記1.ア、ノ規定ニ該当スル物品ノ引継ノ時期ハ、ソノ品目、規格、数量等ガ確定シタトキトスル。

エ、選別オヨビ計量 不動産部長ハ発生材等ヲ品目別ニ集積シ、ソレ以後ノ細分選別オヨビ計量ハ事業部長ガ行ノウモノトスル。

オ、管理責任 当該発生材等ノ管理責任ハ、引継業務ノ完了後ハ返還物品ヲ管理スル物品管理官(以下「物品管理官」トイウ。)ニアル。

2. 425物品ニツイテ

ア、調査 不動産部長ハ、425物品ガ返還サレタトキハ必要ニ応ジテ事業部長ニ対シ、施設オヨビ区域ノ使用ニ関スル業務処理手続(昭和27年調達規オ14号)IV2ニ規定スル調査ニ協力スルコトヲ依頼スルモノトシ、事業部長ハ、不動産部長カラソノ依頼ガアツタトキハ、検収員ヲシテ当該調査ニ立会イノ上、協力サセルモノトスル。

イ、通知等 不動産部長ガ行ノウ通知オヨビ引継、選別、計量ナラビニ管理責任ニツイテハ、1.イ、カラオ、マデニ準ズルモノトスル。タダシ、引継ノ時期ハ、品目、規格、数量等ガ確定シタトキトスル。

3. リスト外物品ニツイテ

リスト外物品ガ、施設オヨビ区域トトモニ返還サレ、マタハ返

還サレタ施設オヨビ区域内ニ遺棄サレテイルコトガ判明シ、モンクハ予測サレル場合ニオイテハ、不動産部長ハ、原則トシテ当該施設オヨビ区域ノ返還日前7日マデニ品目、数量等ノ概況ヲ事業部長ニ通報シ、事業部長ハ検収員ヲシテコレヲ調査確認ノ上受領マタハ確保サセルトトモニ、細則別記オ24号様式ニヨル確認書ヲ作成サセ、提出サセルモノトスル。タダシ、当該施設オヨビ区域ノ返還ト同時ニシツピング、ドキュメント等ガ発出サレタ場合ハ、当該リスト外物品ハ、シツピング、ドキュメント等ノリスト外物品トシテ事業部長ガ処理スルモノトスル。

以上

本信アテ先：各調達局長

写送り先：各調達局事業部長

各調達局不動産部長

調総発オ8号(CGO)

昭和35年1月9日

調達局長 殿

調達庁総務部長

返還物品関係物品管理官等ノ官印ノ作成等ニツイテ

参照：返還物品取扱細則(昭和34年調達規オ16号)

返還物品関係ノ物品管理官オヨビ分任物品管理官(以下「物品管理官」トイウ。)ノ官印ノ作成オヨビ官印ト私印トノ使用区分ニツイテハ、返還物品取扱細則(昭和34年調達規オ16号、以下「細



則「トイウ。」ノ実施ニ伴ツテ、昭和32年11月20日付調総発  
カ1110号(CGO)「返還物品管理職員ノ官印作成ニツイテ」  
オヨビ昭和32年11月29日付調総発カ1158号(CGO)「  
調達事務所関係ノ分任返還物品管理官ノ官印ニツイテ」ヲ廃止シ、  
下記ニヨルコトトシタカラ通知スル。

記

1. 官印ノ作成ニツイテ
  - ア、寸法 物品管理官ニツイテハ23ミリメートル平方、分任物  
品管理官ニツイテハ20ミリメートル平方トスル。
  - イ、彫刻文字 物品管理官ニツイテハ、物品管理官〇〇調達局  
事業部長印「トシ、分任物品管理官ニツイテハ「分任物品管理  
官〇〇調達事務所長印「トスル。
2. 使用区分ニツイテ  
物品管理官等ガ細則別記様式等(細則別記カ16号様式検査書、  
別記カ17号様式検査書オヨビ別記カ18号様式物品管理事務引  
継書ヲ除ク。)ニ官職氏名ヲ記載ノ上押印スル場合ハ官印ヲ用イ  
ルコトトシ、細則別記様式等ノ決裁欄、検査書(細則別記カ16  
号様式オヨビ別記カ17号様式)モシクハ物品管理事務引継書(細  
則別記カ18号様式)ニ押印スル場合、マタハ物品管理官等ノ  
職ニアルモノガ予算執行職員等ノ責任ニ関スル法律(昭和25年  
法律カ172号)カ2条カ1項カ8号ノ規定ニヨル支出負担行為  
担当官補助者トシテ押印スル場合ハ私印トスル。  
ナオ、物品管理簿ノ登記済印ハ、当該業務担当者ノ私印デサシ  
ツカエナイ。

以 上

本信アテ先：各調達局長

写送り先：三沢、前橋、横須賀、座間、京都、神戸、美保、岩  
國、小倉、佐世保、各調達事務所長

調 達 事 業 物 品 関 係

調達丙発カ157号(CGA)

昭和32年1月25日

都 道 府 県 知 事 殿  
(福井、愛媛ヲ除ク)

調 達 庁 長 官

物品管理法制定ニ伴ウ物品管理官オヨビ  
分任物品管理官ノ職ノ指定ニツイテ(依  
頼)

今般物品管理法(昭和31年法律カ113号)ノ制定ニ伴イ、貴  
県ノ調達事業物品出納命令官オヨビ特別調達資金物品出納命令官ト  
調達事業物品会計官吏オヨビ特別調達資金物品会計官吏ハ廃止トナ  
リ、コレニ替ルベキ物品管理官オヨビ分任物品管理官ヲ置クコトニ  
ナツタノデ、別途内閣総理大臣ヨリ貴県ニ対シ、別紙ノトオリ指定



スル職ヲオヨビシ委任スル事務ノ範圍ヲニツイテ物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第10条第2項ニ規定スル協議ガアルモノト思ワレルガ、ソノ際ハ当該協議ニ対スル同意方ヨロシクオ取り計ライ願イタイ。

以上

別紙：物品管理官等ノ官職氏名オヨビ事務ノ  
範圍一覽表（特別調達資金分）  
（調達專業物品分）

本信アテ先：各都道府県知事（福井、愛媛ヲ除ク）

写送り先：各調達局長



都道府県調達事業物品管理官官職一覧表

昭和34年12月31日現在

| 都道府県名 | 物品管理官官職名            | 分任物品管理官官職名                 |
|-------|---------------------|----------------------------|
| 北海道   | 労働部 渉外 労務 対策 室次長    |                            |
| 青森県   | 衛生民生労働部 渉外 労務 管理 課長 |                            |
| 岩手県   | 副 出 納 長             |                            |
| 秋田県   | 産業労働部 職業 安定 課長      |                            |
| 山形県   | 商工労働部 職業 安定 課長      |                            |
| 福島県   | 総務部 文書 広報 課長        |                            |
| 茨城県   | 出 納 長               |                            |
| 群馬県   | 総務部 外 務 課長          |                            |
| 埼玉県   | 総務部 渉 外 課長          |                            |
| 千葉県   | 代理 総務部 外事 広報 課長     |                            |
| 東京都   | 出 納 長               |                            |
| 神奈川県  | 企画 渉外部 労務 管理 課長     |                            |
| 新潟県   | 出 納 長               |                            |
| 富山県   | 出 納 室 長             |                            |
| 岐阜県   | 総務部 外 事 課長          |                            |
| 静岡県   | 知事 公室 総務 課長         |                            |
| 京都府   | 民生労働部 労政 課長         |                            |
| 大阪府   | 総務部 外 務 課長          |                            |
| 奈良県   | " 総務 課長             |                            |
| 鳥取県   | " 総務 課長             | 美保 渉外 労務 管理 事務所長           |
| 広島県   | " 外 事 課長            |                            |
| 山口県   | 労働 民生 部 労政 課長       |                            |
| 福岡県   | 総務部 渉外 移民 課長        | 福岡 渉外 労務 管理 事務所長<br>八幡 " " |
| 長崎県   | 民生労働部 労政 課長         | 佐世保 渉外 労務 管理 事務所長          |
| 大分県   | 商工労働部 職業 安定 課長      |                            |
| 宮崎県   | 総務部 総務 課長           |                            |
| 鹿児島県  | " 広報 文書 課長          |                            |
| 航空局   | 経 理 課 長             |                            |



調総発チ762号(CGO)

昭和33年7月4日

東京都、千葉県、大阪府、神奈川県  
福岡県、運輸省航空局、各調達事業 殿  
物品管理官

調達庁 総務部長

### 調達事業物品ニ関スル物品増減オヨビ 現在額報告書ノ作成ニツイテ

参照：昭、33.6.18付調総発チ694号(CGA)「昭和  
32年度物品増減オヨビ現在額報告書ノ提出等ニツイテ」  
参照文書ニヨル調達事業物品ニ関スル物品増減オヨビ現在額報告  
書ハ下記ニヨリ作成ノ上提出願イタイ。

記

1. 分類オヨビ細分類欄ハ「調達事業物品」トシ、組織計以下ニツイテハ記入ノ要ハナイ。
2. 品目、数量オヨビ価格ノ欄ニハ、単価1億円以下ノ分ニツイテモ個々ノ品目ゴトニ記載スル。
3. 価格ハ原則トシテ取得価格トスルガ、取得価格ガ不明ノ場合ハ見積価格トスル。ナオ、価格ノ算定方法ニツイテハ詳細ナ説明資料ヲ添付スルコト。
4. 「本年度増減」ノ数量欄ニハ増オヨビ減ノ日付(物品管理計算書ニ記載サレテイル日付)ヲソレゾレ数字ノ左上ニ記入サレタイ。
5. 提出期限ハ昭和32年度分ニ限リ7月20日マデトスル。  
ナオ、記載ヲ必要トスル品目ハ蔵計チ1701号ニ表示サレテイル品目ノウチ単価5万円以上ノモノトシ、提出部数ハ参照文書ニカカワラズ2部ヲ作成ノ上提出スルコトヲ念ノタメ申シ添エル。

以 上

本信アテ先：東京都、千葉県、大阪府、神奈川県、福岡県、



運輸省航空局、各調達事業物品管理官

写送り先：各調達局長

調達乙発才66号(CGO)  
昭和34年10月16日

関係都道府県知事  
(物品管理官気付)  
運輸省航空局長  
(物品管理官気付)  
調達局長  
(物品管理官気付)

殿  
調達庁長官

### 調達事業物品取扱細則ノ 実施ニツイテ

参照：昭、34.10.13.付調達乙発才65号(CGO)「調達事業物品取扱細則ノ制定ニツイテ」

調達事業物品取扱細則(昭和32年調達規才17号。以下「現行細則」とイウ。)ヲ廃止シ、アラタニ調達事業物品取扱細則(昭和34年調達規才18号。以下「新細則」とイウ。)ガ制定サレタコトニツイテハ、参照文書ニヨリ通知シタコロデアルガ、新細則ハ現行細則ノ構成ヲ、法律、政令等ノ上級法令ノ順序ニ従イ形式的ニ組ミ替エ、上級法令ト重複シテイタ条文ハ削除シ、管理換、供用オヨビ保管等ノ手続規定等相当部分ニワタツテ修正、改廢ガ行ワレテイルノデ、コレガ実施ニアタツテハ、下記ノ点ニ十分留意ノ上、遺漏ノナイヨウオ取り計ライ願イタイ。

記

#### 1. 条文ノ整理

現行細則ニオイテ明文ガアリ、新細則デ削除シタ条文ハ、各章各節ニワタツテイルガ、削除ノ理由ハ、物品管理上必要ガナイカラデハナク、コレラノ条項ハ物品管理法(昭和31年法律才113号。以下「法」とイウ。)同施行令(昭和31年政令才339号)同施行規則(昭和31年大蔵省令才85号。)以下「省令」とイウ。)等ノ上級法令ニ明定サレテオリ、サラニコレヲ新細則ニ規定スルコトハ内容トシテ重複スルコトトナリ、繁文化ヲサケタタメデアル。シタガツテ物品ノ管理ニアタツテハ、上級法令ト新細則トノ関連ニツイテ、十分留意スルコトガ肝要デアル。

#### 2. 供用官ガオカレテイナイ場合ニツイテ

供用官ガオカレテイナイ場合ニオイテ、物品ヲ使用スル職員ガ、管理官ニ対シテ行ウ払出命令ノ請求マタハ法才21条才1項ニ基ク報告ノ様式ハ、任意デアルガ、新細則別記才7号様式マタハ別記才8号様式ヲ使用スルコトガ望マシイ。

#### 3. 管理換オヨビ供用状況ノ報告

ア、現行細則ニオケル管理換ノ報告ハ、管理換命令書ノ写ノ送付ニヨリ行ナツテキタコロデアルガ、新細則ニオイテハ、管理換物品引渡ノ通知書ノ写ヲ添付シテ報告スルコトニナツタ。  
イ、現行細則デハ、供用状況ヲハアクスルコトガ困難デアリ物品管理事務上多クノ支障ガアツタノデ、供用状況ノ報告ヲアラタニ加エタカラ、他ノ報告ト同様励行スルヨウ措置サレタイ。

#### 4. 廢棄ノ基準

新細則才23条ニ規定スル「社会通念上売払価値ガナイ場合」とハ、次ニ掲ゲル場合ノホカ、公務上ノ機密ヲ保持スルタメニ、当該物品ヲ売リ払ウコトガ不適當デアルト認メラレル場合ヲ含ムモノトスル。

ア、破損シタ陶器類マタハ変質シタ薬品等ソノ物品ニ売払価値ガナイ場合

イ、物品ノ売払代金ガ売払ニ要スル経費ヲ下廻ルコトガ明ラカデアル場合

#### 5. 帳簿

現行細則才46条ニ規定スル物品管理簿、物品出納簿オヨビ物